

# AMAGASAKI CITY

第6次  
尼崎市総合計画

ひと咲き まち咲き あまがさき

# 第6次 尼崎市総合計画

ひと咲き まち咲き あまがさき



# CONTENTS

はじめに .....	5
1 総合計画の考え方 .....	6
2 総合計画の構成と期間 .....	8
(1) まちづくり構想 .....	8
(2) まちづくり基本計画 .....	8
(3) 期間 .....	8

## まちづくり構想 .....

11

1 社会潮流 .....	12
(1) 人口減少社会の進行 .....	13
(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化 .....	14
(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり .....	14
(4) デジタル化の進展 .....	15
(5) 産業構造・労働環境の変化 .....	15
(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり .....	16
(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常 .....	16
2 本市の状況 .....	17
(1) 人口動態の見通し .....	17
(2) 土地利用の特徴と変化 .....	19
(3) 行財政運営の状況 .....	21
3 「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」 .....	22
4 まちづくりの基本的視点 .....	26

<b>まちづくり基本計画</b> .....	29
<b>1 PDCAサイクルと横連携を重視したまちづくり</b> .....	30
<b>2 まちづくりの総合指標</b> .....	34
<b>3 施策体系</b> .....	36
<b>4 主要取組項目</b> .....	38
<b>1</b> 子ども・教育 .....	40
<b>2</b> 生きがい・ささえあい .....	41
<b>3</b> 脱炭素・経済活性 .....	42
<b>4</b> 魅力向上・発信 .....	43
<b>5 施策別の取組(各論)</b> .....	44
■各論の構成(施策の見方) .....	44
■施策ごとの取組(13 施策) .....	46
<b>6 行政運営</b> .....	72
(1) 行政運営の視点 .....	72
(2) 内部統制の推進 .....	80
(3) 都市間連携による行政サービスの質の向上 .....	80
 <b>資料編</b> .....	 81

※文章中、\*印のついた用語は、巻末の資料編「用語解説」に解説があります。







# はじめに

---

# 1 総合計画の考え方

## ■ともにまちづくりを進めるための「羅針盤」として

本市では、その時々社会情勢を踏まえながら、これまで5次にわたって「基本構想」を策定してきました。

地方自治法により「計画的な行政の運営を図る」ために構想策定が義務化されていた時代と異なり、平成25年度(2013年度)を開始年度とした第5次尼崎市総合計画は、物やサービスの充実だけでなく、生活の質、心の豊かさが重視される成熟社会における総合計画として、行政だけでなく、市民・事業者等を含めたまちづくりにかかわる主体である“わたしたち”が、より良いパートナーシップを築きながらともにまちづくりを進めるために、めざす方向性を示す「羅針盤」となるよう策定しました。

## ■「つくる」だけでなく「つかう」

人々のニーズが多様化するとともに変化の激しいこの時代において、わたしたちが目的地である「ありたいまち」に向かって着実にまちづくりを進めるためには、従来型の考えや手法に捉われたまま流れに身を任せるのではなく、時代の潮流を捉え、その変化に対応するために、総合計画という羅針盤をしっかりと活用し、進行方向を確認しながら、必要に応じて舵を切りなおすことが重要です。

そのため、第5次尼崎市総合計画にもとづくまちづくりを推進するに当たっては、施策評価を中心としたPDCAサイクルを構築し、取組の成果と課題を確認しながら、わたしたちがめざす「ありたいまち」に向かって力を合わせ、施策や事業を展開してきました。その結果、市民意識調査による本市のイメージは大幅に向上し、近年の本市人口の社会動態は改善傾向にあります。

このまちの改善傾向をしっかりとした流れとし、「ありたいまち」に向かう変化を、わたしたちの実感と手応え、誇りにつなげる10年とするために、引き続き、ファミリー世帯の転出超過傾向をはじめとした継続する課題に対応するとともに、第6次となる本計画を活用し、絶えず振り返りを行いながら着実にまちづくりを進めます。

## ■自治のまちづくりを具体化する

本市では、平成 28 年(2016 年)10 月に「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例は、わたしたちのまちをより良くしていくために、情報を共有し、シチズンシップ\*を高め、力を出し合い協力し、合意に向けた努力を重ねていくことを基本理念として、本市において自治のまちづくりがたゆみなく推進されることを目的としています。

本計画の推進により、わたしたち一人ひとりが学び、考え、行動し、また、わたしたちの力がより発揮されるよう、市としてもその責務を果たします。

## ■尼崎版 SDGs の推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは、平成 27 年(2015 年)の国連サミットで採択され、令和 12 年(2030 年)を期限に、「誰一人取り残さない」を基本理念とした世界共通の目標です。

SDGs がめざす誰一人取り残さない社会の実現は、本市が進めるまちづくりと、そのスケールは異なるもののめざす方向性は同じです。そのため、本市では「尼崎版 SDGs」を策定し、総合計画にもとづくまちづくりにより SDGs の達成をめざすことを明確にするなかで取組を進めてきました。本計画は、その計画期間中に SDGs の年限を迎えることから、その理念をより意識するとともに、ポスト SDGs を見据え策定しています。



## ■尼崎版総合戦略及び尼崎人口ビジョン

人口減少、少子化・高齢化などの課題の克服に向けた尼崎版総合戦略は、引き続き、総合計画のアクションプランとして位置付け、本計画の主要取組項目と整合性を図ります。また、本市人口の将来展望である尼崎人口ビジョンは超長期の将来推計であるため、社会経済情勢の変化により大きく変動が見込まれる場合など、必要に応じて見直しを行います。

## 2 総合計画の構成と期間

本市では、まちづくり構想とまちづくり基本計画を一体としたものを、総合計画としています。

### (1) まちづくり構想

まちづくりにかかわる主体と共有していく、尼崎らしいまちづくりのビジョン(展望)を示すもの

#### ① ありたいまち

わたしたちがまちづくりを進めていく上で共有する「こうありたい」と思う尼崎らしいまちの姿(めざすまちの姿)

#### ② まちづくりの進め方

「ありたいまち」の実現に向けて、わたしたちがまちづくりを進める上で、大切にしたい基本的な姿勢

#### ③ まちづくりの基本的視点

「ありたいまち」の実現に向けて、わたしたちがまちづくりを進める上で、基本とする考え方や方針

### (2) まちづくり基本計画

「ありたいまち」の実現に向け、「まちづくりの進め方」や「まちづくりの基本的視点」を踏まえて実施する取組やその方向性を示すもの

#### ① 施策別の取組

組織を超えた分野ごとの取組やその方向性

#### ② 主要取組項目

施策を連携させながら複数年をかけ、優先的かつ集中的に取り組む項目

#### ③ 行政運営

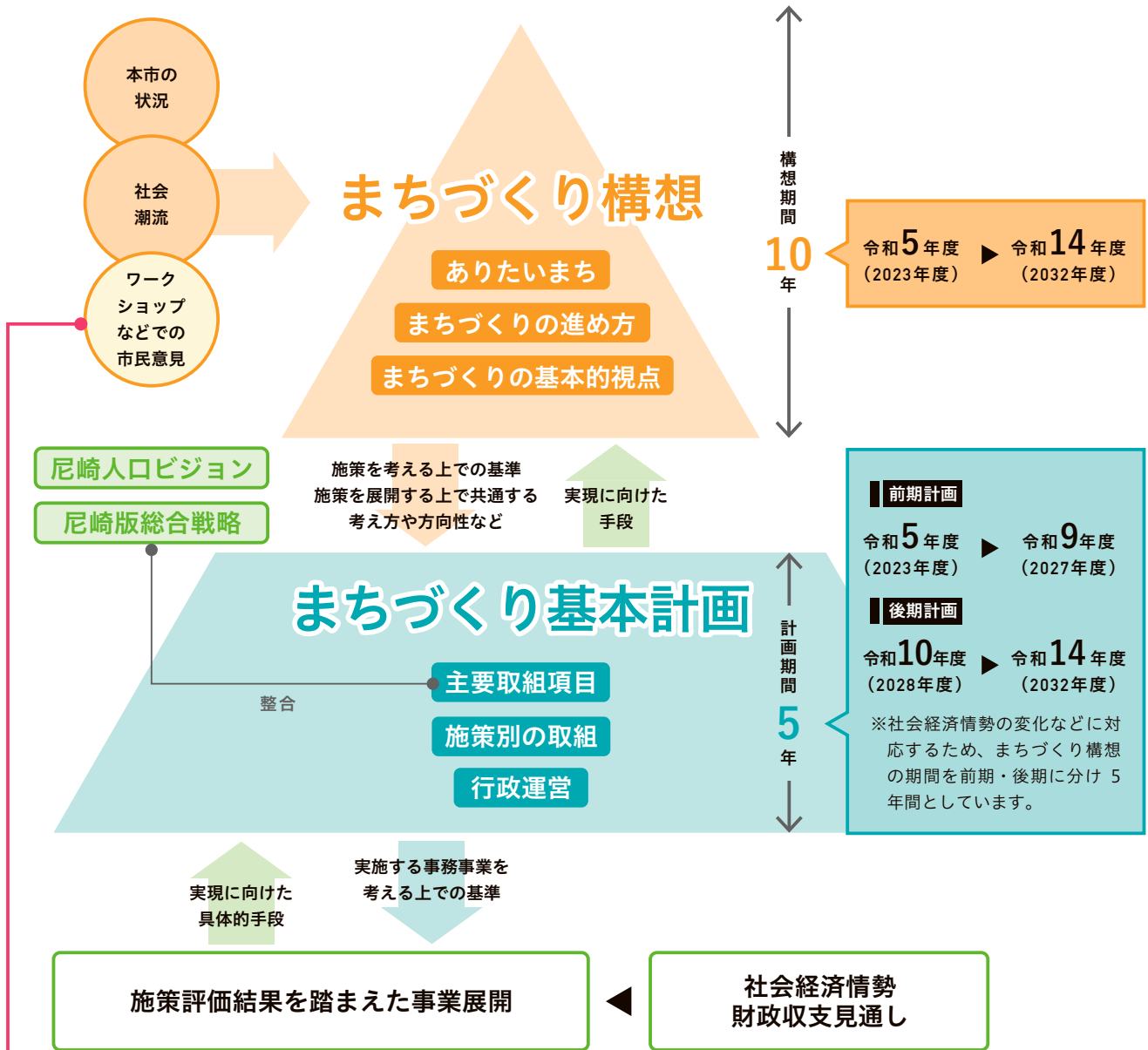
市の経営資源の強化の視点など

### (3) 期間

変化が激しい時代においても、ともにまちづくりを進めていくための、中長期的なまちづくりのビジョン(展望)として、まちづくり構想はその期間を10年間としています。

「ありたいまち」の実現に向けた取組の方向性を示すまちづくり基本計画は、取組の狙いや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を5年間としています。

《総合計画の構成》



●「未来から今を考える」ワークショップの開催

わたしたちがまちに望む「こうありたい」と思う姿(めざすまの姿)を検討するに当たって、令和元年度(2019年度)に「未来から今を考える」ワークショップを開催しました。

未来に向けてこれからの尼崎についてみんなで考え、意見交換を行い、その意見を踏まえて、総合計画の検討を進めてきました。





# まちづくり構想

まちづくり構想は、わたしたちが力を合わせてまちづくりを進める上で共有していく、尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）として定めます。

— 構想期間 —

令和 **5** 年度 ▶▶▶ 令和 **14** 年度  
(2023) (2032)

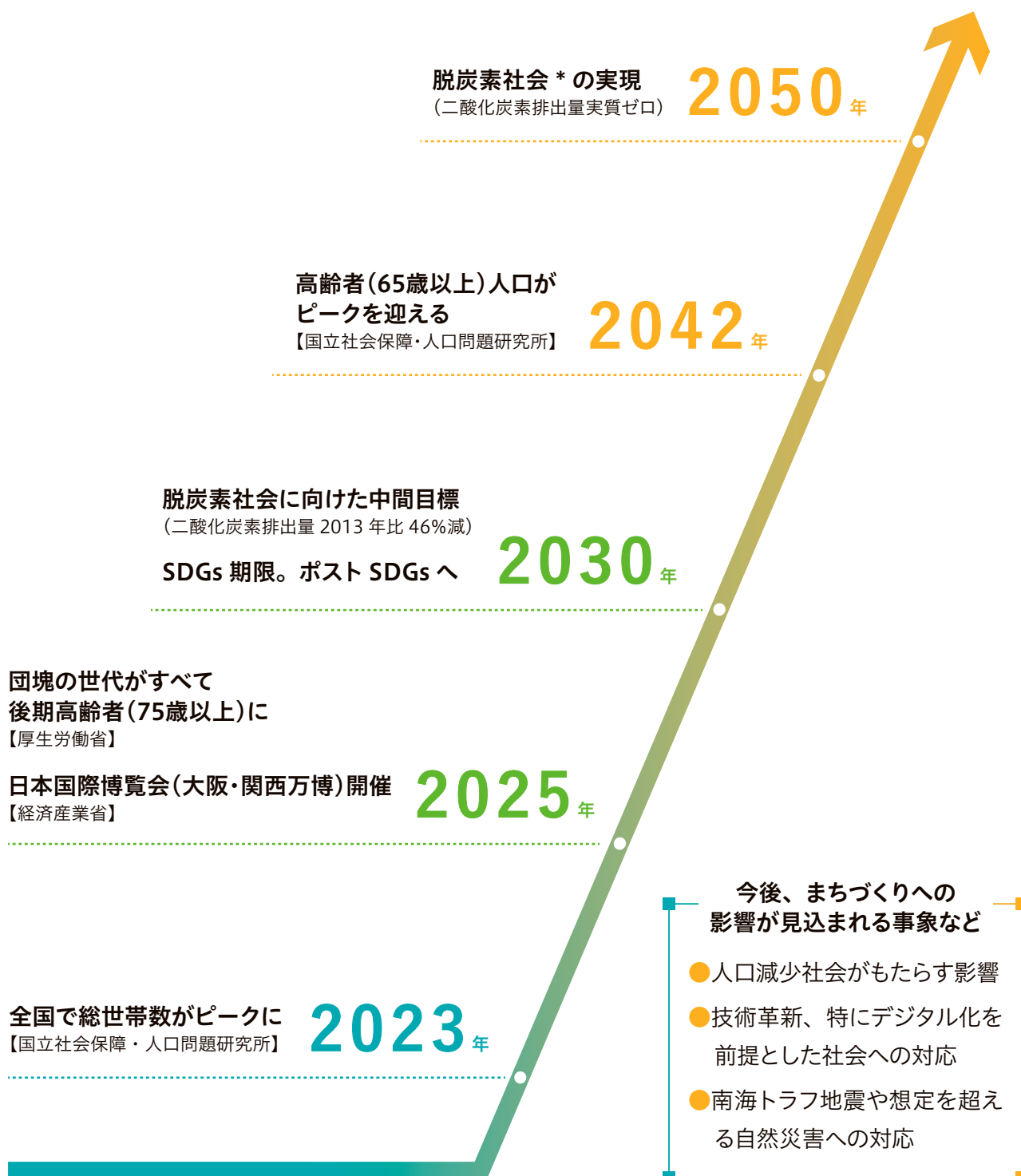
まちづくり構想

まちづくり基本計画



# 1 社会潮流

少子化・高齢化、グローバル化、デジタル化など、社会の変化が激しい現代においては、わたしたちの生活やニーズも多様化しており、まちづくりに取り組むに当たっては、変化に柔軟に対応することが求められます。ここでは、そのまちづくりの羅針盤となる本計画の策定に当たり、社会潮流の変化を計画の背景としてまとめています。



## (1) 人口減少社会の進行

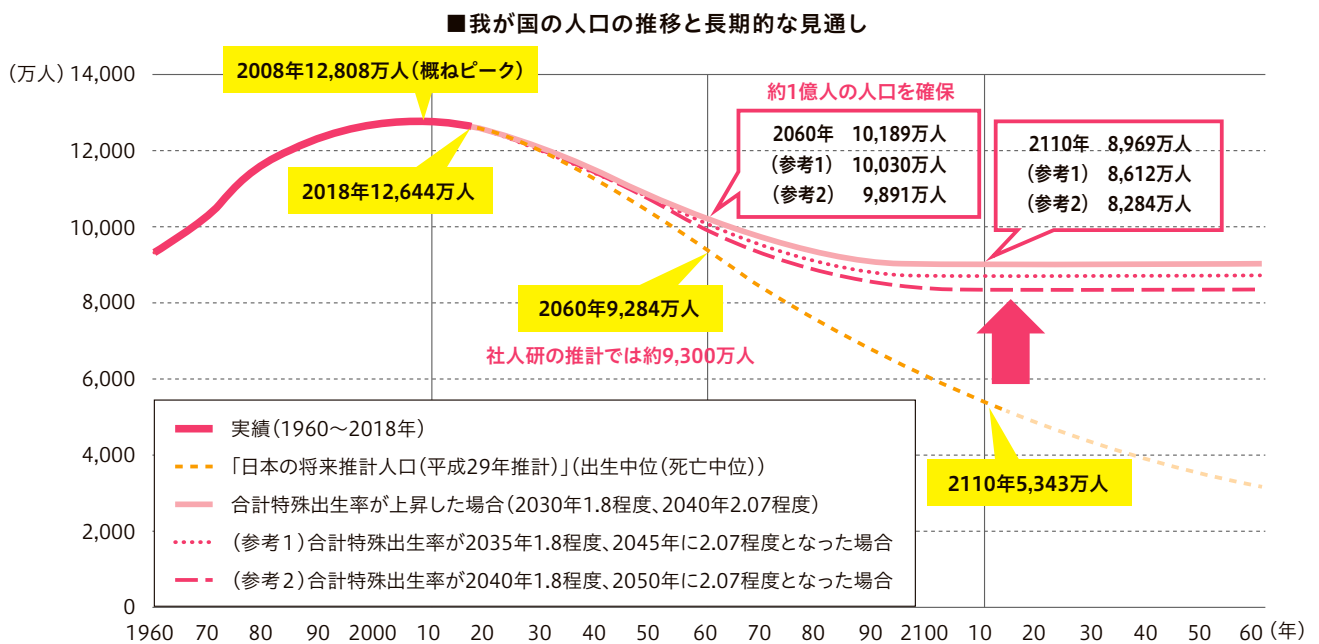
国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(令和元年改訂版)では、我が国の人口は平成20年(2008年)をピークに減少局面に入っており、平均寿命が高い水準にあるなか、出生率の低下によって引き起こされる人口減少は、必然的に高齢化を伴うこととなり、高齢化率\*もさらに上昇する見通しとなっています。

令和7年(2025年)にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上(後期高齢者)に、令和22年(2040年)にはその団塊ジュニア世代が全員65歳以上となり、また、令和24年(2042年)には高齢者人口がピークに達することが見込まれています。こういった状況から、社会保障費の増大や、いわゆる生産年齢人口(15~64歳)の減少により、医療・介護サービスの提供など、さまざまな面で影響が懸念されます。

一方で、日本における外国籍住民は、令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症の影響などから減少したものの、近年、増加傾向にあり、多文化共生\*社会に向けた意識の醸成や環境整備が求められています。

尼崎市でも

少子化・高齢化に伴う人口減少や、外国籍住民の増加という大きな流れは同様ですが、とりわけ単身高齢者人口が多いといった特徴があります。こうした社会構造の変化への柔軟な対応が重要です。



(資料)まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)をもとに本市で作成

(注1)国立社会保障・人口問題研究所(社人研)「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)

(注2)「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3)実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

## (2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化

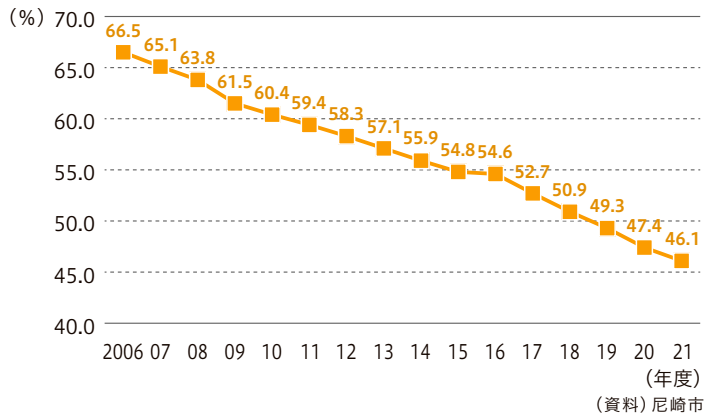
人口減少、少子化・高齢化の進行などにより、家族や地域でのつながりやささえあいが希薄化し、必要な支援につながる事ができず、課題が複合化する人や社会的に孤立する人が増加する傾向にあります。

これまで地域活動\*の中心を担ってきた自治会などの地域団体は、役員の固定化や高齢化が進み、世帯構成やライフスタイルの変化などによる加入率の低下により、地域でのささえあいなどの機能の維持が難しくなっています。

一方で、インターネットを活用したオンラインコミュニティなど、多様な形態のコミュニティも生まれています。

今後のさらなる人口減少社会を見据え、行政が担う公的支援はもとより、多様なつながりやささえあいが必要となります。

■本市社会福祉協議会加入率の推移



尼崎市では

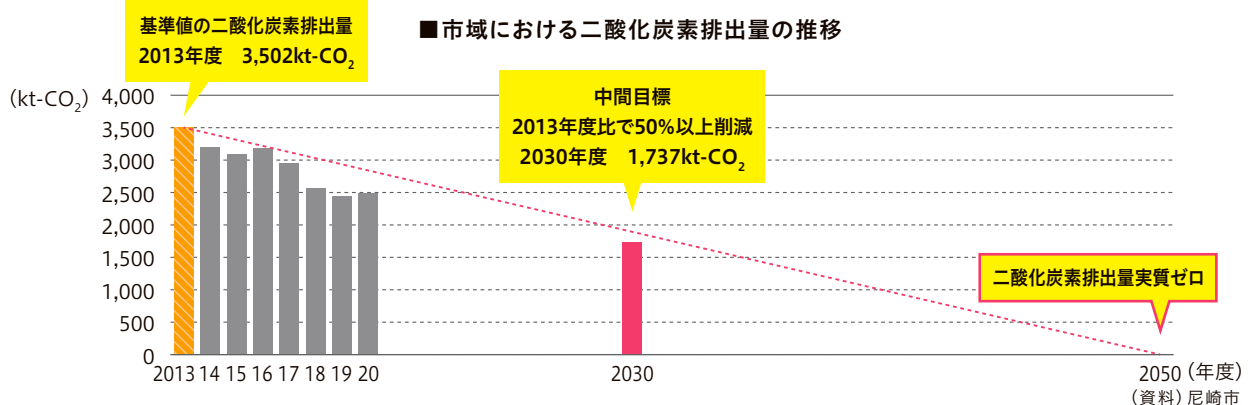
生活保護受給者をはじめとした支援を必要とする人が多いことも踏まえ、課題が複雑化・複合化する前にできるだけ早く必要な支援につなげられるよう、地域特性に応じた見守りやささえあいの重要性が高まっています。

## (3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり

地球温暖化、海洋プラスチックごみ\*汚染などが大きな地球環境問題として顕在化しているなか、令和2年(2020年)10月、国は令和32年(2050年)に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。社会活動や経済活動など、わたしたちの日常生活は環境問題と密接にかかわっており、将来にわたって安心して生活できるよう、一人ひとりがそのことを意識し、環境に配慮した行動を取っていくことが重要です。

尼崎市でも

地球温暖化による危機をわたしたちが正しく認識・共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和3年(2021年)6月に、「尼崎市気候非常事態行動宣言\*」を表明しています。

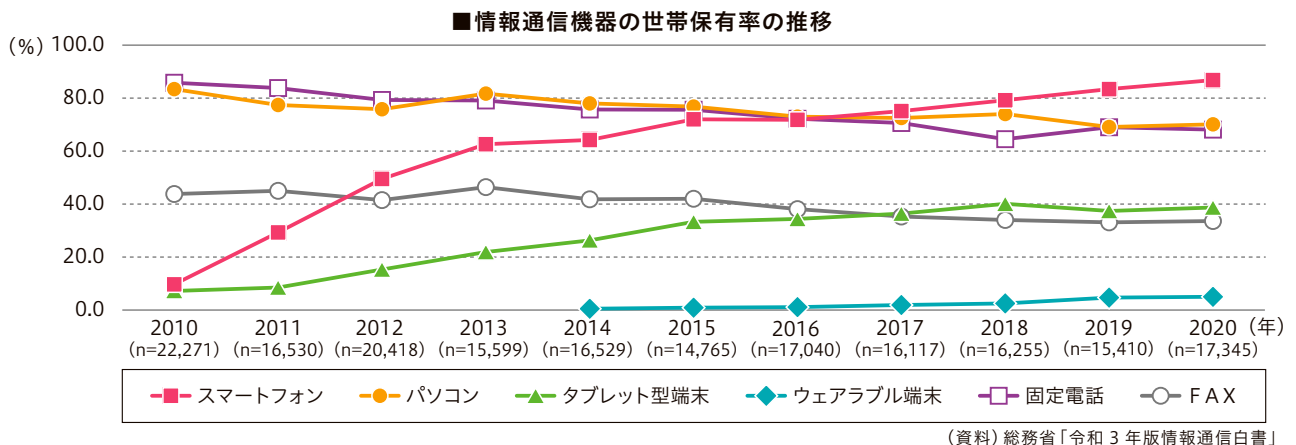


## (4) デジタル化の進展

国がめざす Society5.0\* は、AI、IoT\*、ロボットなどの先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく経済発展と社会的課題の解決が両立する未来社会の姿です。今後の人口減少下においては労働力不足が懸念されていますが、先端技術の活用がさらに進むことで、労働力不足を補うだけでなく、例えば、医療の分野では遠隔医療などにより地域格差の是正にもつながることが期待されています。一方、デジタル化が進むことで、情報格差の広がり、情報セキュリティの確保などの課題への対応やメディアリテラシー教育\*、デジタル・シチズンシップ教育\*の充実が求められています。

尼崎市でも

行政手続などにおける住民利便性の向上や業務の効率化に向けてデジタル技術の活用が進んでいるなか、全国的な流れと同様、デジタル化に伴う課題への対応などが求められています。



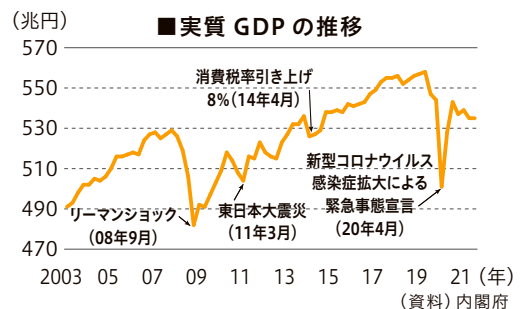
## (5) 産業構造・労働環境の変化

我が国の経済状況は平成20年(2008年)のリーマンショックを発端とした世界同時不況、平成23年(2011年)の東日本大震災の影響による景気の減速から緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が制限され、労働需要も減退し、失業率や有効求人倍率が悪化しています。また、産業構造の変化により、第3次産業のうち情報通信など知識集約型産業の比率が高まっているなか、感染拡大を防止するために、ICT\*を活用したテレワークなど、時間や場所を問わず柔軟な働き方が可能となるなど、労働環境は変化しています。

このような変化に柔軟に対応し、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが尊重され、働きやすく、活躍できる社会の実現に向けた環境整備を進め、人口減少下における労働力不足にも対応していく必要があります。

尼崎市では

全国的な流れと同様、サービス業など第3次産業の比率が高まっていますが、工業都市としての歴史的背景などから、依然として、製造業が本市の中核を担っています。



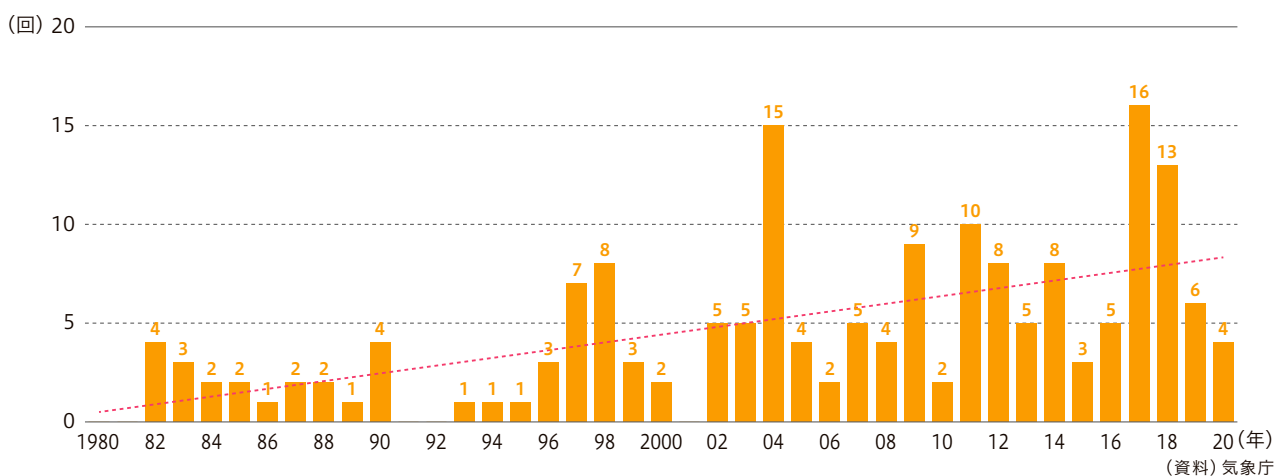
## (6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり

近年、我が国ではかつてない豪雨や、地震などの自然災害に見舞われています。南海トラフ地震のような巨大地震も、令和3年(2021年)時点で今後30年以内に70～80%の高い確率で発生すると言われてしています。そのため、国や自治体の公助の取組はもとより、家庭やコミュニティの防災力強化、学校での防災教育など、自助・共助による取組が進められています。

尼崎市では

市域の3分の1が海拔0メートル地帯であり、大雨などによる影響を受けやすい地形であるため、古くから治水対策に取り組んできましたが、昨今の自然災害の激甚化・頻発化に備えた地域防災力の向上が重要です。

■兵庫県の降雨強度 1時間50mm以上の年間発生回数の推移



## (7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

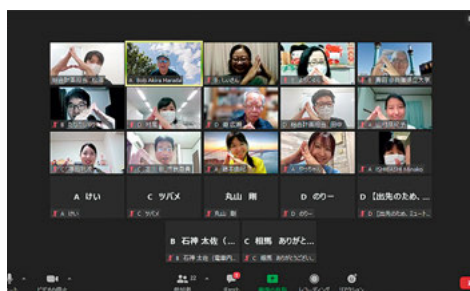
令和元年(2019年)に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染が拡大し、医療、経済、福祉、教育など、社会の各層に甚大な影響を与えています。人と人との接触が制限される一方、さまざまな分野でデジタル化への対応が進み、ワーク・ライフ・バランスが見直される契機となるなど、これまでの人々の「日常」が大きく変化しています。

尼崎市では

保健所と衛生研究所を併せ持つ強みを生かした感染拡大防止などの取組やセーフティネット機能\*としての取組が進んでいます。コロナ禍で得た「人と人とのつながり」や「地域におけるささえあい」の重要性などの気づきや教訓を糧に、引き続きウィズコロナ・ポストコロナといった社会の変化へ対応していくことが重要です。



コロナ禍での「ナッジ\*」理論の活用例。  
地面に貼られた足跡マークに合わせて間隔を空けて並ぶ仕組みづくり。  
世界保健機関(WHO)のホームページにも取り上げられました。



Web会議システムを活用したタウンミーティング。  
コロナ禍における新たなつながりの手法。  
市外、自宅など色々な場所から気軽につながることができます。



# 2 本市の状況

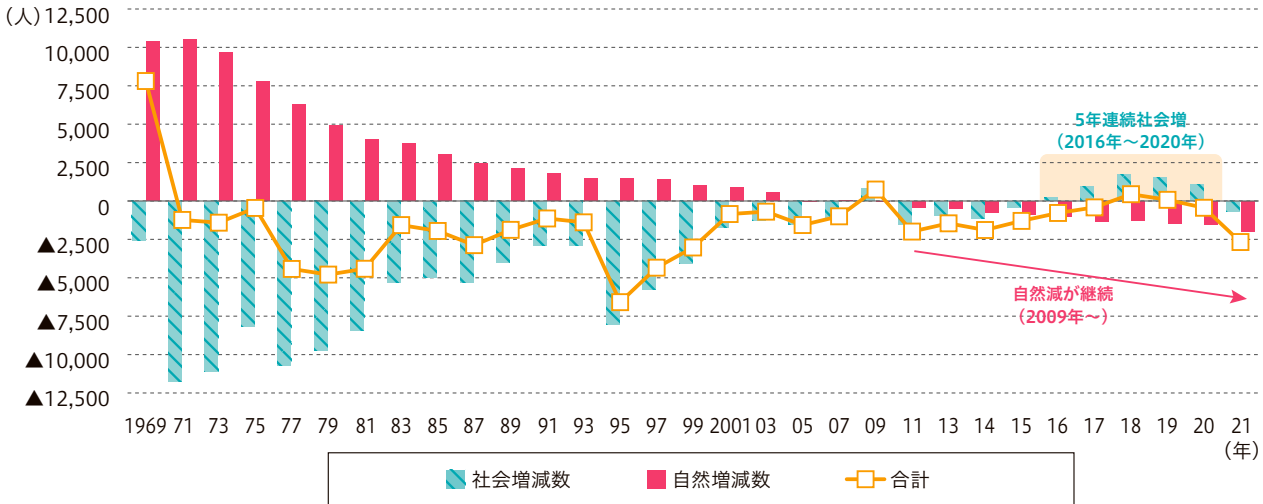
ここでは、これからのまちづくりを考える上で重要となる本市の状況を計画の背景としてまとめています。

## (1) 人口動態の見通し

### ◆社会増により改善傾向にある人口動態

本市の人口は、昭和46年(1971年)をピークに、その後、減少傾向が続いていましたが、近年、住宅供給などにより、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が平成28年(2016年)以降、5年連続で継続するなど、改善傾向にあります。

■本市の人口動態

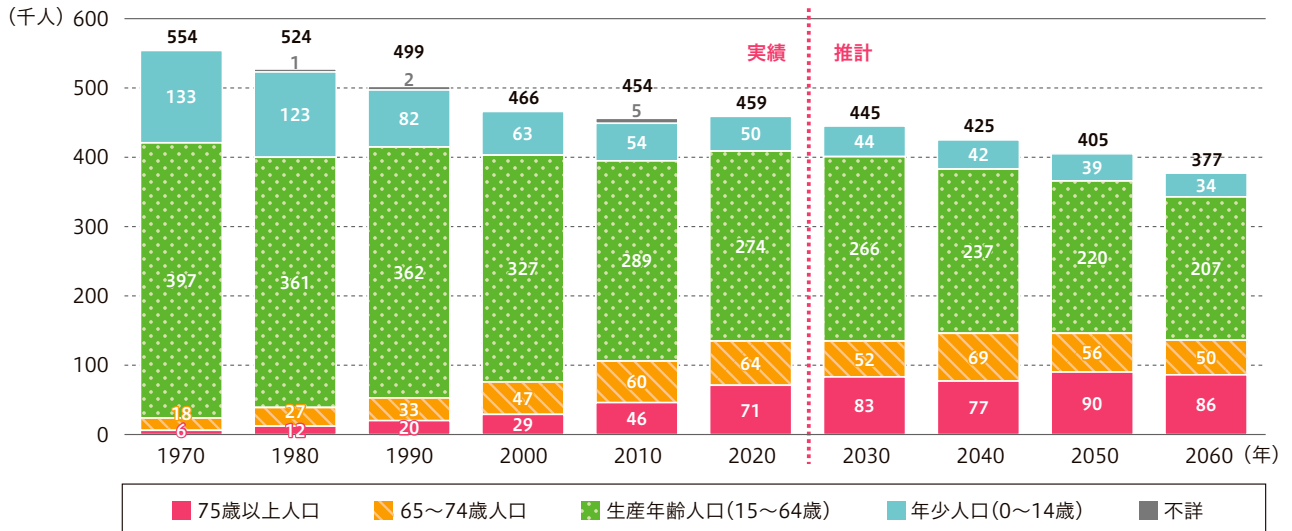


(資料) 尼崎市統計書

### ◆自然減の拡大により見込まれる人口減少の進行

しかしながら、少子化・高齢化に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が今後拡大していくことが見込まれ、全国的な傾向と同様、本市においても人口減少がさらに進むことが見込まれます。

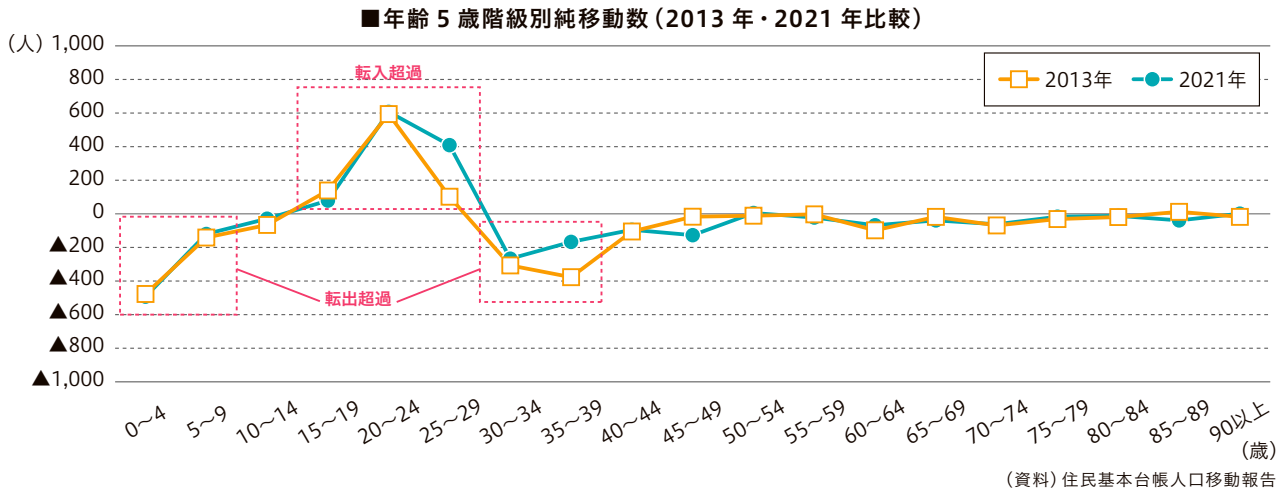
■本市の総人口の推移



(資料) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに本市で作成

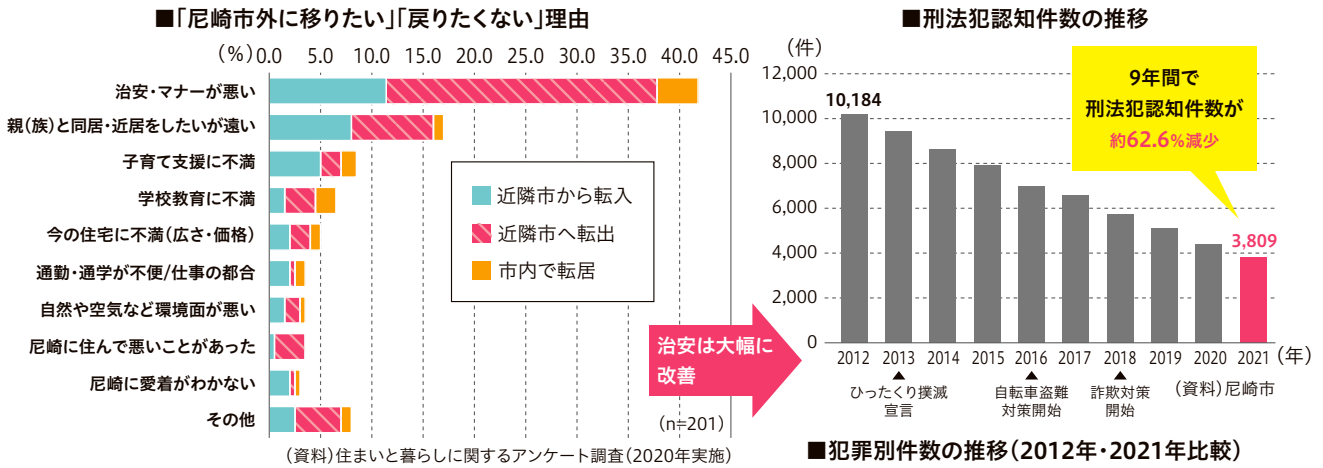
## ◆課題であるファミリー世帯の転出超過傾向

本市の人口動態は、20歳代を中心とした若年層においては毎年大幅な転入超過が継続していますが、その一方で0歳から4歳と30歳代後半が大幅に転出超過になっており、ファミリー世帯の転出超過が課題です。



## ◆実態とイメージのギャップの解消へ

アンケート結果から、ファミリー世帯の転出理由が、まちのイメージ、教育環境、治安・マナーなど、さまざまな課題が複合的に作用した結果により生じていることがわかりますが、本市の取組や実態を市民に十分に伝えられていないことによるものもあります。居住継続に前向きな市民の割合が高まりつつあるなか、市民ニーズに柔軟に対応するとともに、効果的な情報発信が求められています。

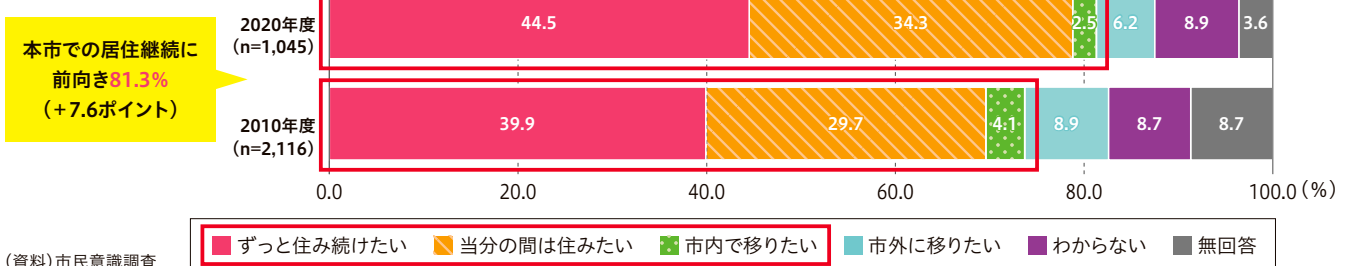


「その他」の主な理由  
『普段の買い物不便』『保健・医療・福祉サービスが整っていない』  
『保育所・幼稚園・学校などで子ども同士のつながりがない』

## ■犯罪別件数の推移(2012年・2021年比較)



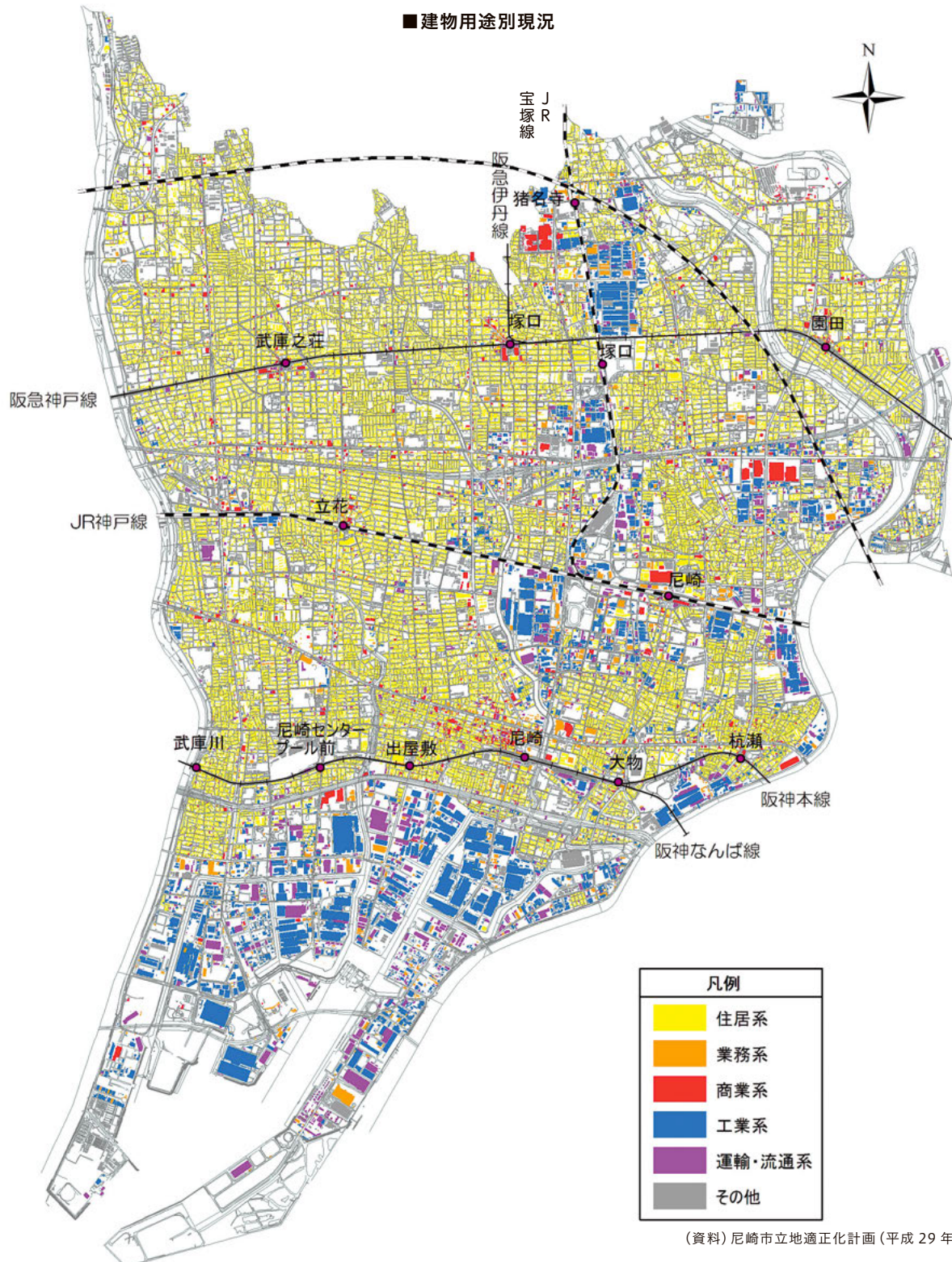
## ■尼崎市への居住意向



## (2) 土地利用の特徴と変化

### ◆高い生活利便性と職住近接の強み

市域内は、都市計画法上の用途地域\*の枠組みでは、令和3年(2021年)3月末現在、工業系地域が全体の約3分の1(約36%)を占め、その約半分が工業専用地域であり、住居系地域が約58%、商業系地域が約6%となっています。また、これらの配置は、概ね、工業系地域が臨海部並びにJR沿線及び神崎川沿いに、商業系地域が主要な鉄道駅周辺及び国道2号線沿いに、住居系地域がその他の地域にあります。この状況は、古くからあまり変わっておらず、近隣市及び人口規模が本市と同程度の他都市と比較すると、工業系地域の比率が高いといった特徴があります。





実際の土地利用については、概ね、工業系地域には工業地が、商業系地域には商業地が、住居系地域には住宅地が形成されていますが、内陸部の工業系地域及び鉄道駅から離れた場所にある商業系地域では、廃業した工場または商店の跡地において宅地化が進展しています。また、北部及び西部の住居系地域にはまとまった農地が残っています。

市内には、広い工業系地域に工業系、業務系、運輸流通系などの事業所が立地するほか、鉄道駅周辺及び幹線道路沿いに商業店舗、病院、金融機関などの生活利便施設、その他の事業所などが立地しており、これらの一部は住居系地域内にも点在していることから、本市は、生活利便性及び職住近接といった点で優れています。

### ◆大規模な住宅開発など工場跡地利用の変化

前述のとおり、市内には、広い工業系地域に工業系、業務系、運輸流通系などの建物が立地しており、本市は「産業のまち」として製造業を中心に発展してきましたが、近年の製造拠点の集約や海外へのシフトなどの流れを受け、市内の製造拠点の市外移転が進んでおり、製造品出荷額は最盛期と比べ大幅に減少しています。このような製造拠点の移転に伴い、近年、大規模な工場跡地の利用に幾つかの変化が生じています。

1つ目は、交通利便性並びに立地環境及び雇用確保での優位性から、大規模な物流倉庫が主に臨海部の工場跡地に進出していることです。2つ目は、市内の既存企業において、工場を研究開発施設などへと機能転換させ、付加価値を高めていることです。この傾向は、都市圏からのアクセスの良さなどから、主に内陸部での工場跡地においてみられています。最後に3つ目は、駅前の工場跡地において、大規模な開発が進んでいることです。例えば、JR尼崎駅の北及び北西の地域並びにJR塚口駅の東の地域は、住宅地または商業・業務地に転換されており、人口動態への影響がみられています。



あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業により商業・業務地に転換されたJR尼崎駅周辺

### (3) 行財政運営の状況

#### ◆長年の取組により着実な成果を上げてきた行財政改革

平成初期のバブル経済崩壊以降、歳入面では、経済情勢の悪化により税収や収益事業収入\*が急激に落ち込み、一方、歳出面では阪神・淡路大震災による被害を受けての面的整備などの復旧・復興事業の実施や、土地開発公社\*の健全化による公債費などの増加、また、高齢化の進行などを背景とする社会保障関係費の増加などを要因として、本市は財政再建団体への転落も危惧されるような危機的状況に直面しました。

そのため、本市では平成15年(2003年)2月に策定した「尼崎市経営再建プログラム」以降、3つの計画にもとづく20年間にわたる行財政改革に取り組み、その結果、将来負担の残高は着実に減少傾向にあることに加えて、平成29年度(2017年度)当初予算で実質的な収支均衡を達成し、それ以降令和3年度(2021年度)当初予算まで概ね同水準の収支状況を維持するなど、本市の行財政改革の取組は着実に成果を上げてきたところです。

しかしながら、市民ニーズの変化・多様化が進むなか、時代の変化に対応しつつ総合計画にもとづく取組を実施するためには、引き続き、行財政改革の取組が不可欠であり、総合計画と別途定める「財政運営方針」を含む分野別計画を連携させながら取組を進めていく必要があります。

#### 《本市における行財政改革の取組》

尼崎市経営再建プログラム (平成15年度～平成19年度)

“あまがさき”行財政構造改革推進プラン (平成20年度～平成24年度)

あまがさき「未来へつなぐ」  
プロジェクト  
(平成25年度～令和4年度)

##### 方向性

- (1) 都市の体質転換\*・税源の涵養\*
- (2) 効果的・効率的な行財政運営
- (3) 将来負担の抑制・社会経済情勢の変化に備えた行財政運営

##### 総合計画

主要取組項目や施策、行政運営を推進するなかで、引き続き、ファミリー世帯の増加に向けた取組や健康で自立した生活の確保に向けた取組、中長期的な視点での事務事業の改善といった「都市の体質転換・税源の涵養」、「効果的・効率的な行財政運営」に取り組む

##### 財政運営方針

達成すべき目標とそれに向けた財政規律などにもとづく規律ある安定的な財政運営を行う

# 3 「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」

わたしたちがめざすまちの姿である「ありたいまち」に加え、その実現に向けてわたしたちが大切にしたいまちづくりの進め方とそれを支えるために市が果たすべき責務などを示します。

## ありたいまち

まちに望む姿は人それぞれ異なります。だから、本市がめざすまちの姿は、わたしたちそれぞれが「こうありたい」と思う姿としています。

社会的包摂\*・多様性

### 「ほっとかない。 だれも、なにも」

さまざまな人を受け入れてきた尼崎。その懐の深さと、良い意味でのお節介なこのまちは、きっとありのままの自分でいられる場所になる。

シチズンシップ・シビックプライド\*

### 「みなぎる。つながる。 わたしたちのチカラ」

なりたい自分に向けたきっかけにあふれている尼崎。わたしたちが変わればまちが変わる。わたしたちのチカラは、きっとまちを動かす大きなチカラになる。

産業・活力

### 「きり拓く。 ひと、しごと」

産業のまちとして発展してきた尼崎。このまちが持つ創り出すチカラ、そしてそれを生かす人のチカラで、まちが、人が、もっと元気に。

ひと咲き  
まち咲き  
あまがさき

尼崎で、人々が、まちが、  
花を咲かせ、実を結び、種を残し、  
また次の花を咲かせていく。  
そんな「ひと咲き まち咲き あまがさき」を  
構成する5つのありたいようす

利便性・都市機能

## 「たかまる。 便利でご機嫌な暮らし」

都市機能が充実し、便利で快適な生活ができる尼崎。このまちでのくらしは、人生がもっと楽しくなる。

持続可能性

## 「ひろげる。 一歩先の選択肢」

たくさんの課題に向き合ってきた尼崎。このまちが歩む持続可能なまちづくりは、きっと未来につながっている。

まちづくりの進め方は次ページ

## まちづくりの進め方

「ありたいまち」の実現には、まちづくりにかかわるわたしたちが役割を分担しつつ、力を出し合い、まちの課題を解決するとともに、まちの魅力を高めていくという「自治」によるまちづくりが重要です。

### (1) ともに進めるまちづくり

「ありたいまち」の実現に向けて、自治のまちづくりを進めるためにみんなで共有する大切にしたい4つのルールを示します。

#### 情報共有

わたしたちが自治のまちづくりを進めるに当たって必要となる**情報**を共有します。

#### 参画

身近な地域や社会について知り、**学び**、まちへの**関心**を持つことにより**シチズンシップ**を高め、積極的にまちづくりに**参画**します。

#### 協働

目的や課題を共有し、個人や団体にかかわらず、それぞれが持つ**力**を出し**合い**協力します。

#### 対話

**対話**を重ね、**合意**に向けて努力を積み重ねます。

わたしたちの持つ力がより発揮される基盤づくり

自治のまちづくり

### (2) 市の責務

ともにまちづくりを進めるうえで、市が担う責務を示します。

#### 協働

自治のまちづくりが進むよう基盤を整備するとともに、**協働**のまちづくりを推進します。

#### 人材育成・組織体制

職員の**資質向上**と**柔軟な組織**体制を確立します。

#### 行財政

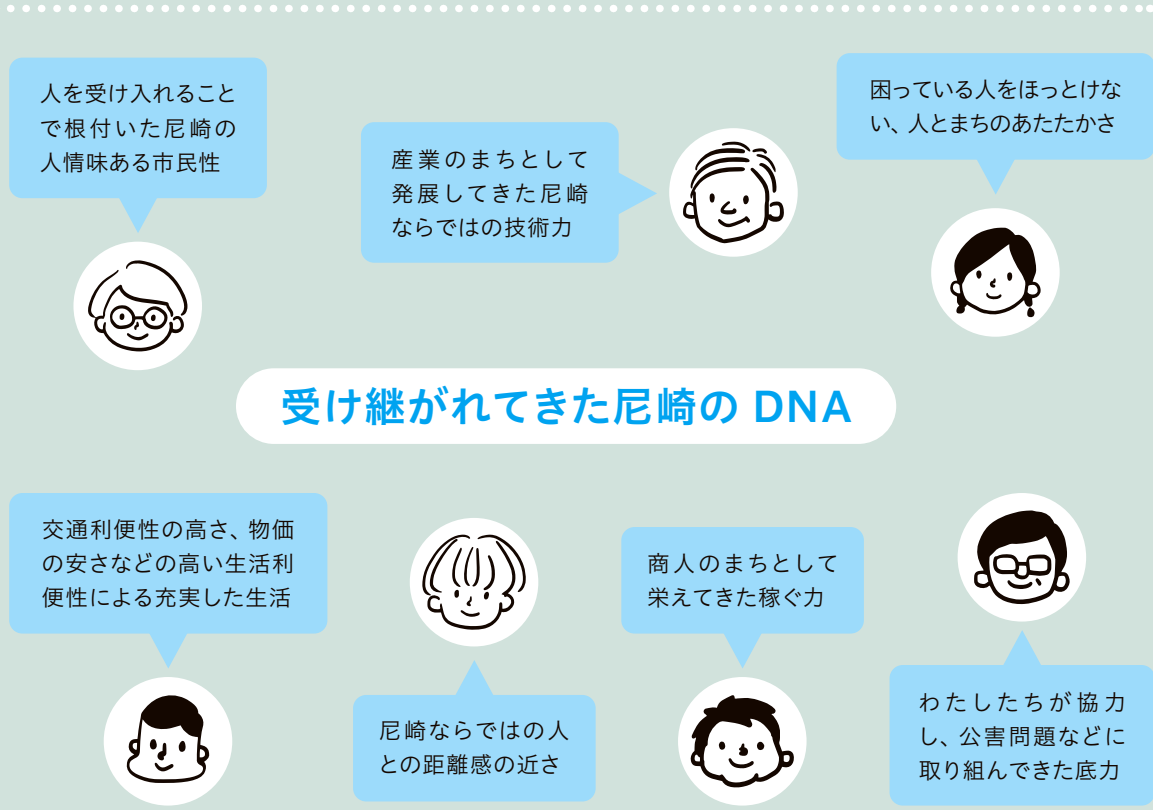
**行財政基盤**の確立をめざします。

セーフティネットとしての責務

ひと咲きまち咲きあまがさき



尼崎らしさ、過去から受け継がれてきたもの、現状や将来課題を踏まえ、市民とのワークショップなどの意見を集約



尼崎の個性や魅力があふれるまちの姿

# 4 まちづくりの基本的視点

社会潮流や本市の状況を踏まえつつ、「ありたいまち」である「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現に向けて、わたしたちが力を合わせて進めるまちづくりの基本的な視点を示します。



## バランスの取れた人口の年齢構成の実現

市は、教育などの子育て環境に対するニーズに総合的に対応するとともに、本市が持つ高い生活利便性や職住近接といった強みを生かしつつ、その受け皿となる住宅供給の観点も含め、子育てしやすいだけでなく、子育てを楽しめるまちとして、ファミリー世帯の定住・転入の促進に取り組みます。

## まちへの想いの醸成と交流の創出

わたしたちは、まち全体に広がりつつある学びや活動の仕組みを生かし、誰もが本市に愛着を抱き、活動の場として力を発揮し、手応えを感じられるような場や機会・交流を創り出すことで、定住人口だけでなく、地域外から地域と多様にかかわる「関係人口\*」の創出にも取り組みます。

## 地域共生社会\*の実現

わたしたちは、城下町、産業都市としてさまざまな人を受け入れながら発展し、そのなかではぐくまれてきたつながりやささえあいを誇りに、地域共生社会の実現に向けて、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが住みやすく、安心して働き、能力を発揮できるような環境整備に取り組みます。





## 地域特性を 生かした 魅力と活力の創生

わたしたちは、まちの成り立ちから、地域ごとや鉄道沿線ごとにある歴史や文化、産業などのさまざまな特色や地域資源\*などを生かし、育て、効果的な情報発信も行うなかで、さらなるまちの魅力と活力の創生に向け、地域特性に応じた彩り豊かなまちづくりを進めます。

## 持続可能な 社会を支える 基盤整備

市は、市民・事業者等が安全・安心を実感できるよう、施設の老朽化対策や頻発する自然災害への備えなど都市基盤の適切な整備、維持管理に努めます。また、将来を見据えるなかで、既存インフラの多機能化など、誰もが使いやすく、環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組みます。

## 安定した行財政 基盤の確立

市は、これまで取り組んできた行財政改革の成果を生かし、行政サービスの質を高めつつ、安定した行財政基盤によりまちづくりを支えるため、引き続き、中長期的な視点での事務事業の改善といった、「都市の体質転換・税源の涵養」、「効果的・効率的な行財政運営」に取り組めます。





# まちづくり基本計画

まちづくり基本計画は「ありたいまち」である「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現に向け、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」や「まちづくりの基本的視点」を踏まえ、今後のまちづくりの取組方針などを示す本市の最上位の行政計画です。

まちづくり基本計画では、組織を超えた分野ごとの取組である「施策別の取組」や、施策を連携させながら優先的かつ集中的に取り組む「主要取組項目」、市の経営資源の強化に向けた「行政運営」などを示しています。



— 計画期間（前期計画） —

令和 5 年度  
(2023)



令和 9 年度  
(2027)

# 1 PDCA サイクルと横連携を重視したまちづくり

## ■施策評価を核とした PDCA サイクルによる取組の着実な推進

本市では、決算評価である施策評価を起点とし、翌年度の予算編成につなげ、事務事業を実施するという年度ごとの PDCA サイクル(単年度 PDCA)により、総合計画にもとづくまちづくりを着実に進めています。

### (1) 施策評価の概要

#### ① 施策評価の目的

施策評価は、総合計画などの進捗確認、効率的・効果的なまちづくりの推進、意識の共有、市民の市政参画の推進を目的としています。

#### ② 評価手法

##### ● 施策別の評価

施策の展開方向ごとに、総合戦略の観点や市民意識調査結果、目標指標の進捗状況などを踏まえた評価を実施

評価方法	内容
市民意識調査	無作為抽出による市内在住の満 15 歳以上の市民を対象とした市民意識調査結果
担当局評価(1次評価)	市民意識調査結果や目標指標の進捗状況、分野別計画を所掌する審議会等の評価などを踏まえた、施策の主たる担当局による評価
市長評価(評価結果)	施策の主たる担当局による評価を受けての市長による評価

##### ● 行政運営の評価

財政状況など、「施策」に分類されない「行政運営」についても目標指標の進捗状況や中長期的な目標に対する取組状況などを踏まえた評価を実施

##### ● 主要取組項目の評価

複数年をかけて優先的かつ集中的に取り組む主要取組項目は、それぞれの項目ごとに、施策間の連携を確認しながら施策を超えた評価を実施

##### ● 総合指標による評価

まちづくり基本計画全体の進捗を把握するため、まちづくりの総合指標の進捗を踏まえた評価を実施

##### ● 総合評価

総合指標によるまちづくりの評価を踏まえ、主要取組項目、施策別や行政運営の評価と合わせ、まちづくりについて総合的な評価を実施

### ③ 施策評価結果の活用

施策評価結果を市議会の決算審査の附属資料として提示するとともに、その結果を踏まえ、翌年度の主要事業の立案や予算編成に反映

### ④ 「まちの通信簿」の作成・公表

まちづくりの進捗を、わかりやすく市民・事業者等と共有することを目的に、施策評価結果をまとめた「まちの通信簿」を作成・公表

## (2) まちづくり基本計画期間ごとの PDCA サイクル (計画期間 PDCA)

計画期間 PDCA は、施策評価を核とした毎年度の PDCA サイクルで生じる成果と課題、施策評価の改善、施策間連携の取組などを総合計画審議会に報告し、個別課題ではなくサイクルの進め方自体について意見を聴取するなかで、後期計画に反映させるべき論点を整理し、反映させていく仕組みです。

## ■ 横連携の強化による相乗効果の創出

計画を推進するに当たっては、施策を着実に進めるだけでなく、複数の施策を一体的に推進することでより大きな効果が得られると考えています。本市では、総合計画が分野別計画を束ねる位置付けであることから、総合計画と分野別計画の整合性を図り、施策間・計画間の連携を強化するため、次のような取組を進めています。

#### ● 施策評価における連携確認

主要取組項目を中心とした毎年度の連携確認の実施

#### ● 分野別計画の体系的な整理及び「施策間連携ガイドブック」の作成

計画を「つくる」だけでなく「つかう」ため、分野別計画を体系的に整理するとともに、市のめざす姿や、取組状況、分野別計画の策定状況などをまとめた「施策間連携ガイドブック」を作成

#### ● 「施策間連携サミット」の開催

市と審議会等の代表者が、各施策の役割や隣接領域の状況などについて共有し、さらなる横連携の促進に向けた意見交換の実施

まちの課題が複雑化・多様化するなか、引き続き、PDCA サイクルにより、組織や分野ごとの専門性を高めつつ、庁内のみならず、官民、自治体間など、つながりや広がり意識するなかで、着実に、効果的に取組を推進していきます。

なお、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」を踏まえ、市民・事業者等とのまちづくりにおける成功事例や今後改善が必要な事例を集約した事例集の作成といった、協働による振り返りの手法などについても検討していきます。

# 《まちづくり基本計画の推進イメージ》

※この図は、P30、P31 の「1 PDCA サイクルと横連携を重視したまちづくり」の内容をイメージ化したものです。

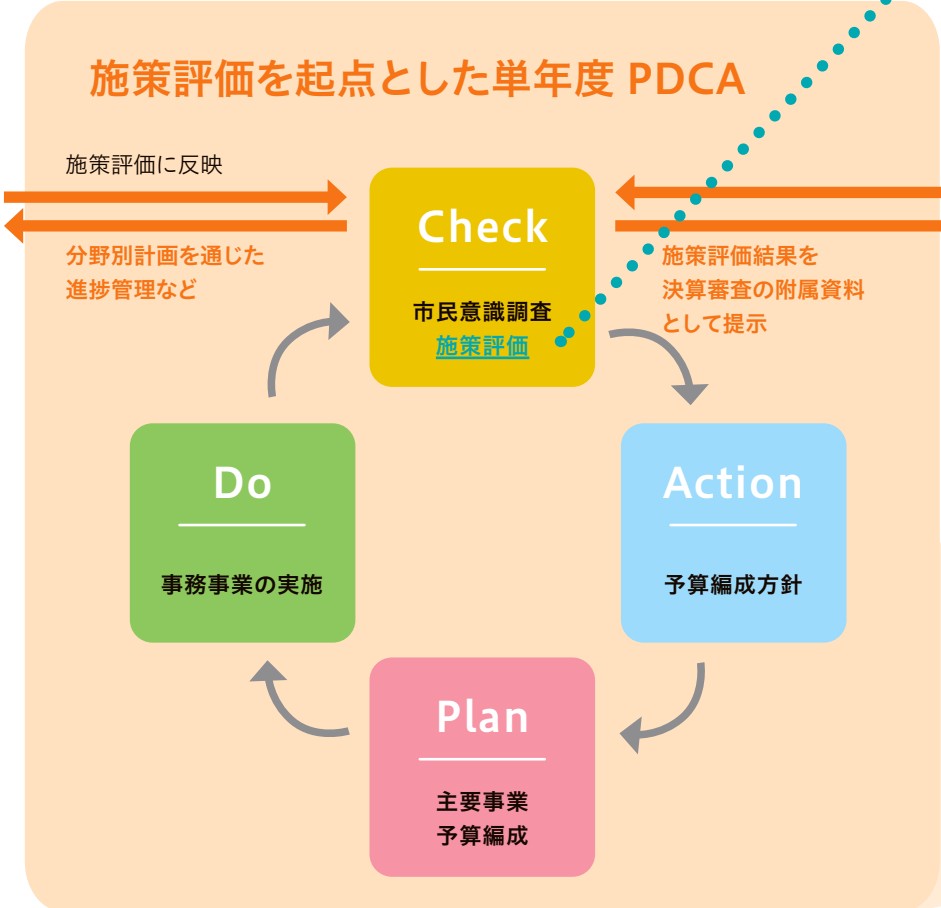


**■ 横連携の強化による相乗効果の創出**

総合計画と分野別計画の整合性を図り、施策間・計画間の連携強化に向けた取組を実施

**【主な連携の取組】**

- 施策評価における連携確認
- 分野別計画の体系的な整理
- 「施策間連携ガイドブック」の作成
- 「施策間連携サミット」の開催



## ■ 施策評価を核とした PDCA サイクルによる取組の着実な推進

施策評価の構成 (イメージ)

まちの通信簿

視点

### 総合評価

- 総合指標の達成状況や主要取組項目の評価、市民意識調査結果、施策別の評価などにより進捗を確認

### 主要取組項目の評価

- ① 子ども・教育
- ② 生きがい・ささえあい
- ③ 脱炭素・経済活性
- ④ 魅力向上・発信

### 総合指標による評価

- ① 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点
- ② 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点
- ③ 居住地としてのまちの評価を測る“市民の実感”の視点

### 財政状況の評価

- 安定した行財政基盤の確立

### 施策別の評価

- 13 施策 41 展開方向ごとに成果や課題、指標の進捗度の点検・確認

### 行政運営の評価

- 【協働】ともにまちづくりを進めるために
- 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
- 【行財政】市民生活を支え続けるために

### 事務事業シート

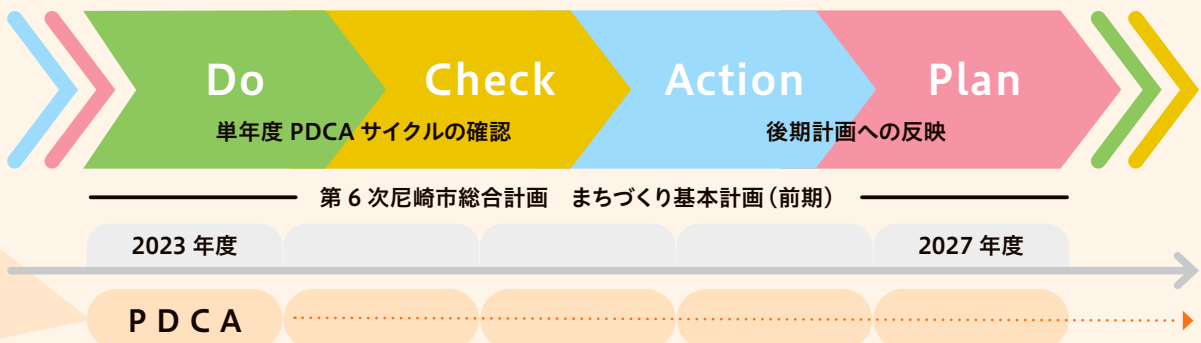
- 施策評価の基礎資料として事務事業シートを活用
- 施策ごとの評価結果をシートに反映

## 市議会

- ・ 条例の制定・改正・廃止
- ・ 予算の決定
- ・ 決算の認定 など

## 計画期間 PDCA

まちづくり基本計画期間ごとの進捗確認と評価



## 2 まちづくりの総合指標

「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくりを進めるに当たっては、その目標や方向性を明確にするとともに、それらをまちづくりにかかわる主体と共有し、絶えず取組の振り返りを行いながら進めていくことが重要です。本計画では、主要取組項目や施策ごとに指標を設定し、その進捗を測るとともに、まちづくり基本計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を次の3つの視点で設定しました。

### 視点1 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

#### 指標 ファミリー世帯の転出超過数

まちづくり構想の「2 本市の状況」にも記載のとおり、本市では、子育て中のファミリー世帯の転出超過が課題となっています。そのなかでも、特に大幅な転出超過になっている5歳未満の子どもがいるファミリー世帯の転出超過数を抑制することを総合指標の1つとして設定しています。

### 視点2 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”の視点

#### 指標 市民参画指数

まちの課題を解決し、魅力を高めるためには、まちに愛着を持ち、まちづくりに参画する人を増やすことが大切です。そこで、「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」という3つの意欲を組み合わせた市民参画指数を総合指標の1つとして設定しています。

### 視点3 居住地としてのまちの評価を測る“市民の実感”の視点

#### 指標 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合

市民意識調査による本市のイメージが向上し、近年、本市の人口を取り巻く環境が改善傾向にあるなか、今後も選ばれ続けるまちであるためには、市民の本市に対する満足度が何より大切です。そのため、本市に住んで良かったと感じている市民の割合を総合指標の1つとして設定しています。

総合指標  
まちづくりの



策定時の値  
378 世帯  
(令和3年実績)

目標値  
(令和9年度)  
189 世帯

【目標値の考え方】  
まちづくり構想期間(～令和14年(2032年))に転出超過の解消をめざし、目標値を令和3年(2021年)実績の半減とします。

策定時の値  
40.6  
(令和3年度実績)

目標値  
(令和9年度)  
49.8

【目標値の考え方】  
令和3年度(2021年度)の市民意識調査における、「地域推奨意欲」、「地域活動意欲」、「地域活動感謝意欲」の3つの意欲が「低い」から「普通」となった場合の数値をめざします。

策定時の値  
91.3 %  
(令和3年度実績)

目標値  
(令和9年度)  
93.9 %

【目標値の考え方】  
「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合を高めるため、令和3年度(2021年度)の市民意識調査において、「どちらかといえば良かった」と回答した市民の半数が「良かった」となった場合の数値をめざします。



# 3 施策体系

## 《ありたいまちと施策体系》

ありたいまち

# ひと咲き まち咲き あまがさき

施策	展開方向
1 地域コミュニティ・学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進</li> <li>(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進</li> <li>(3) 歴史遺産の継承と学びの充実</li> <li>(4) スポーツに親しむ機会の充実</li> </ul>
2 人権尊重・多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における人権尊重の取組の推進</li> <li>(2) 人権に関する相談体制と支援の充実</li> <li>(3) 学校園などにおける人権教育の推進</li> <li>(4) 市職員・教職員などへの人権教育の推進</li> </ul>
3 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり</li> <li>(2) 個に寄り添った教育の推進</li> <li>(3) 他者とつながる学校園づくり</li> <li>(4) 良好な教育環境の確保</li> </ul>
4 子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり</li> <li>(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり</li> <li>(3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり</li> <li>(4) 子どもたちの生きる力*をはぐくむ環境づくり</li> </ul>
5 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり</li> <li>(2) 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり</li> </ul>
6 障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</li> <li>(2) 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</li> <li>(3) ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり</li> </ul>

まちづくりにおけるさまざまな分野ごとの取組の方向性として、本計画では13の施策と41の展開方向を設定しています。

シチズンシップ・シビックプライド

社会的包摂・多様性

産業・活力

利便性・都市機能

持続可能性

「みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ」

「ほっとかない。だれも、なにも」

「きり拓く。ひと、しごと」

「たかまる。便利で  
ご機嫌な暮らし」

「ひろげる。一歩先の選択肢」

施策	展開方向
7 高齢者支援	(1) 介護予防の取組や認知症施策の推進 (2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり
8 健康支援	(1) 生活習慣病予防対策（ライフステージに応じた健康づくりへの支援） (2) 地域や団体などに取り組む健康づくり（ライフステージに応じた健康づくりへの支援） (3) 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実
9 生活安全	(1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成 (2) 自転車のまちづくりの推進 (3) ルール遵守やマナー向上
10 消防・防災	(1) 消防力の充実 (2) 地域防災力の向上
11 地域経済・雇用就労	(1) イノベーションの促進に向けた環境づくり (2) 地域経済の活性化や循環の促進 (3) 雇用就労の充実 (4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上
12 環境保全・創造	(1) 脱炭素社会の形成 (2) 循環型社会*の形成 (3) 環境の保全
13 都市機能・住環境	(1) エリアブランディング*の推進 (2) 豊かな住生活の実現 (3) 良好な都市環境の整備

# 4 主要取組項目

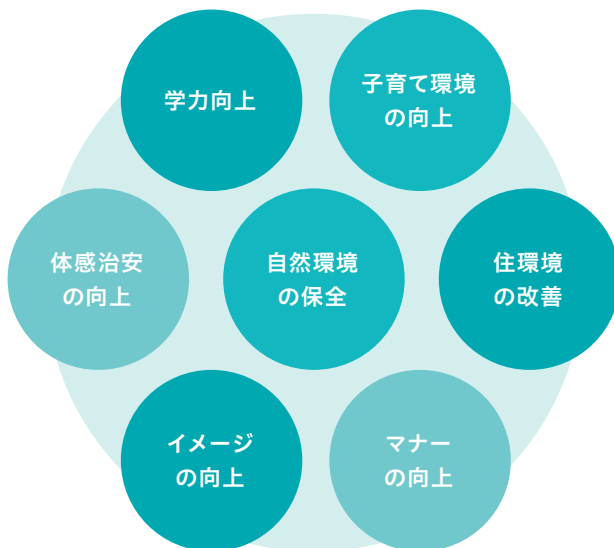
「ありたいまち」の実現に向けては、各施策を効率的・効果的に推進するだけでなく、とりわけ、複雑化・多様化する課題などに対しては、よりさまざまな施策を連携させ、時宜にかなった取組を重点的に展開していくことが重要です。

本計画では、社会潮流や本市の状況を踏まえるなかで、計画期間中に複数年をかけ、優先的かつ集中的に取り組み、施策を連携させながらより強力に推進していく4つの項目を主要取組項目として設定しています。

なお、この主要取組項目については、総合計画のアクションプランである尼崎版総合戦略の政策分野と整合性を図り、一体的な推進を図ります。

## 《 4 つの主要取組項目 》

尼  
崎  
市  
の  
課  
題



社  
会  
潮  
流



### 主要取組項目

主要取組項目 1

子ども・教育

主要取組項目 2

生きがい・  
ささえあい

主要取組項目 3

脱炭素・  
経済活性

主要取組項目 4

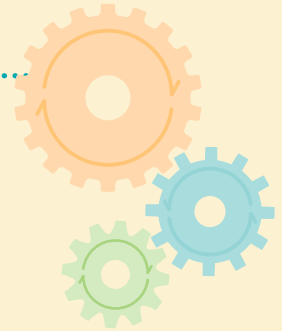
魅力  
向上・発信

詳細は、P12「1 社会潮流」参照

## 「歯車」を用いた施策間連携のイメージ

主要取組項目は、施策を連携させながら、本計画期間中に複数年をかけ、優先的かつ集中的に取組を推進していく項目です。

取組を推進するに当たり、連携が必要となる施策を意識し、また、施策を連携させることでより大きな推進力や効果が得られることをイメージできるよう、歯車を用いた連携イメージを各項目に掲載しています。



### 取組の方向性

■子ども・子育て支援の充実

■子どもの教育の充実

■地域共生社会の実現に向けた環境づくり

■健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり

■脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

■地域経済の活性化

■学びの推進によるシチズンシップの向上

■エリアブランディングの推進

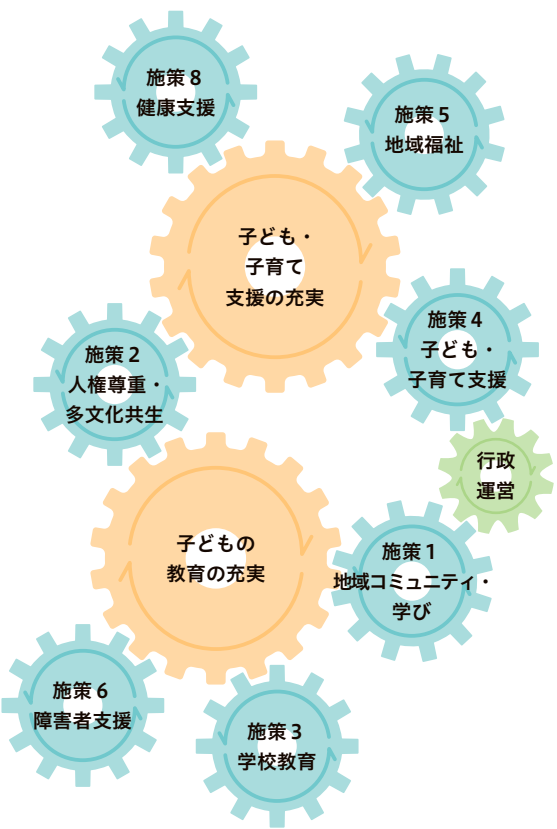
■イメージの向上によるシビックプライドの醸成



# 1 子ども・教育



## 連携イメージ



### ■子ども・子育て支援の充実

待機児童対策を強力に推進するとともに、ファミリー世帯のニーズに応じた支援策の充実を図るなど、子どもを育てる人や子どもを望むすべての人が安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます。

また、貧困の連鎖の解消に向け、困難を抱える子ども・若者に対する支援を継続するとともに、子ども家庭総合支援拠点である「いくしあ」と一体となった尼崎らしい児童相談所\*の設置に向けた準備を進めるなど、子どもファーストを基本としつつ、ファミリー世帯を包括的に支援します。

### ■子どもの教育の充実

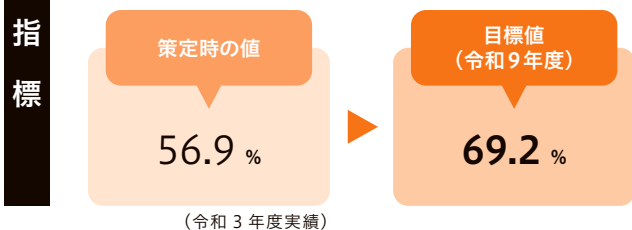
個々の伸びやつまずきに寄り添った学習支援や科学的根拠にもとづく先進研究による学力向上の取組を継続するとともに、幼保小連携の推進など就学前教育の研究・実践の取組、インクルーシブ教育システム\*の推進などに取り組みます。

また、地域とともにある学校づくりをめざし、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)\*の全市展開を推進します。

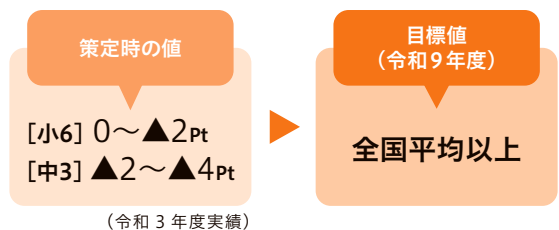
安全・安心な教育環境の確保に向けては、いじめなどの未然防止、早期発見、早期解消に向けた取組や体罰根絶に向けた取組を徹底します。

さらに、ユースカウンスル\*の実践などを通じて、若者の主体的な活動を支援します。

●「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合 (市民意識調査)



●全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較





主要取組項目

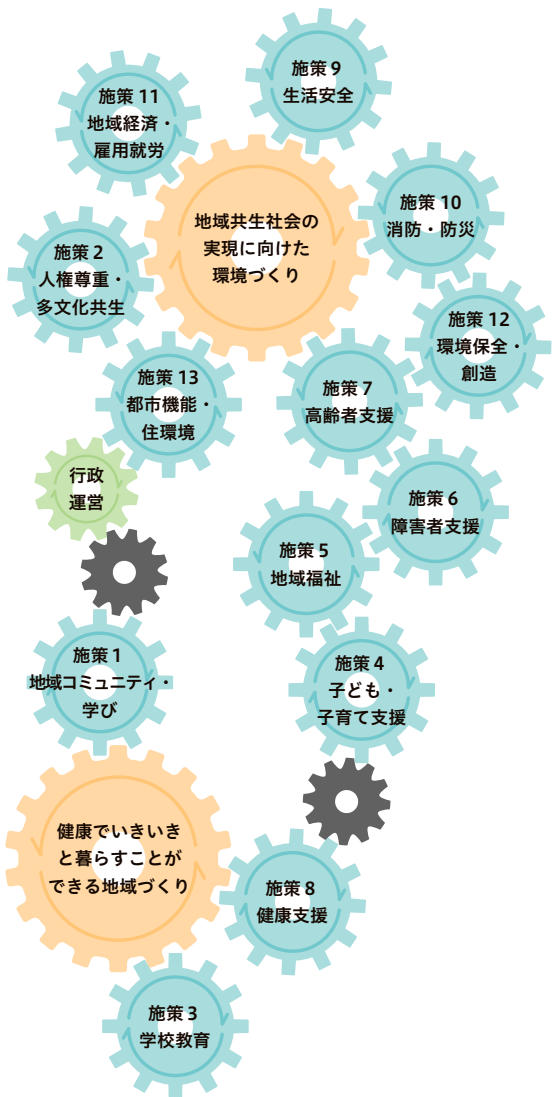


2

生きがい・ささえあい



連携イメージ



■地域共生社会の実現に向けた環境づくり

地域で世代や分野を超えてつながり、安全・安心を実現し、支えあえる社会の実現に向け、複雑化・複合化した課題を抱える人への重層的支援\*の推進や、年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、誰もが尊重され、活躍できる環境づくりに取り組みます。また、近年、頻発している大規模な自然災害などに備え、市の防災対策の強化や地域防災力の向上に取り組みます。

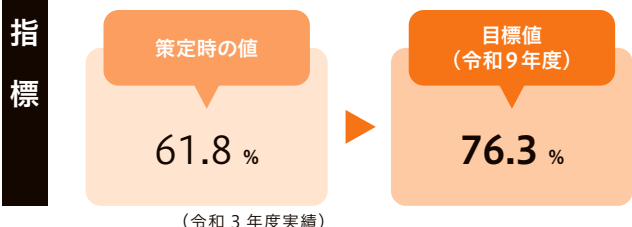
■健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり

平均寿命が延伸するなか、生涯を通して健康でいきいきと暮らすことができるよう、自身の健康に対する意識を高めるとともに、それを気軽に行動に移せる環境づくりが重要です。

市民の健康寿命\*の延伸に向け、より若い世代から望ましい生活習慣を獲得できるよう、「ヘルスアップ尼崎戦略\*」によるライフステージに応じた健康づくりへの支援の充実を図ります。

●「安全で安心して暮らせるまち」だと感じている市民の割合

(市民意識調査)



●健康寿命の延伸

※指標の数値は健康寿命と平均寿命の差



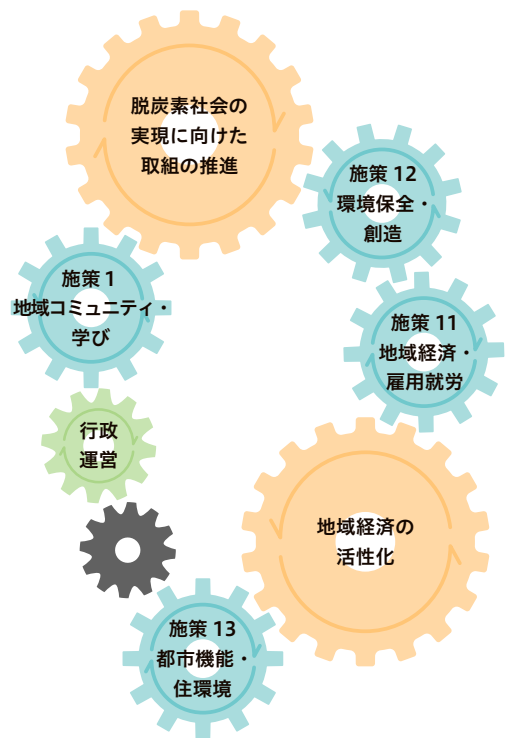


# 3

## 脱炭素・経済活性



### 連携イメージ



### 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消\*、省エネ型建築物・エコカーの普及、食品ロス・プラスチックごみの削減などに取り組み、市民・事業者等と地球温暖化の危機を正しく認識・共有し、連携しながら令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けて行動していきます。

### 地域経済の活性化

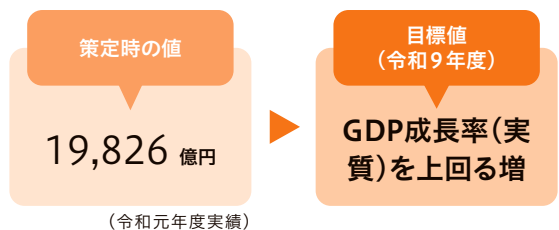
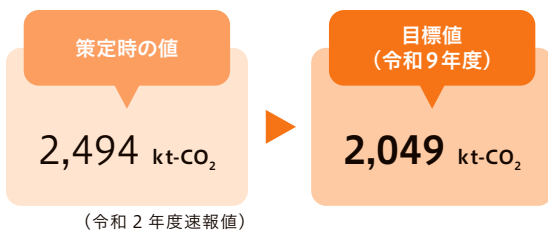
経済成長と二酸化炭素排出量抑制の両立に向け、引き続き産学公融ネットワーク\*を生かし、脱炭素、SDGsなど成長分野への事業展開の支援などを通じたイノベーションの創出による地域経済の活性化に取り組みます。

そのほか、社会的課題解決型ビジネスなど時代の変化に応じた創業支援や、SDGsの見える化と地域経済の活性化を目的とした電子地域通貨「あま咲きコイン\*」の活用促進などに取り組みます。

#### ●市域における二酸化炭素排出量

#### ●市内総生産(実質GRP)

指標



主要取組項目

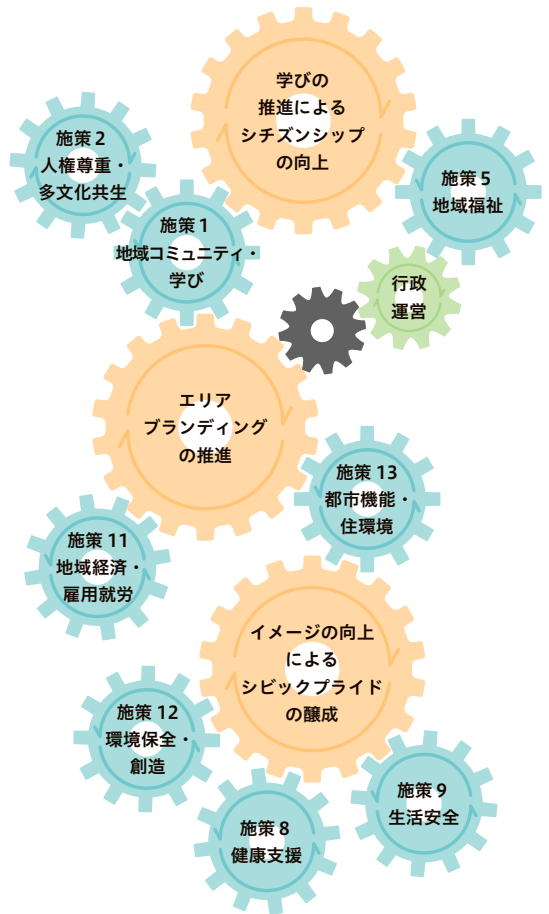


# 4

## 魅力向上・発信



### 連携イメージ



### ■ 学びの推進によるシチズンシップの向上

シチズンシップの向上に向け、「あまがさき・ひと咲きプラザ」や「生涯学習プラザ」をはじめ、まち全体での学びのさらなる充実に取り組み、学びの広がりやつながりを通して、市民力が発揮され、地域発意の取組が広がるよう支援します。

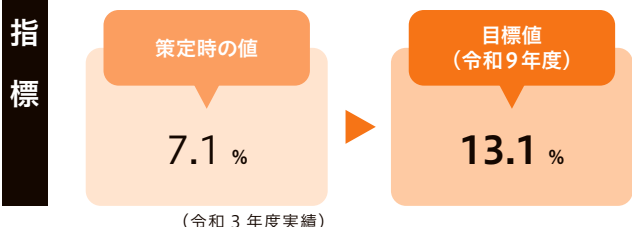
### ■ エリアブランディングの推進

鉄道駅周辺を中心としたエリアごとに、市民・事業者等と連携して公園や駅前広場などを活用した交流・滞在空間を創出します。また、土地利用の誘導や住環境の向上など地域特性に応じたまちづくりを進め、情報発信も合わせることでエリアごとのブランディングを推進します。

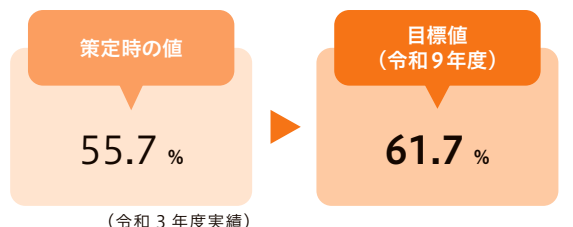
### ■ イメージの向上によるシビックプライドの醸成

誰もが気持ち良く暮らすことができるまちの実現に向けて、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、喫煙など、ルール、マナーに対する理解と意識の向上に向けた取組を推進します。あわせて、向上している学力や治安などの実態とイメージのギャップを解消するとともに、まちへの誇りと愛着を高めるため、魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進します。

● 「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合 (市民意識調査)



● 「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合 (市民意識調査)



指標

まちづくり基本計画



# 5 施策別の取組（各論）

「ありたいまち」の実現に向け、施策別の取組の方向性を示しています。施策ごとに「施策目標」、「現状と課題」、「施策の展開方向」と「施策の進捗状況を測る代表指標」などについて記載しています。

## ■各論の構成（施策の見方）

**施策**

# 1

## 地域コミュニティ・学び

### 1 現状と課題

**現状（成果）**

**自治のまちづくりの推進**  
平成 28 年（2016 年）10 月にまちづくりのルールである「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。

**シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成**  
まちづくりの推進に当たっては、一人ひとりが当事者としてかかわっていくというシチズンシップの向上と、地域に対して誇りと愛着を持つシビックプライドの醸成が重要であるという認識のもと、まちの魅力向上、課題解決に向けてさまざまな取組を推進してきました。

**地域振興体制の再構築**  
「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念にもとづき、小学校区に 1 人の地域担当職員を配置し、地域資源情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましえあ」なども運用しながら多様な主体同士の関係づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。

**学びと活動の拠点整備**  
「市民の交流・学習」、「子どもの育ち」、「教職員の人材育成」が有機的に連携した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設である生涯学習プラザとして市内 12 か所に整備し、学びの機会の充実や活動の創出などに取り組んでいます。

**地域資源を生かした文化振興**  
本市では「文化ビジョン」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人などさまざまな地域資源を生かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。

**歴史博物館の開館**  
令和 2 年（2020 年）10 月に文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史博物館を開館しました。歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。

**「スポーツのまち尼崎」に向けて**  
本市では市制施行 80 周年（1996 年）に「スポーツのまち尼崎」を掲げており、令和元年度（2019 年度）に策定した「スポーツ推進計画」にもとづき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

**主な課題**

**地域コミュニティの醸成に向けた取組**  
地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットや SNS の普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういった状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。

年度	割合 (%)
2016	24.1
2017	19.9
2018	17.6
2019	19.3
2020	15.3
2021	15.6

（資料）市民意識調査

**まちに学びをまき起こす**  
地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「みんなの尼崎大学」など学びの環境づくりを行ってきましたが、今後も地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。

**文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加**  
文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「支える」という視点を踏まえ、誰もがこれらに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高めていく必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。

大橋英次さん 中学・高校吹奏楽部公開レッスン&コンサート  
日髪一雄さんのフットベインディングに挑戦する小学生

**博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携**  
文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。

46

44

## ● 施策目標

施策ごとに本市がめざす姿や方向性などについて記載しています。

## ● 施策目標

- まちにかかわるすべての人が、ともに学び、考え、お互いの力を出し合う自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進

- ① 多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり
- ③ 地域と学校の連携・協働の推進
- ④ 図書を通じた市民の学習活動の支援、交流の機会の提供や図書館を拠点とする図書サービス網の充実

### (2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ① 若い人の夢とチャレンジの応援
- ② はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③ 市民の芸術体験を支える取組の推進

### (3) 歴史遺産の継承と学びの充実

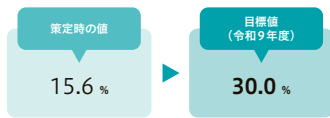
- ① 尼崎の歴史に触れ学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ② 歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組の推進
- ③ 地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組の推進

### (4) スポーツに親しむ機会の充実

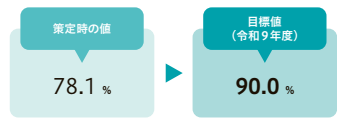
- ① ライフステージや体力などに応じた生涯スポーツの推進
- ② 各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

**I** 「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合  
(市民意識調査)



**II** 「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合  
(参加者アンケート)



### ■ 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

- 尼崎市立図書館基本的運営方針
- 文化ビジョン
- スポーツ推進計画

#### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画

## ● 主な関連計画

本市が策定している分野別の計画について、施策ごとに関連する「分野別マスタープラン\* など」や「他施策で関連する主な分野別マスタープラン」をまとめています。また、計画期間については令和4年(2022年)4月1日現在の内容です。

### 【凡例】

分野別マスタープラン.....

○○○○○計画(令和○年度～令和○年度)

その他の関連計画.....

○○○○○方針

## ● 2 施策の展開方向

「施策目標」の実現に向けた取組の方向性と取組内容を記載しています。

## ● 3 施策の進捗状況を測る代表指標

施策の進捗状況を測るために「代表指標」を設定しています。毎年度実施している「施策評価」において、代表指標を中心に施策の進捗について確認し、振り返りを行います。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査(令和4年(2022年)2月)」です。

策定時の値：令和3年度  
(2021年度)

目標値：令和9年度  
(2027年度)



# 1

## 地域コミュニティ・学び

### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 自治のまちづくりの推進

平成 28 年(2016 年)10 月にまちづくりのルールである「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。

##### シチズンシップの向上とシビックプライドの醸成

まちづくりの推進に当たっては、一人ひとりが当事者としてかかわっていくというシチズンシップの向上と、地域に対して誇りと愛着を持つシビックプライドの醸成が重要であるという認識のもと、まちの魅力向上、課題解決に向けてさまざまな取組を推進してきました。

##### 地域振興体制の再構築

「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念にもとづき、小学校区に 1 人の地域担当職員を配置し、地域資源情報を分野やエリアごとに検索できるサイト「あましてあ\*」なども運用しながら多様な主体同士の関係づくりや地域発意の課題解決、魅力向上に向けた取組を推進しています。

##### 学びと活動の拠点整備

「市民の交流・学習」、「子どもの育ち」、「教職員の人材育成」が有機的に連携した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備するとともに、公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設である生涯学習プラザとして市内 12 か所に整備し、学びの機会の充実や活動の創出などに取り組んでいます。

##### 地域資源を生かした文化振興

本市では「文化ビジョン」を策定し、過去から受け継がれてきた伝統的な祭りや行事、本市ゆかりの文化人などさまざまな地域資源を生かし、まちの魅力と活力の向上に向けた文化振興に取り組んでいます。

##### 歴史博物館の開館

令和 2 年(2020 年)10 月に文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ歴史博物館を開館しました。

歴史博物館は、豊かな歴史や文化を理解し、未来を展望する学びの場として歴史遺産を後世に伝える役割を持ちます。

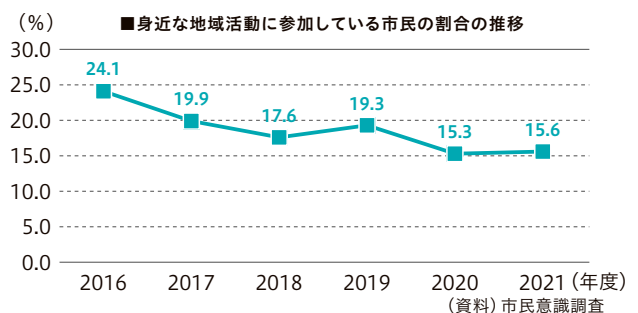
##### 「スポーツのまち尼崎」に向けて

本市では市制施行 80 周年(1996 年)に「スポーツのまち尼崎」を掲げており、令和元年度(2019 年度)に策定した「スポーツ推進計画」にもとづき、生涯スポーツの推進と、競技力の向上に取り組んでいます。

#### 主な課題

##### 地域コミュニティの醸成に向けた取組

地域における人と人とのつながりが希薄化する一方で、インターネットや SNS の普及により人々のライフスタイルが多様化しています。そういった状況において、地域発意や共感、相互理解が広がり、地域におけるつながりの大切さを再認識していくことが課題です。



##### まちに学びをまき起こす

地域の魅力向上、課題解決に向け、自発的な学びが大切であることから、これまで「みんなの尼崎大学」など学びの環境づくりを行ってきましたが、今後も地域の学びのプラットフォーム機能の充実・強化が求められます。

##### 文化・歴史・スポーツに触れる機会の増加

文化・歴史・スポーツの発展のためには、「見る」「する」「支える」という視点を踏まえ、誰もがこれらに触れる機会を十分に確保し、学びや活動を支える環境づくりを行い、地域資源としての魅力を創出し、高めていく必要があります。また、施設の維持管理や運営体制の充実が課題です。



大植英次さん 中学・高校吹奏楽部公開レッスン&コンサート



白髪一雄さんのフットペインティングに挑戦する小学生

##### 博物館・図書館・公文書館機能の有機的な連携

文化的な情報資源の収集・蓄積・提供という共通の役割を担う、公文書館の機能を有する歴史博物館と図書館はより使いやすく親しみやすい施設となるために有機的な連携が課題です。

## 施策目標

- まちにかかわるすべての人が、ともに学び、考え、お互いの力を出し合う自治のまちづくりを推進することで、まちへの愛着を深め、魅力あふれるまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進

- ① 多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり
- ② まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり
- ③ 地域と学校の連携・協働の推進
- ④ 図書を通じた市民の学習活動の支援、交流の機会の提供や図書館を拠点とする図書サービス網の充実

### (2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進

- ① 若い人の夢とチャレンジの応援
- ② はぐくまれてきた歴史・伝統・文化の継承・発展
- ③ 市民の芸術体験を支える取組の推進

### (3) 歴史遺産の継承と学びの充実

- ① 尼崎の歴史に触れ学ぶ機会の拡充と魅力の発信
- ② 歴史遺産を守り、活用しながら継承していく取組の推進
- ③ 地域の歴史を学び、活動する市民を支える取組の推進

### (4) スポーツに親しむ機会の充実

- ① ライフステージや体力などに応じた生涯スポーツの推進
- ② 各種スポーツ大会・イベントを通じた競技スポーツの推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合 (市民意識調査)



### II 「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合 (参加者アンケート)



#### 主な関連計画

##### ■ 分野別マスタープランなど

尼崎市立図書館基本的運営方針

文化ビジョン

スポーツ推進計画

##### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【学校教育】尼崎市教育振興基本計画

【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

【地域福祉】あまがさき地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画

【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき

【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らすのための計画

# 2

## 人権尊重・多文化共生

### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 人権文化いきづくまちの実現に向けて

誰もが権利を行使できる主体として認められ、暮らしやすいと実感できる、それがあたりまえになる人権文化がいきづくまちをめざし、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」を制定しました。また、条例にもとづき、令和3年度(2021年度)に「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」を策定しました。



##### 人権啓発の推進による人権意識の高揚

人権に関する講演会の開催や地域における人権の主体的な学びの支援を実施するなど、市民の人権問題の正しい理解を深め、人権意識の高揚を図っています。

##### 男女共同参画\*の推進

本市では、平成17年(2005年)12月に「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」を制定し、「男女共同参画計画」にもとづき、拠点の整備や、相談・啓発事業を推進するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。また、「パートナーシップ宣誓制度\*」を導入するなど性の多様性の尊重に取り組んでいます。

##### 外国籍住民の増加と暮らしやすさの環境整備

本市には、約12,000人(令和4年(2022年)4月現在)の外国籍住民がおり、新たな在留資格(特定技能)の創設により、今後ますます外国籍住民の増加が見込まれます。そうした状況のなか、外国籍住民が本市で安心していきいきと暮らしていけるよう「外国人総合相談センター\*」を設置しています。

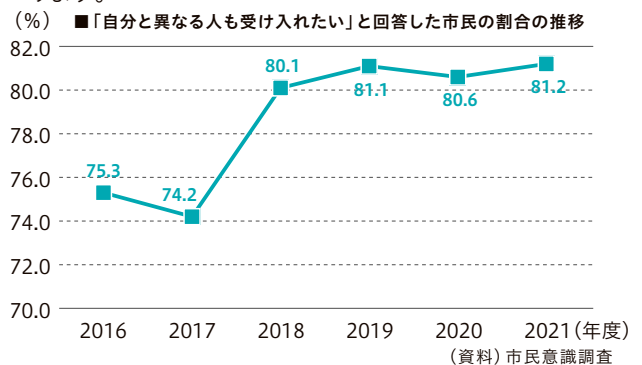
##### 市職員・教職員などへの人権研修

市職員や教職員などに対し、さまざまなテーマの人権研修を実施し、人権意識の高揚に向けて取り組んでいます。

#### 主な課題

##### 人権への理解の深化

人間らしく生きるために誰からも侵害されない普遍的な権利として、人権に関心を持ち、学び続ける必要があります。



##### 多様化する人権問題への対応

さまざまな人権問題をはじめ、今後、社会経済情勢の変化に伴い新たに生じる人権問題についても課題を認識し、状況に応じた取組を進める必要があります。

##### 性の多様性を前提とした社会の実現に向けた施策の推進

根強く残る性別による固定的役割分担意識や社会慣行によって、性的マイノリティも含めたジェンダー\*にもとづく偏見や不平等が生じており、その解消が課題です。

##### 多文化共生社会の実現に向けた取組のさらなる推進

外国籍住民は、言語や文化の壁、習慣の違いがあることから、外国籍住民のニーズに応じた支援や日本人と外国籍住民とが互いに理解を深めることが課題です。

##### 施設整備や情報保障などの取組の推進

人権に配慮した施設の整備・運用や高齢者、障害のある人、外国籍住民など情報弱者に配慮した情報・コミュニケーションの支援に取り組む必要があります。

##### 顕在化する子どもの人権問題

虐待やいじめなど子どもの人権に関するさまざまな問題が顕在化しており、その対応が課題です。

##### 市職員・教職員などのさらなる人権意識の高揚

市職員などは市民の人権を保障する責任や役割を有していること、また、教職員は教育活動を通じ子どもが自らを尊い存在であると感じることができるよう育成する指導力が求められることから、さまざまな人権問題の知識を備えるとともに、さらなる人権感覚の涵養と人権意識の高揚に取り組む必要があります。

## 施策目標

- 誰もが人権侵害を受けず、権利を行使できる主体として認められ、日々のくらしのなかで尊重されていると実感できるまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 地域における人権尊重の取組の推進

- ①市民が地域でつながり支えあえる関係を築くための、学びや交流の場づくり
- ②地域において人権について学び続けることができるよう、さまざまなテーマでの人権学習・啓発の推進

### (2) 人権に関する相談体制と支援の充実

- ①性の多様性の理解促進、ワーク・ライフ・バランスの推進など、ジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組の推進
- ②外国籍住民のニーズの把握に努め、日本人との交流や日本語学習への支援、外国籍住民の相談体制の充実など、多文化共生社会の実現への取組の推進
- ③多様化するさまざまな人権問題への取組の推進
- ④誰もが利用しやすい施設などの整備や情報の円滑な取得・利用に向けた環境整備への取組の推進

### (3) 学校園などにおける人権教育の推進

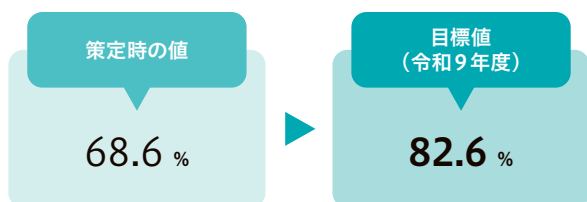
- ①すべての子どもが健やかに学び育つための人権教育の推進

### (4) 市職員・教職員などへの人権教育の推進

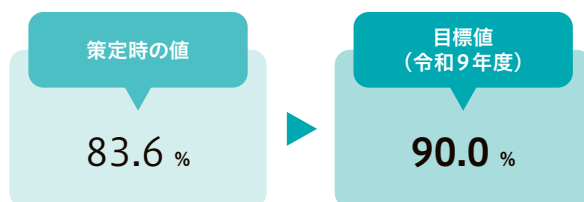
- ①人権行政を推進する責務や役割を果たせるよう、市職員などへの人権研修の推進
- ②研修などを通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

**I** 「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合  
(市民意識調査)



**II** 「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合  
(受講者アンケート)



### 主な関連計画

#### ■分野別マスタープランなど

尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画 (令和3年度～令和12年度)
男女表現ガイドライン
男女共同参画計画
配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画
尼崎市国際化基本方針(平成6年度～)

#### ■他施策に関連する主な分野別マスタープラン

- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画



# 3

## 学校教育

### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 次代を生き抜く力をはぐくむ「尼崎市教育振興基本計画」の策定

これからの子どもたちが、急速な社会変化に伴う新たな困難を乗り越え、未来社会を創造する力を身につけられるよう、令和元年度(2019年度)に教育行政の方向性を定めた「尼崎市教育振興基本計画」を策定しました。



「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業の様子

##### 本市独自の「あまっ子ステップ・アップ調査事業」の実施

教育活動に関する検証改善サイクルを確立しつつ、児童生徒の学力と生活実態を継続的に把握し、個に寄り添った学習支援の取組を推進しています。令和3年度(2021年度)の全国学力・学習状況調査では、小学校6年生の算数が全国平均に並ぶなど、基礎学力の向上がうかがえます。

##### 習熟度に応じ課題を出題できるデジタル教材の活用

GIGAスクール構想\*の実現に向け、ICTを活用したよりわかりやすい授業を進めるため、市内すべての小・中学校の児童生徒に1人1台タブレットを配備しています。

##### 豊かな心の育成、いじめ防止、体罰根絶

本市では、いじめや体罰などの重大事案が発生したことを受け、誰もが過ごしやすい学校の環境づくりに努めるとともに、体罰根絶に向けた教職員の意識改革に努めています。

##### 地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくり

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入するなど、学校と地域の連携を推進し、子どもたちの社会性の涵養と教員の負担軽減につながる取組を行っています。

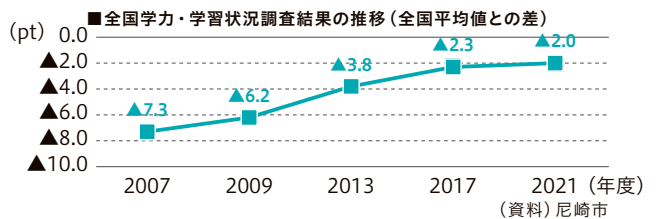
##### 安全・安心に学習できる教育環境の整備

小・中学校の耐震化や空調整備の完了に加え、衛生的なトイレの整備や洋式便器への改修、教育ICT環境の整備など良好な教育環境の整備に取り組んでいます。また、令和4年(2022年)1月には中学校給食を開始しました。

#### 主な課題

##### 確かな学力の保証

学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいるものの、全体として全国学力・学習状況調査の結果が全国平均値を上回ることができていません。そのため、基礎学力の向上に取り組むとともに、子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要な非認知能力\*の向上に向けた取組を行う必要があります。



※小6及び中3の国語・算数・数学の正答率の平均値(2019年度より、知識と活用に関する問題が一体的になっている)  
※2007年度は、全国学力・学習状況調査の開始年度

##### インクルーシブ教育システムの構築

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、障害のある子どもと障害のない子どもとが可能な限りともに教育を受けられるような取組を行う必要があります。

##### いじめ・体罰などへの対応

いじめや体罰は重大な人権侵害であり、これまででもいじめ認知件数の増加や体罰根絶に向けた研修の実施などの取組を進めています。また、不登校対策として個別の要因などを丁寧に把握し福祉的観点からも支援の取組を進めています。

今後も、より一層学校や行政をはじめとする関係者が協力・連携し、児童生徒が安全・安心に過ごすことができる教育環境を確保する必要があります。

##### 学校と地域との連携のさらなる推進

地域とともにある学校づくりへの転換が必要です。

##### 教員が児童生徒と向き合う時間の確保

児童生徒を取り巻く教育環境が多様化するなかで、ICTやデジタル技術を活用するなど、さまざまな業務に対応する教員の長時間勤務を解消する働き方改革が課題です。

##### ICT活用指導力の向上

学校におけるICT機器を効果的に活用した学習活動の充実に向けて、教職員のICT活用指導力のさらなる向上を図る必要があります。

##### 学校園施設の老朽化対策

学校園施設は、建築後40年を経過している校舎が約6割を占めており、経費の縮減や平準化を図りながら維持管理や更新を行う必要があります。

# 施策目標

- 社会の変化に主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応する力、
- 知識や技能を活用して課題を解決する力、持続可能な新しい社会
- 会を創造する力をはぐくむ教育をめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 確かな学力の保証と健やかな体づくり

- ① 個の基礎学力の向上に向けた ICT 教材の活用などの推進
- ② 科学的根拠にもとづく研究などの結果の分析による政策への反映や教員の指導力の向上
- ③ 児童生徒の体力向上と学校給食などの活用による食育\*の推進

### (3) 他者につながる学校園づくり

- ① 幼児期に求められる 5 領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に係る教育の充実による他者とのかかわりを通じた後伸びする力\*や生きる力の育成
- ② 地域社会を担う人材創出のための地域とつながる市立高校改革の推進
- ③ 学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの拡充

### (2) 個に寄り添った教育の推進

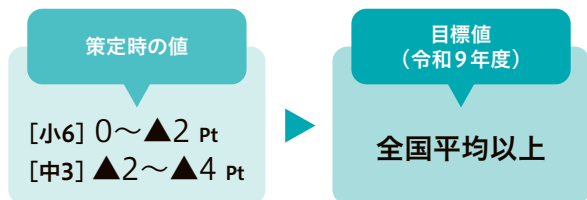
- ① 個の尊厳や人権が尊重される社会に向けた児童生徒の育成や道徳教育の充実
- ② 研修などを通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上
- ③ 不登校やいじめなどの未然防止や早期発見、早期解消による安全・安心な学校園づくり
- ④ インクルーシブ教育システムによる、切れ目のない支援の充実

### (4) 良好な教育環境の確保

- ① 児童生徒の安全確保などのための学校園施設の適切な維持管理及び更新
- ② 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するための働き方改革の推進
- ③ ICT 環境の整備及び ICT 活用促進などによる GIGA スクール構想の推進

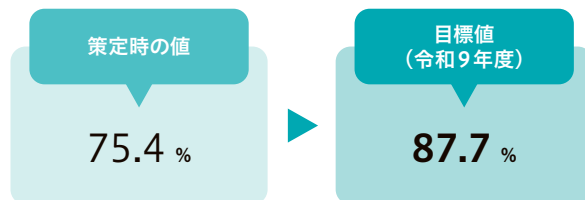
## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較



### II 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合

(あまっ子ステップ・アップ調査)



#### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

尼崎市教育振興基本計画(令和2年度～令和6年度)

- いじめ防止基本方針
- インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)
- 体罰等防止ガイドライン

#### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづまづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画



# 4

## 子ども・子育て支援

### 1 現状と課題

#### 現状（成果）

##### 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

マタニティセミナーや子育て交流会、産後ケアなどの妊産婦への支援とともに、乳幼児健診や子どもの医療費助成の拡充などの子育て期への支援を通じ、切れ目のない支援に向けて取組を進めています。

##### 保育環境の整備

就労を希望する子育て家庭の増加により、保育ニーズが増加しているため、保育所の設置を進めるとともに、尼崎市保育士・保育所支援センター「あまのかけはし\*」を設置し、保育士の確保や市内での就業の継続に向けた取組を進めています。

##### 子どもの人権尊重

すべての子どもが健やかに育つ社会をめざし、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、条例の推進計画として「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）」を策定するとともに、「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置するなど、子どもの人権が尊重され、子ども自身の意思が最大限尊重される環境整備に取り組んでいます。

##### 「いくしあ」と連携した児童相談所の設置準備

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援を進めるとともに、虐待の予防・早期発見に取り組んでいます。また、虐待への対応については、「いくしあ」と連携した一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年（2026年）に一時保護機能を有する児童相談所を設置するための準備を進めています。



「いくしあ」



「ユース交流センター」

##### 青少年が社会性をはぐくむための取組

「ユースワーク\*」の視点を取り入れた居場所づくりなど、子ども・若者がさまざまな体験や活動を通して社会性をはぐくむための取組を進めています。

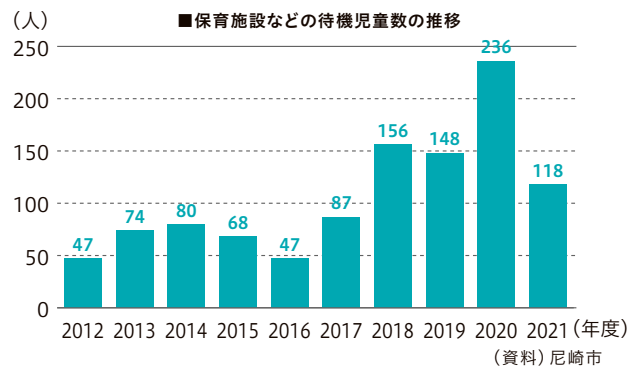
#### 主な課題

##### 妊産婦の孤立と支援ニーズの多様化

地域のつながりの希薄化や少子化などにより、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加しています。子どもを育てる人や子どもを望むすべての人が安心して産み育てられるような環境づくりや、出産年齢の高齢化による、妊産婦の心身のリスク、産後ケアのニーズへの対応が課題です。

##### 待機児童の解消

保育の量の確保や質の向上に取り組んでいるものの、それを上回る保育ニーズの増加に対応しきれていないことから、待機児童の解消が喫緊の課題です。



##### 多様な支援主体との連携

子ども食堂\*や居場所づくりなど多様な主体による支援が広がりつつあるなか、教育、福祉、保健分野などのさらなる連携を進めるとともに、保護者、地域住民、各種団体、司法などがプライバシーに配慮しつつ、情報共有を図ることが重要です。

##### 子どもの権利擁護\*と青少年への支援

児童虐待の相談件数が、年々増加傾向にあり、内容も複雑化・多様化していることからその予防対策が重要です。また、子どもや若者の声が社会に反映されるよう、意見表明などの権利を保障するとともに、大人が子ども・若者の権利について理解することが必要です。

##### 児童福祉に携わるさまざまな人材の育成

児童福祉については、専門性が高いことから、その支援に係るさまざまな人材の育成が課題です。

# 施策目標

子どもの笑顔が輝くまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- ② 子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備
- ③ 地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化

### (3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- ① 保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援
- ② 家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進
- ③ 「いくしあ」と一体的な児童相談所の設置、運営
- ④ 発達特性\*のある子どもや、ヤングケアラー\*などさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援

### (2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり

- ① 保育施設などや児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上
- ② 保育士の確保や市内での就業の継続につながる支援
- ③ 子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備

### (4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

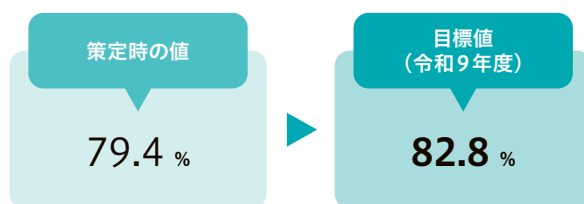
- ① 多様な教育の充実に向けた教育活動の推進
- ② 子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成
- ③ 「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

**I** 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合  
(市民意識調査)



**II** 「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の割合  
(あまっ子ステップ・アップ調査)



### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画  
(令和2年度～令和6年度)

- 子ども・子育て支援事業計画
- (仮称) こども家庭センター設置基本方針

#### ■ 他施策に関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らすのための計画

# 5

## 地域福祉

### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 地域福祉活動の担い手づくり

将来の担い手を育成するために高校生・大学生と福祉課題に取り組む市民活動団体との協働体験の支援などに取り組むとともに、社会福祉法人などへの地域貢献活動の働きかけを進めています。



民生児童委員\*と一緒に見守りを行う高校生

##### 地域における見守り・ささえあいの活動の推進

尼崎市社会福祉協議会と連携し、災害時要援護者支援などの基盤となる地域住民主体の見守り・ささえあい活動を推進するとともに、地域情報共有サイト「あましえあ」に掲載する地域の交流や集いの場、相談窓口、市民活動団体などの情報の充実に取り組んでいます。

##### 社会福祉法人、企業などによる地域貢献の推進

福祉避難所\*の指定協定や、見守り・災害時支援などの地域福祉に関する協定を締結するなど、社会福祉法人、企業、市民活動団体などが地域社会の一員としてそれぞれの強みを生かし、地域住民などと協働して課題解決に取り組むことを推進しています。

##### 包括的な支援体制の整備

生活保護受給者をはじめ、支援を必要とする人が近隣市と比べても多いなかで、生活困窮者\*支援や障害者支援、子育て支援など、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターや生活全般の困りごとを受けとめる「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、相談支援体制の整備を行いました。



保健と福祉の窓口を1つのフロアに集約し、連携を促進(北部保健福祉センター)



しごと・くらしサポートセンター尼崎リーフレット

#### 主な課題

##### 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

地域福祉活動の担い手が見つからないことで、活動の継続が困難になる状況があります。新たな担い手の発掘・育成・支援が課題です。

##### 支えあう意識と見守り・ささえあい活動の充実

住民同士のつながりが希薄化するなか、課題を抱えた市民の孤立や排除が懸念されています。支援が必要になっても、地域で孤立することなく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが他人事ではなく「我が事」としてお互いを思いやり、支えあう意識の醸成とともに、地域の福祉課題を話し合う場づくりや見守り活動などの充実が必要です。

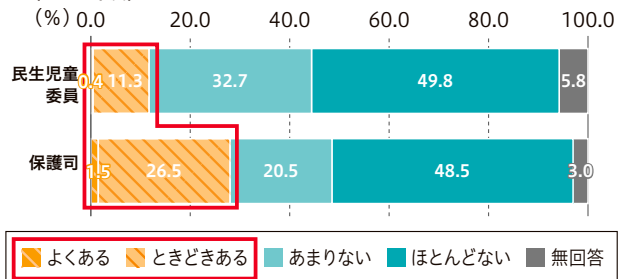
##### 課題を抱え潜在化する市民の早期把握

支援につながりにくいごみ屋敷問題や多頭飼育問題\*を抱えた世帯の増加、近年ではヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、いわゆる制度の狭間の課題が増加しています。こうした課題を抱えた市民を、課題が深刻化する前に発見し、支援につなげるアウトリーチ\*などの充実が課題です。

##### 複雑化・複合化した課題への対応

8050問題\*、ダブルケア\*などの1つの支援機関や制度では解決できない複雑化・複合化した課題が増加し、これまでの分野ごとの制度を中心とした支援体制では迅速な対応や課題解決が困難となっています。各分野の制度を最大限活用するとともに、さまざまな地域資源と連携した伴走支援などに取り組むために、令和4年度(2022年度)に設置した重層的支援を推進する組織を中心に、包括的な支援のさらなる推進が求められています。

■民生児童委員、保護司\*の把握する複数の課題が重なる支援困難事例(2020年度)



(資料) 尼崎市

##### 権利擁護支援の推進

認知症や障害などにより財産管理や地域での日常生活などに支障のある方などの権利擁護に向けた、さらなる制度の周知や活用の支援が重要です。

# 施策目標

互いに尊重し、つながり支えあい、安全・安心に“ともに生きる”まちをめざします

## 2 施策の展開方向

(1) 「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり

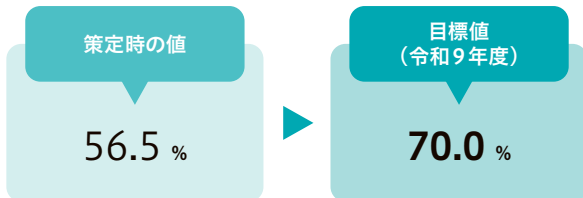
- ① 福祉学習の推進
- ② 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援
- ③ 地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関などによる地域を支えるネットワークづくり
- ④ 地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実

(2) 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

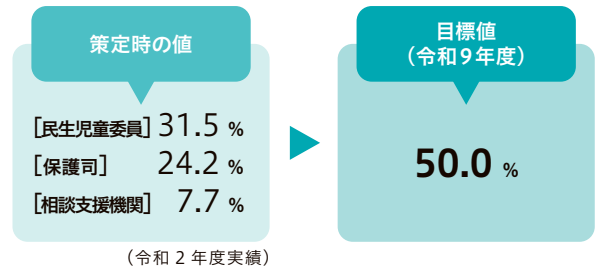
- ① 複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実
- ② 本人の意思決定を尊重し、自分らしく生きていくための成年後見制度利用促進などによる権利擁護の推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

**I** 「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする（ほっとかない）」と考えている市民の割合  
(市民意識調査)



**II** 支援において「スムーズに連携できている」と考えている支援関係者などの割合  
(地域福祉に関するアンケート調査)



### 主な関連計画

■ 分野別マスタープランなど

あまがさき地域福祉計画(令和4年度～令和8年度)

■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】 尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】 尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】 尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【障害者支援】 尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】 尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】 地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】 尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【都市機能・住環境】 尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画



# 6

## 障害者支援

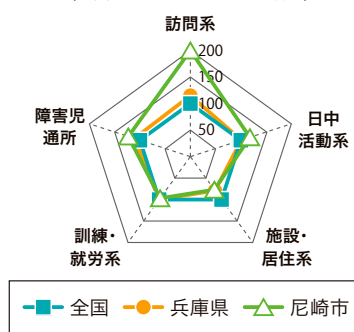
### 1 現状と課題

#### 現状（成果）

##### 地域生活を支えるサービスの充実と適正化

本市の福祉サービスの利用は、周知が進んだこともあり増加しています。特に訪問系のサービスについては全国や兵庫県の水準と比べても充実しており、障害のある人の地域生活を支えています。なお、サービスの提供に当たっては、利用計画の作成やガイドラインの運用などを通じ、その適正化を進めています。

■福祉サービスの利用状況（2020年4月）  
（人口千人当たり利用者数）  
（全国を100とした場合の指数）



「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」

（資料）尼崎市

##### グループホーム\*の整備

障害者施策に関する法制度が整備されるなか、多様なニーズに対応したさまざまなサービスが追加されています。本市においても、それらへの対応やグループホームの整備を進めることで、障害のある人の地域での自立生活を支援しています。

##### 就労や活動機会の創出による社会参加への支援

障害のある人や支援者などと一緒に、地域交流の場となる「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」や障害者就労施設の製品の販売会（尼うえるフェアなど）を開催するなど、障害のある人の地域活動と社会参加を支援しています。

##### 地域生活の支援体制とネットワークの構築

相談支援体制を充実するなど、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点\*）やそれら支援機関などによるネットワークづくりを進めています。

##### 当事者とともに進める障害者施策

本市の障害者施策については、障害のある人との話し合いやアンケートを行い、日常生活やサービス利用の状況、障害や体のこと、日々の困りごとなどについて、丁寧に意見を聴きながら、その取組を進めています。

#### 主な課題

##### 重度化・高齢化への対応

地域での自立生活の支援に向けて、その住まいの場となるグループホームについては、今後も高まる利用ニーズや障害のある人の重度化・高齢化への対応が課題です。

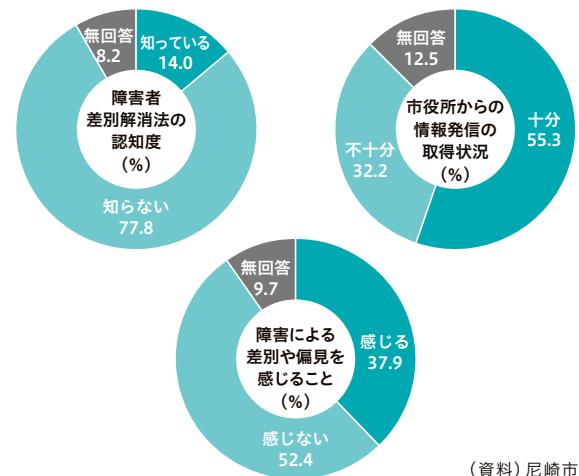
##### 支援体制ネットワークの充実

障害のある人やその家族、地域で支援に携わる人たちが参画する会議などでは、さまざまな障害や多様なニーズに対応していくため、地域生活支援拠点のさらなる機能充実を求める声が多くなっています。

##### 情報支援の充実と権利擁護

本市では、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」や「尼崎市手話言語条例」を制定し、差別の解消などに向けた取組を進めています。一方で、障害のある人を対象としたアンケート結果では、依然として、「障害者差別解消法（合理的配慮\*の提供など）」の認知度が低く、また、市役所からの情報を十分に取得できていない状況などがあることからその対策が課題です。

■障害のある人を対象としたアンケート結果（2020年度）



（資料）尼崎市

# 施策目標

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会をめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

- ① 障害につながる病気などの早期発見や予防など健康づくりへの支援
- ② 必要なサービスの提供や質の向上、相談支援の充実など自立した生活への支援

### (3) ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり

- ① 障害特性に配慮した避難支援や情報伝達など安心して暮らしへの支援
- ② 障害を理由とした差別の解消や虐待の防止など権利擁護に向けた支援
- ③ 障害特性に応じた意思疎通や必要な配慮など情報取得・伝達への支援

### (2) 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

- ① 障害のある子どもへの発達相談や療育・訓練など育ちや学びへの支援
- ② 一人ひとりの適性に応じて能力を発揮できる多様な就労への支援
- ③ 必要な住まいの確保や外出の支援など地域で暮らすための支援
- ④ さまざまな催しの情報発信や参加機会の確保など地域交流や活動への支援

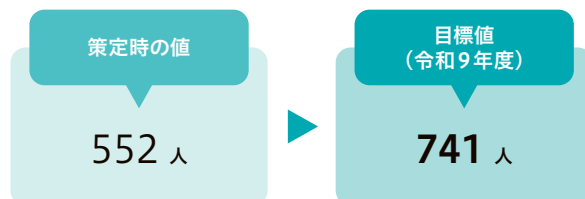
## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 「障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っている」と感じている市民の割合

(市民意識調査)



### II 市内のグループホームの定員数



#### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

尼崎市障害者計画 (令和3年度～令和8年度)

└ 障害福祉計画

#### ■ 他施策に関連する主な分野別マスタープラン

【人権尊重・多文化共生】尼崎市内権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針

【学校教育】尼崎市教育振興基本計画

【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画

【地域福祉】あまがさき地域福祉計画

【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき

【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン (尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画



# 7

## 高齢者支援

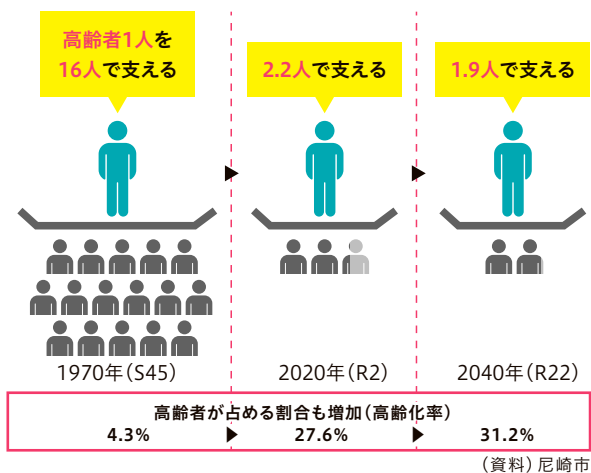
### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 高齢者数の増加

本市の高齢者数や要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和22年(2040年)には、高齢者数が約13万人となり、要支援・要介護認定者数も増加する見込みです。

■ 尼崎市の高齢者人口を生産年齢人口(15歳から64歳)が支える比率の推移



##### 介護予防活動の推進

介護予防に関心のある高齢者の割合が高いことから、「いきいき百歳体操」や「フレイル\*チェック会」などの活動を通じ、身体機能や認知機能の低下などを予防し、高齢者が能力を発揮できるような支援体制づくりを推進しています。

##### 認知症施策の推進

「認知症あんしんガイド」を活用し、認知症に関する取組の周知や認知症への正しい理解の啓発を進めるとともに、「認知症高齢者等個人賠償責任保険\*」を開始するなど、認知症の人やその家族が、地域で安心して生活し、外出できる環境づくりに取り組んでいます。

##### 高齢者を支える地域や介護保険サービスの基盤づくり

介護保険制度の持続可能性を維持するなかで、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、生活支援コーディネーターによる地域のささえあい活動支援や地域包括支援センターを中心とした「気づき支援型地域ケア会議\*」の実施など、高齢者を支える地域づくりや介護保険サービスの基盤づくりに取り組んでいます。

##### 医療・介護の連携

医療・介護連携支援センター「あまつなぎ\*」を中心に各種連携の取組の推進に努め、在宅生活を支援しています。

#### 主な課題

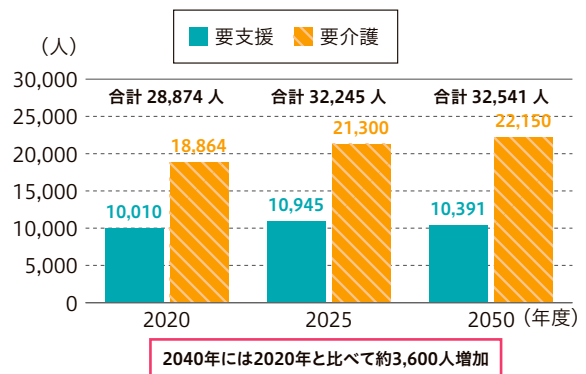
##### 単身高齢者の増加と孤立

近所に相談できる人が少なく、孤立する単身高齢者の増加が見込まれるなかで、地域でのささえあい活動を広げるなど、地域のつながりの希薄化への対応が課題となっています。

##### 主体的な介護予防への支援

高齢者が介護予防への関心だけでなく、介護予防活動への取組に対し主体性を発揮できるよう、老人福祉センターや地区体育館の整備事業などにより、高齢者の「運動」、「栄養」、「社会参加」を支えるさまざまな場や機会の提供が重要です。

■ 尼崎市の要支援・要介護者認定者数のこれからの見込



##### 認知症予防(早期発見・対応)の推進

高齢者の集いの場における認知症サポーター\*養成講座の実施に引き続き取り組むとともに、医師会や認知症疾患医療センター、地域包括支援センターと連携し、本人が認知症を受け入れやすくなるための環境づくりや啓発を進め、早期発見・対応につなげることが重要です。

##### 活躍の場の拡大

高齢者が生きがいを得られるよう、ささえあい活動への支援や就労の機会を拡充し、今後増加が見込まれる高齢者の活躍の場を広げていくことが重要です。

##### 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護が必要になっても高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らすために、高齢者を支える担い手の確保などが課題です。

# 施策目標

高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で多様な暮らし方ができるささえあいのまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 介護予防の取組や認知症施策の推進

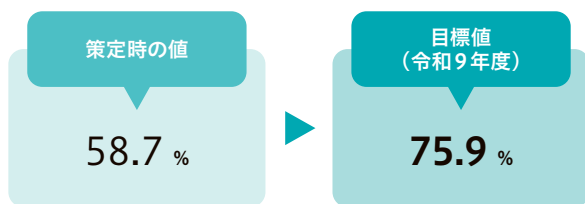
- ①住民主体の介護予防の実践に向けた情報発信や活動支援
- ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ③認知症の正しい理解の普及・啓発や認知症予防の推進
- ④認知症の人やその家族への支援の強化

### (2) 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり

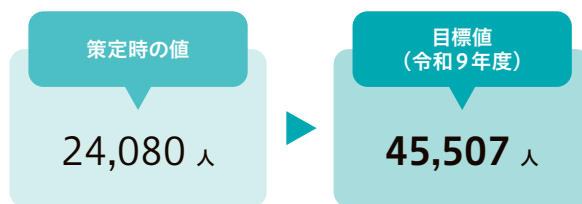
- ①地域で支える高齢者支援の推進や身近な集いの場の充実
- ②高齢者の多様な就労活動などの推進や高齢者の社会参加の促進
- ③高齢者の権利擁護や虐待の防止に向けた啓発などの推進
- ④高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実
- ⑤医療・介護連携などの包括的な支援体制づくりや複雑化・複合化するニーズへの対応力強化
- ⑥介護保険サービスの質の向上と介護従事者の確保・定着などの推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

**I** 「生きがいを感じることや今後やってみたいことがある」と考えている高齢者の割合 (市民意識調査)



**II** 認知症サポーターの数



### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)

#### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画

# 8

## 健康支援

### 1 現状と課題

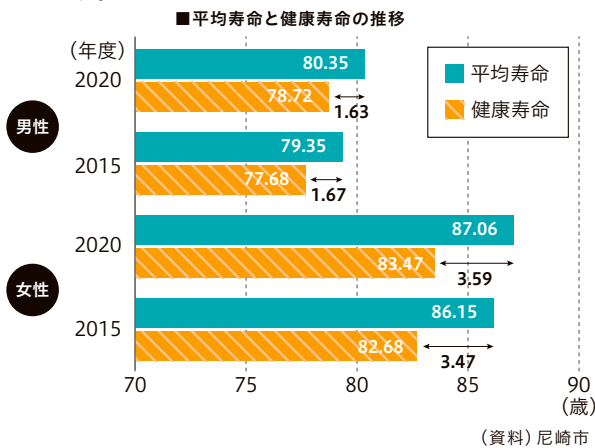
#### 現状(成果)

##### 健康を取り巻く状況

「地域いきいき健康プランあまがさき」を策定するとともに、尼崎市医師会などの関係団体と連携しながら、心と体の健康課題に包括的に取り組んでいます。

##### 「ヘルスアップ尼崎戦略」の推進

ライフステージに応じた健康づくりへの支援として「ヘルスアップ尼崎戦略」を全庁横断的に推進し、各種健・検診の受診勧奨を進めています。こうした「対処」から「予防」の取組へと転換し、健康寿命の延伸とともに、結果としての医療費・介護給付費などの適正化もめざしています。



##### 市内全域で歩きタバコを禁止した「尼崎市たばこ対策推進条例」の制定

平成 30 年 (2018 年) 6 月に「尼崎市たばこ対策推進条例」を制定し、健康増進法改正の趣旨を踏まえながら、地域と連携し一体となって受動喫煙防止に努める取組を進めています。

##### 感染症対策や食品・環境衛生の取組

保健所と衛生研究所が連携し、積極的疫学調査やデータ分析を行うことで感染症の拡大防止を図るとともに、必要な医療などを提供するための取組を着実に進めています。また、食品衛生や環境衛生など衛生的な生活環境の確保に努めています。

##### 基金の設置など動物愛護の取組

地域における動物愛護及び適正飼養などの推進のため、動物愛護基金を活用するとともに、市民・事業者等と協働で取組を進めています。

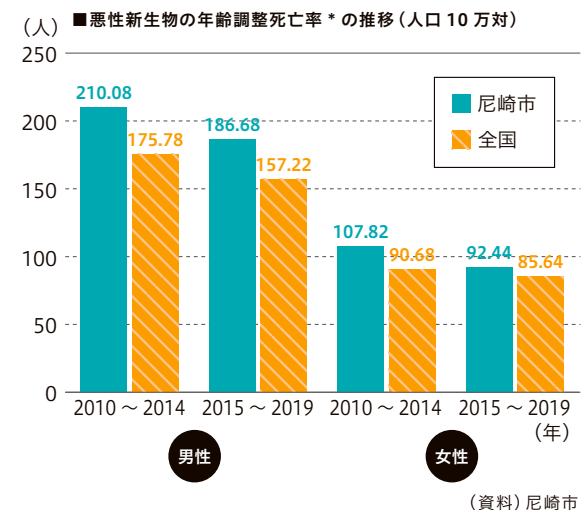
#### 主な課題

##### 市民の健康に関するデータの分析・検証と活用

「ヘルスアップ尼崎戦略」を進めてきたことによる健診データなどの分析を進め、さらなる効果検証を行うことで、今後の取組につなげる必要があります。

##### 受診率の向上に向けた取組

本市においては、全年齢の死因として、悪性新生物\*や心疾患の割合が高いことから、引き続きこれらの疾病予防に向けた各種健・検診の受診率の向上が喫緊の課題です。



##### たばこ対策のさらなる推進

「尼崎市たばこ対策推進条例」にもとづいて、受動喫煙防止の取組を進めているものの、路上喫煙禁止区域の拡大や、歩きタバコ禁止の周知・徹底などが課題です。

##### アスベスト健康被害への取組

アスベストによる健康不安を感じている方に健康相談や検診を実施するとともに、石綿健康被害に係る救済制度の周知に努めるなど、引き続き支援が必要です。

##### 一次救急医療\*体制の機能充実

一次救急医療体制のさらなる機能充実のため、休日夜間急病診療所の老朽化や感染症への対策を見据えた環境整備が必要です。

##### 地域との協働に向けた環境づくり

市民主体の健康づくりや多頭飼育問題の予防と早期発見のため、市民・事業者等と連携するとともに、それぞれが主体的に行動できる環境づくりが重要です。

# 施策目標

市民の健康寿命の延伸をめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 生活習慣病予防対策（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）

- ①健康寿命の延伸をめざし、結果としての医療費・介護給付費などの適正化に向けた、全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進
- ②妊婦、乳幼児を対象とした事業や学校教育などでの健康に関する学習機会を通じた「望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得するため」の取組の推進
- ③各種健・検診事業などを通じた「予防可能な病気を発症させない、重症化させないため」の取組の推進
- ④各種健・検診や介護予防事業などを通じた「介護を要する状態にさせない、軽度を重症化させないため」の取組の推進

### (2) 地域や団体などと取り組む健康づくり（ライフステージに応じた健康づくりへの支援）

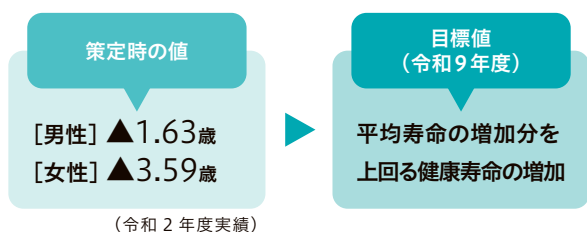
- ①市民・事業者等と連携し、誰もが健康行動を起こすことができるまちづくりの推進
- ②地域で生涯にわたる健康づくり活動に携わる人材育成
- ③市民の健康に配慮した、受動喫煙の防止を図るたばこ対策の推進
- ④生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育の推進
- ⑤心と体の健康回復や療養のための支援

### (3) 健康で安全・安心な暮らしを確保するための体制の充実

- ①感染症の発生予防及びまん延防止対策や、行政検査の迅速かつ正確な実施による感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- ②平時及び災害時などの緊急時における安定的かつ安全・安心な救急医療体制などの確保
- ③食の安全・安心の確保のため、事業者の HACCP\* 定着促進や、関係機関との連携による、広域的な食中毒の防止に向けた取組の推進
- ④多頭飼育問題が引き起こす飼い主の生活状況の悪化や孤立、周辺的生活環境への影響を回避するための、地域などと連携した動物愛護行政の推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 健康寿命の延伸 ※指標の数値は健康寿命と平均寿命の差



- 分野別マスタープランなど
- 地域いきいき健康プランあまがさき  
(平成30年度～令和5年度)
- 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・国民健康保険特定健康診査等実施計画
  - 食育推進計画
  - 生活習慣病予防ガイドライン

- 他施策に関連する主な分野別マスタープラン
- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
  - 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
  - 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
  - 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画
  - 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
  - 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画

主な関連計画

まちづくり基本計画



# 9

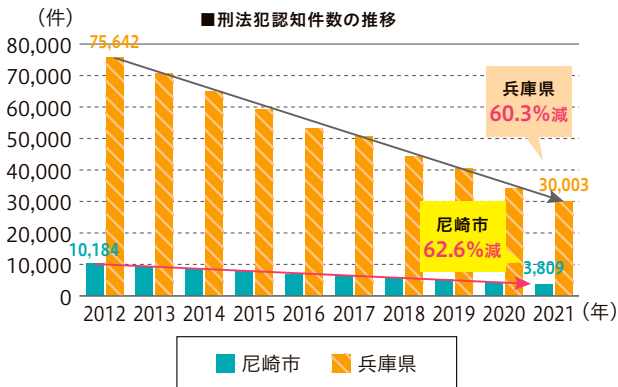
## 生活安全

### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 刑法犯認知件数の激減

発生件数の多かった街頭犯罪(ひったくり、自転車盗)に対し、警察などと連携しさまざまな取組を進めたことで、刑法犯全体も減少し、大幅に本市の治安は改善しています。



(資料)兵庫県警本部の犯罪統計書(2021年は兵庫県警察ホームページ)

##### 戦略的な防犯対策の実施

可動式防犯カメラの運用や防犯パトロール、特殊詐欺\*対策などの防犯対策を総合的に実施するなか、犯罪状況や緊急時の対応方針を定めた「防犯戦略」を令和2年度(2020年度)に策定しました。

##### 暴力団排除活動の推進

市民が行う暴力団組事務所に対する使用差止仮処分申請などの支援や全国初となる暴力団関連施設の買取りなど、暴力団排除に向けて先進的な取組を進めました。

##### 消費生活相談の多様化

消費者トラブルの相談件数は、平成25年度(2013年度)の3,392件から令和3年度(2021年度)の3,526件へ約4%増加しています。また、相談内容は、デジタル化の進展により、急速に複雑化・多様化しています。

##### 交通人身事故認知件数の減少

交通人身事故認知件数は平成25年(2013年)の2,441件から令和3年(2021年)の1,347件へ約45%減少していますが、県の減少率を下回っています。

##### 自転車の都市課題を都市魅力に

駅前的美観を損ねていた不法駐輪対策を集中的に進めるなどし、放置自転車台数は激減し、盗難台数の減少にもつながるなど、自転車政策における「都市課題」は改善が進んでいます。

#### 主な課題

##### 戦略的な防犯対策の継続

引き続き「防犯戦略」にもとづき防犯事業を進めていきますが、今後の市域の犯罪発生状況に応じ、方針を見直ししながら迅速かつ柔軟に対応していくことが重要です。

##### 時代の変化に応じた消費者トラブルの対応

高齢者や成年年齢が引き下げられた若年者など、消費者被害に遭いやすい市民の消費者トラブルの増加や、さらなるデジタル化の進展によるサービスの多様化に伴う新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に迅速に対応していく必要があります。

##### 超高齢社会などに対応した交通安全対策

さらなる交通事故の減少に向けて交通事故の多い就業者層や高齢者層をはじめ、人口増加がみられる外国籍住民など多様な市民に対する交通ルールの周知や啓発が求められます。

##### 新たなモビリティ\*への安全対策

1~2人乗り程度の超小型自動車や電動キックボードなど、新たなモビリティの実用化を見据えた安全対策の検討が必要です。

##### 自転車を魅力に変える取組の具体化

引き続き不法駐輪などの課題解決に取り組みつつ、自転車を「都市魅力」へと変える、観光、環境、健康などの具体的な事業の検討と、それらを支える道路や駐輪場の整備といった基盤づくりが課題です。



阪急武庫之荘駅前の様子

##### ルール遵守やマナー向上の取組の拡大

犯罪情勢が一定改善しているなか、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、喫煙などのルール遵守やマナー向上の取組が必要となっており、現行のルール遵守の取組の継続のほか、市の魅力向上の観点から、マナー向上の取組の拡大や体制の整備が必要です。

# 施策目標

防犯、交通安全など身近な安全・安心が実感できるまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成

- ①市域の犯罪状況に応じた取組の推進
- ②時代の変化に応じた交通安全施策の推進
- ③時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実

### (2) 自転車のまちづくりの推進

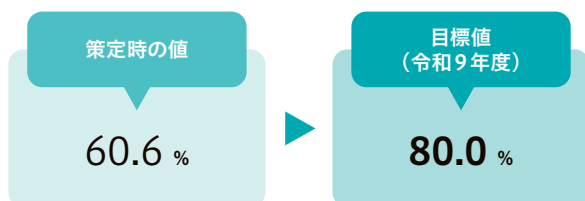
- ①自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進
- ②計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備
- ③市立駐輪場の老朽化対策の推進
- ④夜間、土日の迷惑駐輪対策の推進

### (3) ルール遵守やマナー向上

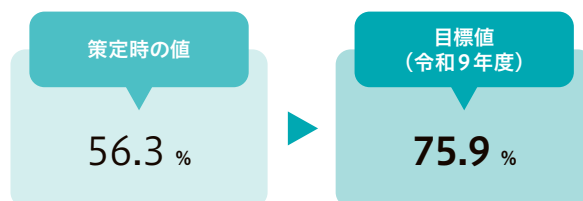
- ①ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

**I** 「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合 （市民意識調査）



**II** 「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合 （市民意識調査）



### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

- 防犯戦略
- 交通安全計画
- 自転車のまちづくり推進計画
- 自転車ネットワーク整備方針

#### ■ 他施策に関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画



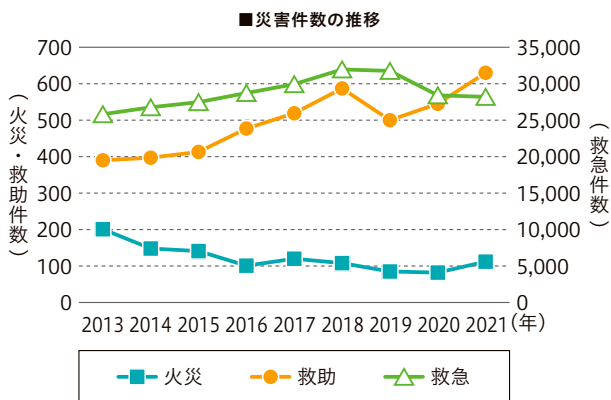
# 10 消防・防災

## 1 現状と課題

### 現状（成果）

#### 災害状況（火災・救助・救急）の変化

高齢化の進行に伴い、救急件数や室内における閉じ込め救助件数の増加傾向がみられます。また建物の不燃化や生活様式などの変化、市や警察での防火・防犯事業の取組強化などにより、火災件数は減少傾向となっています。



(資料) 尼崎市

#### 消防体制を取り巻く社会情勢の変化

地域防災の担い手である消防団員数の減少や、消防活動拠点である消防署所の老朽化が進んでいます。

#### 市の防災体制における基盤づくり

防災担当部局の設置など市の組織体制の整備、ハザードマップ\*や各種マニュアルの作成、平成30年度(2018年度)の台風被害における情報管理上の教訓をもとに、災害情報を一元的に集約・共有する災害マネジメントシステム\*を導入するなど、防災体制の基盤づくりを進めています。

#### 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進

避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿\*の提供や福祉避難所の指定を進めるとともに、令和2年度(2020年度)から要支援者や避難場所などを一元管理する要支援者システムを導入しました。また、5地区の自主防災会などと避難行動要支援者ごとの個別避難計画\*の試行的作成に取り組むなど、地域で支えあう「共助」による避難支援体制づくりを進めています。

### 主な課題

#### 社会情勢に柔軟に対応できる消防体制の構築

高齢化の進行に伴う救急件数のさらなる増加への組織的対応と、救急車の適正利用の啓発、また人口減少に伴う消防署所の適正配置の検討が課題です。

#### 火災予防の取組の推進

火災発生の未然防止、被害の軽減のため、引き続き消防法令違反対象物の是正を推進していくことが必要です。

#### 消防力維持・向上のための人材育成

火災件数の減少による現場経験不足を補うため、消防職員に対する各種訓練の充実化による人材育成と地域防災の要である消防団員を確保するための方策の検討が課題です。

#### 大規模災害など危機事象への継続した備え

南海トラフ地震に伴う津波や、異常気象に伴う高潮・豪雨に加え、パンデミックなどの危機事象に備え、引き続き市の防災体制や関係機関との連携を強化し、防災訓練や災害用備蓄品など、日常からの対策を充実させていくことが必要です。

#### 災害情報などの確実な伝達

これまで構築してきた多層的な情報伝達\*手段を効果的に活用し、災害情報などの確実な伝達や市民の避難行動につなげていくことが課題です。

#### 要配慮者（災害時要援護者）の避難支援

要配慮者（災害時要援護者）の避難支援体制づくりには、地域住民・福祉専門職などとの連携や、災害時に支援・配慮を要する人が安心して避難できるように、多様な避難先の確保や避難所運営などに係る手順の整理を行うとともに、市民への効果的な周知が課題です。

# 施策目標

- 災害などの危機事象に備え、市の消防・防災体制を整備するとともに、市民・事業者等との連携により、迅速かつ的確に対応する高い地域防災力を持つまちをめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) 消防力の充実

- ①各種災害などに柔軟に対応できる消防・救助・救急体制の充実
- ②消防法令違反処理の実効性向上や、効果的な査察を推進するための予防査察体制の強化
- ③消防団組織の活性化と消防団員が活動しやすい環境づくりの推進
- ④消防署所の適正配置による持続可能な消防体制の確保

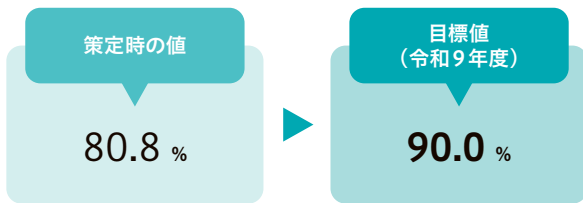
### (2) 地域防災力の向上

- ①大規模災害やパンデミックなど、危機事象への防災体制の整備、市民・事業者・民間団体・行政機関などとの連携の強化及び防災の取組の推進
- ②社会情勢などを踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知
- ③大規模災害や感染症まん延下での災害などを想定した対応訓練の充実強化
- ④災害情報などの確実な伝達・拡散の推進、取得した情報による市民の多様な避難行動などの促進
- ⑤個別避難計画の着実な作成や多様な避難先の確保などによる災害時要援護者支援の推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 「市の消防・防災体制が安心」だと感じている市民の割合

(市民意識調査)



### II 「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合

(市民意識調査)



### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

- 尼崎市地域防災計画 (毎年度改定)
  - 水防計画
  - 避難行動要支援者避難支援指針
- 尼崎市国民保護計画 (随時改定)
  - 新型インフルエンザ等対策行動計画

#### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【健康支援】地域いきいき健康プランあまがさき
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン(尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画

# 11

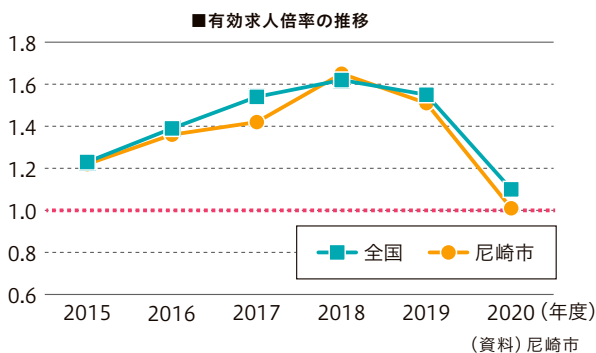
## 地域経済・雇用就労

### 1 現状と課題

#### 現状（成果）

##### 新型コロナウイルス感染症による経済への打撃

新型コロナウイルス感染症の影響で地域経済の停滞や市民生活に甚大な影響を及ぼしています。



##### 減少傾向にある市内事業所数

本市産業の中核を担う製造業などでは事業所数、従業員数ともに減少傾向であり、災害などでの事業中断・廃業によるさらなる事業所数の減少の恐れがあります。

##### 電子地域通貨「あま咲きコイン」の導入

電子地域通貨「あま咲きコイン」を導入し、地域内経済（商業）の活性化、SDGsの推進などに努めています。

また、SDGsに積極的に取り組む企業を「あまがさきSDGsパートナー\*」として登録・周知し、市内のSDGs達成に向けた取組を進めています。

##### 認定農業者制度\*の取組

全体の営農者数が減少傾向にある一方で、本市の都市農業の担い手となり意欲的に農業に取り組む「認定農業者」については増加傾向にあり、次世代の農業の担い手としての「認定新規就農者」とともに市内農業の活性化につながることを期待されます。

##### インターンシップなどを通じた人材育成支援

特に若者の労働力人口の減少と企業での従業員不足の状況が生じているなか、長期実践型インターンシップ\*を実施し、学生の社会人としての基礎的な能力の向上と、企業の課題解決や社内人材育成の一助となる取組を進めています。

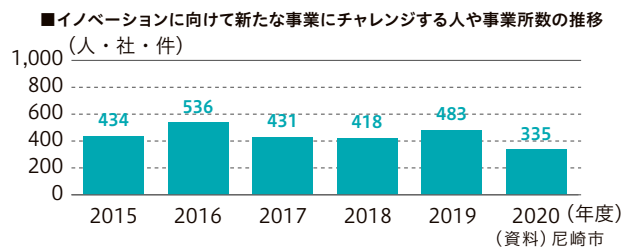
##### 観光のまちづくり

平成29年度（2017年度）に設立した「あまがさき観光局\*」を核として多様な主体が連携し、尼崎城を含む阪神尼崎駅周辺のエリアを重点的に、観光地域づくりの取組を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客数が減少しています。

#### 主な課題

##### イノベーション促進に向けた環境づくりの強化

既存事業者の成長分野への展開や第二創業\*、脱炭素やSDGsなどをビジネスチャンスと捉えた新たなイノベーション創出への支援や、競争力の向上に向けた、各事業者のニーズや時宜にかなった環境づくりの強化が課題です。



##### 製造業などの支援

主力である製造業において、競争力を高め持続的に発展していくため、生産活動の向上に資する対策を進めることが課題です。

##### 市内での事業継続の支援

産業の新陳代謝の視点を踏まえつつ、市内での事業継続や事業承継を望む経営者に対しては、災害や後継者不足などによる事業中断や廃業を防ぐ、早急な支援を進めることが課題です。

##### 「あま咲きコイン」の効果的な活用

地域内の経済循環の促進に向けた「あま咲きコイン」の利用拡大と地域に根差した持続可能な仕組みづくりが課題です。

##### 営農支援

市内農業者が営農を継続できるようにするため、認定農業者制度の推進や新たな担い手による農地活用など、各農業者のニーズに応じた持続的な支援が重要です。

##### 職住近接を生かしたきめ細やかな雇用就労支援

企業では従業員不足の一方で、さまざまな属性の求職者がいるなか、的確なマッチングを進めることが当面の課題ですが、雇用情勢などに柔軟に対応する支援策を進めることが本市における職住近接を生かした雇用就労支援を実現するためには重要です。

##### 市内産業としての観光の育成

観光を市内産業として育てるため、観光需要回復を見据えた事業の検討や観光関係者との連携が課題です。また、阪神尼崎駅周辺のエリアが一体となったにぎわいの創出が重要です。

# 施策目標

社会や時代の変化に柔軟に対応し、地域経済の持続的な発展を推進することで市民生活の向上をめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) イノベーションの促進に向けた環境づくり

- ①脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化
- ②新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援
- ③スモールオフィス機能\*（ハード）や創業塾（ソフト）などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進

### (2) 地域経済の活性化や循環の促進

- ①「あま咲きコイン」を活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進
- ②事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成
- ③市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実
- ④生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化

### (3) 雇用就労の充実

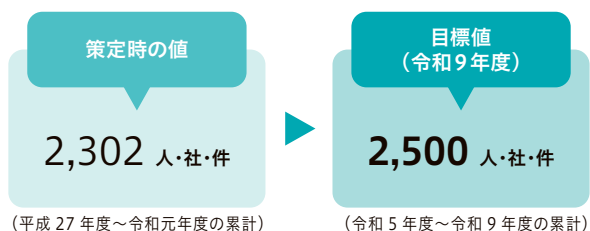
- ①企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援
- ②労働者のスキルアップによる生産性の向上

### (4) 観光振興による地域経済の活性化と魅力向上

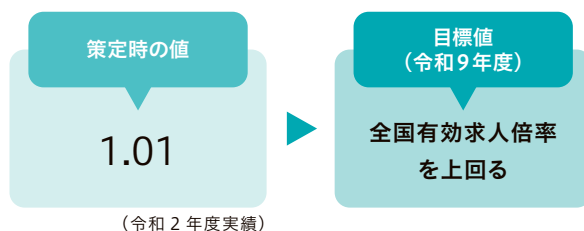
- ①観光重点取組地域（尼崎城を含む城内地区、寺町、中央・三和商店街周辺）を中心とした観光地域づくりの推進

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数



### II 市内有効求人倍率の全国との比較



#### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

- 創業支援事業計画
- 商業立地ガイドライン
- 「今後の市場のあり方」基本方針
- 尼崎版観光地域づくり推進指針
- 重点取組地域における尼崎版観光地域づくり戦略
- 城内地区まちづくり基本指針

#### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【地域福祉】あまがさきし地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画
- 【都市機能・住環境】尼崎市都市計画マスタープラン（尼崎市立地適正化計画）、尼崎市住まいと暮らしのための計画

# 12

## 環境保全・創造

### 1 現状と課題

#### 現状(成果)

##### 脱炭素社会に向けた「尼崎市気候非常事態行動宣言」

令和 32 年(2050 年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざし、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。目標達成のため、中間の時期である令和 12 年度(2030 年度)における二酸化炭素排出量を、平成 25 年度(2013 年度)比で 50%以上削減することをめざしています。

##### 環境学習・啓発の取組

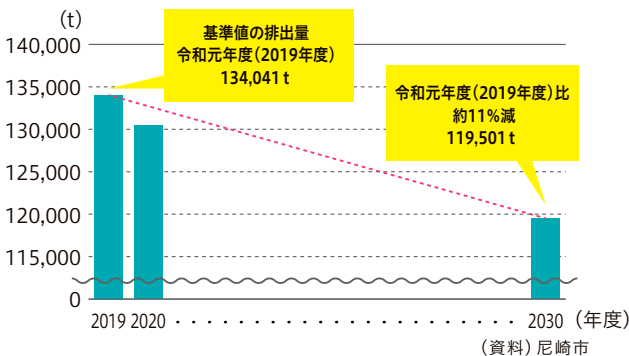
「あまがさき環境オープンカレッジ\*」など協働による環境学習・啓発を行っているほか、森林環境譲与税\*を活用した「木育」や、学校教育における環境教育にも取り組んでいます。

##### 循環型社会をめざし、「一般廃棄物処理基本計画」を策定

市民・事業者等とともに取組を進め焼却対象ごみが減少傾向にあるなか、令和 2 年度(2020 年度)に循環型社会の形成をめざし、「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

計画では令和 12 年度(2030 年度)までに焼却対象ごみ量を令和元年度(2019 年度)比で 11%削減することを目標とし、あわせて、老朽化しているごみ処理工場などを集約化し、令和 13 年度(2031 年度)稼働を目標に新ごみ処理施設を整備する予定としています。

■焼却対象ごみ量の目標



##### 大気汚染など環境問題への取組

過去にみられた大気汚染、水質汚濁などの状況は市民・事業者等との取組により改善されていますが、日常の環境監視などにより保全に努めています。

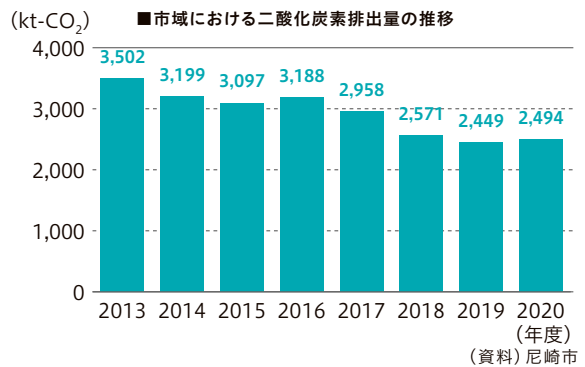
##### 自然や生き物の大切さについての啓発

臨海部における尼崎 21 世紀の森づくりなど、市民団体との協働による生物の生息・生育環境を維持・保全する取組が行われています。また、生産基盤である農地面積は少しずつ減少していますが、「都市にあるべき農地」として農地保全に取り組んでいます。

#### 主な課題

##### 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

脱炭素社会の実現に向け、省エネ対策に加え、二酸化炭素の排出を伴わないエネルギーの普及拡大が課題です。既存の社会システム・インフラを変革していくために経済的・技術的な課題にも対応しながら脱炭素社会に移行する必要があります。



##### 循環型社会の実現に向けた取組の推進

目標達成を前提とした新ごみ処理施設の整備が控えるなか、より一層のごみ減量を進めることが課題です。また、ごみ減量の取組のなかで、食品ロスやプラスチックごみの削減、さらにはサーキュラーエコノミー\*の実現といった世界的な課題にも対応していく必要があります。

##### 環境学習・啓発を行動変容につなげるために

一人ひとりの日々の行動が地球規模の環境問題とつながっていることを知り、環境学習・啓発や環境教育によって学んだ知識を行動に反映させていくために効果的な取組を進めることが課題です。

##### 新たな公害を発生させないために

過去の大气汚染などの歴史の教訓を生かし、引き続き環境改善に向けた取組を推進しつつ、予防的に環境問題に取り組んでいくことが必要です。

##### 生物多様性\*の保全・創出に向けて

生物に関する取組については、社会経済活動や日常生活はさまざまな生物多様性の恩恵に大きく依存していることなど、生物多様性の保全・創出の意義への理解を広げることが課題です。



## 施策目標

市民・事業者等と一体となって環境問題に取り組み、良好な環境を次の世代へ継承します

## 2 施策の展開方向

### (1) 脱炭素社会の形成

- ①環境配慮型建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減
- ②再エネ設備の導入促進など二酸化炭素の排出を伴わないエネルギーへの転換の推進
- ③環境教育の内容の充実化や、電子地域通貨「あま咲きコイン」の活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援

### (2) 循環型社会の形成

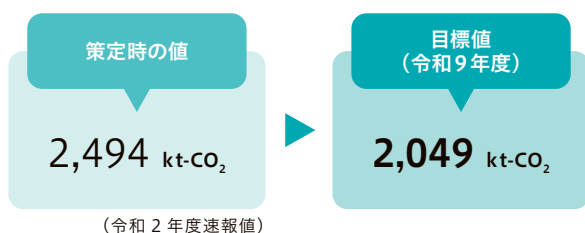
- ①社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減などリデュースを中心とした3R\*によるごみ減量の推進
- ②ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進
- ③安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築

### (3) 環境の保全

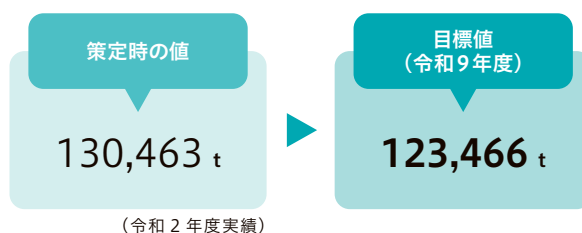
- ①環境監視と規制、立ち入りによる指導
- ②自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 市域における二酸化炭素排出量



### II 市内の焼却対象ごみ量



#### 主な関連計画

##### ■ 分野別マスタープランなど

■ 尼崎市環境基本計画 (平成26年度～令和5年度)

- 地球温暖化対策推進計画
- 一般廃棄物処理基本計画

##### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】 尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】 尼崎市教育振興基本計画
- 【消防・防災】 尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【都市機能・住環境】 尼崎市都市計画マスタープラン (尼崎市立地適正化計画)、尼崎市住まいと暮らしのための計画

# 13

## 都市機能・住環境

### 1 現状と課題

#### 現状（成果）

##### さまざまな地域特性と土地利用の変化

市内には住宅地をはじめ駅周辺、商店街、工場、農地など、さまざまな特性を持つ地域が共存しています。なかでも市内には工業系の地域が多く、産業都市である一方、近年は工場跡地の大規模な住宅開発が進むなど、住宅都市の側面が強まっており、改めて職住近接の魅力が見直されています。

##### 計画体系の見直し

分野別計画の位置付けを整理し、計画間連携を強化するため、都市計画審議会に、住宅政策、公園緑地、都市美、住環境に関する4つの審議会の機能を統合する条例改正を行いました。その上で組織横断的に事業を推進するための組織を設置し、取組を進めています。また、住宅マスタープランの改定においては、従来からのハード整備の視点に加え、くらしというソフトの視点を取り入れた新たな計画として、令和2年度（2020年度）に「尼崎市住まいと暮らしのための計画」を策定しました。

##### 都市景観の向上

かつての工業化による繁栄の反面、まちなみの煩雑さや公害によるマイナスイメージを一新するため、全国的にも早期に「都市美形成計画」を策定し、市民・事業者等と協力しながら、景観の改善に取り組んできました。

また、「緑の基本計画」を策定し、緑を通じてまちの満足度を高めるため、緑化促進や緑化活動にも積極的に取り組んでいます。

##### 密集市街地\*の改善

工業都市として発展するなか、人口増加に伴い労働者向けの住宅が多数建設されたことなどから、本市には、現在も木造の建物が密集した密集市街地が残っており、改善に向けて中長期的に取り組んでいます。

##### 高い交通利便性

大都市近郊という立地の良さや、公共交通などの環境が一定整備され交通利便性が高いといった特性を持っていますが、高齢化や働き方の変化といった社会構造やライフスタイルの変化に伴い、移動ニーズが多様化しています。

##### 都市基盤の老朽化への対応

早くから市域全体が発展したことを背景に、道路・上下水道・公園などの都市基盤の多くが更新時期を迎えているほか、古い建物や空き家も多く存在しています。

#### 主な課題

##### 地域の特性を生かしたまちづくり・まち育て\*

地域の特性に応じた、土地利用の誘導や住環境の向上、操業環境への配慮、暮らしぶりやまちの魅力の発信（ブランディング）を進める必要があります。そのためには市民・事業者等との連携やその仕組みづくりが不可欠です。

駅前広場や公園・道路などの公共空間が、誰もが利用しやすく居心地の良い場となるような使い方の検討・工夫、整備などが必要です。



##### 地域や社会状況に応じた都市景観と緑化

都市計画上の用途地域に応じた景観づくりに取り組んでいますが、地域と調和したまちなみに向け、市民・事業者等と連携し、景観向上に取り組む必要があります。

また、緑化政策においては、人口減少を鑑み、樹木などの維持管理の観点も踏まえ、適正な量、質を検討し進めていく必要があります。

##### 魅力的な住環境に向けた空き家、密集市街地の対策

今後の人口減少、高齢化に伴い空き家が増加する見込みであるため、既存ストックの有効活用や更新によってまちの魅力を高めていくなかで、密集市街地の改善などと合わせ、市民・事業者等と連携し、取組を進めていく必要があります。

##### 戦略的な交通政策

市の特性を生かした魅力あるまちづくりに向け、人の移動に影響を与える土地利用の変化を捉え、多様化する移動ニーズにも対応した総合的かつ戦略的な交通政策を推進していく必要があります。

##### 都市基盤整備における社会的課題への対応

都市基盤の老朽化に対し、日常の適切な維持管理を行いつつ計画的な更新を進める必要があります。また、更新の際は、環境負荷の軽減を意識するとともに、誰もが使いやすく、災害に強いまちをめざし、行政が行う直接的な整備だけでなく、民間主導の取組を誘導するなど、ソフト面の取組も必要です。

# 施策目標

くらしと産業を支える都市基盤をもとに、快適で魅力あるまちと住まいの実現をめざします

## 2 施策の展開方向

### (1) エリアブランディングの推進

- ①多様な主体と連携したまちづくりの誘導、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの実施
- ②利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進
- ③地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上

### (2) 豊かな住生活の実現

- ①安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現
- ②持続性のある住宅ストックの形成

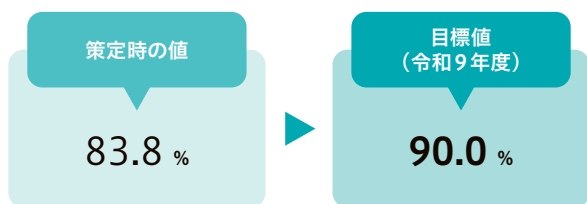
### (3) 良好な都市環境の整備

- ①予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備
- ②景観への影響を考慮した都市美誘導の実施
- ③都市の防災性向上、建築物更新などを支援する制度の運用

## 3 施策の進捗状況を測る代表指標

### I 「現在の住環境が快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合

(市民意識調査)



### II 都市機能・住環境指数

※地域推奨意欲、転入者の5年定着率、生活利便施設カバー率\*、公園利用満足度より算出



### 主な関連計画

#### ■ 分野別マスタープランなど

尼崎市都市計画マスタープラン (尼崎市立地適正化計画) (～令和5年度)

尼崎市住まいと暮らしのための計画 (令和3年度～令和12年度)

- 緑の基本計画
- 都市美形成計画
- あますいビジョン2029
- 下水道ビジョン2031
- 地域交通計画

#### ■ 他施策で関連する主な分野別マスタープラン

- 【人権尊重・多文化共生】尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画、尼崎市国際化基本方針
- 【学校教育】尼崎市教育振興基本計画
- 【子ども・子育て支援】尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画
- 【地域福祉】あまがさき地域福祉計画
- 【障害者支援】尼崎市障害者計画
- 【高齢者支援】尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 【消防・防災】尼崎市地域防災計画、尼崎市国民保護計画
- 【環境保全・創造】尼崎市環境基本計画

# 6 行政運営

地域課題が複雑化・多様化するなか、その課題解決に当たってはまちづくりにかかわる各主体がこれまで以上に力を合わせて取り組む必要があることから、市は市民・事業者等の力が最大限発揮され、自治のまちづくりが推進されるよう、また、必要な行政サービスが持続的に提供されるよう、安定した財政基盤や組織体制などを構築していくことが重要です。

ここでは、そのための取組の方向性を「行政運営の視点」として設定するとともに、組織としてのリスク管理やマネジメントの仕組みの見える化に向けた「内部統制の推進」、また、「都市間連携による行政サービスの質の向上」についてまとめています。

## (1) 行政運営の視点

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組みます。

### 《行政運営の3つの視点など》

#### (1)【協働】ともにまちづくりを進めるために

1-1

市民の市政参画と  
情報の共有・発信

- (1) より透明で開かれた市政運営
- (2) 市政への参画の推進
- (3) より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進

1-2

さらなる協働の  
まちづくりの推進

- (1) 協働のまちづくりに向けた環境の整備
- (2) さらなる協働の推進に向けた職員の育成

#### (2)【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために

2-1

職員の資質向上と  
ワーク・ライフ・バランス  
の実現

- (1) キャリアマネジメント\*の視点を踏まえた人材の育成
- (2) ワーク・ライフ・バランスの実現

2-2

本市DX\*の推進と最適  
な業務執行体制の構築

- (1) 本市 DX の推進
- (2) 最適な業務執行体制の構築

#### (3)【行財政】市民生活を支え続けるために

3-1

安定的な財政運営の  
推進

- (1) 予算編成における収支均衡の維持
- (2) 公債費の低減を図るための将来負担の抑制
- (3) 基金残高の確保及び弾力的な活用

3-2

公平・公正な負担に向  
けた債権管理の適正化

- (1) 「尼崎市債権管理条例」にもとづく適正な権限行使の徹底
- (2) 市税など強制徴収債権\*の取組
- (3) 非強制徴収債権\*（非強制徴収公債権及び私債権）の取組

3-3

公共施設マネジメント  
の着実な推進

- (1) 「量の最適化」に向けた施設の再編
- (2) 「質の最適化」に向けた予防保全による施設の質の向上と長寿命化
- (3) 「運営コストなどの最適化」に向けた効率的・効果的な運営

行政運営 1 【協働】ともにまちづくりを進めるために

# 1-1 市民の市政参画と情報の共有・発信

## 1 取組項目

### (1) より透明で開かれた市政運営

市が保有している情報をわかりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有します。

### (2) 市政への参画の推進

政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会のさらなる充実を図ります。

### (3) より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進

都市イメージの向上に向けた戦略的・効果的なシティプロモーションに取り組みます。

## 2 現状と課題

### 現状（成果）

#### 情報公開に向けた取組の推進

「尼崎市情報公開条例」にもとづく公文書の開示や、公共データを利活用しやすい形で公開するなど、行政が保有する情報の積極的な公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう情報の共有化に取り組んできました。

#### 公文書の適正管理と歴史的公文書の利用促進

現在及び将来の市民に対する説明責任を果たせるよう、公文書の作成及び適正な管理の義務化や歴史的公文書の利用請求権などについて規定した「尼崎市公文書の管理等に関する条例」を制定しました。

#### 市政への参画の促進

複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに応じた効果的な施策を展開するため、まちづくり提案箱や市民意見聴取プロセスを実施するなど、市民が気軽にまちづくりへ参画ができる機会づくりや、政策提言の受け皿となる制度運用に取り組んできました。また、市民との合意形成を図るため、市民参画手法の多様化に取り組んでいます。

#### 尼崎版シティプロモーションの推進

まちへの誇りと愛着を高め、「交流人口」、「活動人口」、「定住人口」を増やしていくため、まちの魅力向上や課題解決の取組と、それらを定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」や本市の魅力の詰まった冊子などさまざまな広報媒体で戦略的・効果的に発信する取組を一体的に行う尼崎版シティプロモーションを推進しています。

### 主な課題

#### 効果的な情報共有への取組

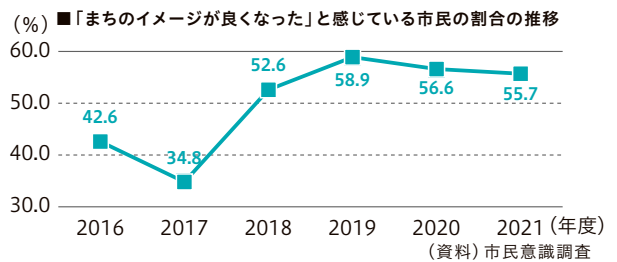
個人情報などの保護を前提とした上で、行政が保有する情報をよりわかりやすく発信し、関心を持ってもらえるよう、情報化の進展に合わせた仕組みづくりを行うとともに、市民・事業者等が保有するまちづくりに関する情報についても、必要な人が必要な時にアクセスできるような共有化に取り組むことが課題です。

#### 政策提言機会のさらなる充実

まちづくりに参画しようとする市民の意見をしっかりと受けとめ、市政に反映させていくためには、職員の意識醸成や施策の特性に応じて効果的に市民の意見を聴くことが課題です。また、より積極的に学びの機会を充実するとともに、市民とのより丁寧な合意形成に向けて、さまざまな施策分野における政策形成プロセスの事例を共有し、より良い市政運営につなげる必要があります。

#### 都市イメージの向上に向けた情報発信

他都市にはない尼崎ならではの魅力を高め、その魅力がより伝わりやすい広報媒体で発信するなど、引き続き魅力の創造と発信を一体的に進める必要があります。



## 3 主な関連計画

### ■ 分野別マスタープラン

協働のまちづくりの基本方向(きょう DO ガイドライン)(平成 25 年度～)

### ■ その他の関連計画

・尼崎版シティプロモーション推進指針



# 1-2 さらなる協働のまちづくりの推進

## 1 取組項目

### (1) 協働のまちづくりに向けた環境の整備

協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組みます。

### (2) さらなる協働の推進に向けた職員の育成

コーディネータ力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施などによる職員の資質向上に努め、地域との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組みます。

## 2 現状と課題

### 現状(成果)

#### 市民提案制度など協働による取組の推進

まちの課題が複雑化・多様化し、行政または民間だけの取組では、事業効果を得にくくなっているなか、市民・事業者等・行政が互いの強みを発揮し、弱みを補いあう協働の取組が、まちづくりには重要です。協働の取組の推進のため、市民・事業者等のアイデアを行政とともに実現する市民提案制度の運用や、協働契約の導入による協働しやすい環境の整備、パートナーシップを重視した指定管理者制度の運用などの取組を推進しています。

#### 地域とともにある職員づくりの取組

協働のまちづくりを推進するためには、職員が市民とともに考え、行動することで必要な姿勢や能力を身につけ、まちづくりにかかわる主体の間に立つ「つなぎ役」を担うことが重要です。これまで「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念の具体化に向けて、それぞれの主体の持つ力がより発揮される基盤を築いていく「地域振興体制の再構築」に取り組んでおり、その1つの柱として、「地域とともにある職員づくり」を掲げ、職員の意識改革や能力形成に取り組んできました。



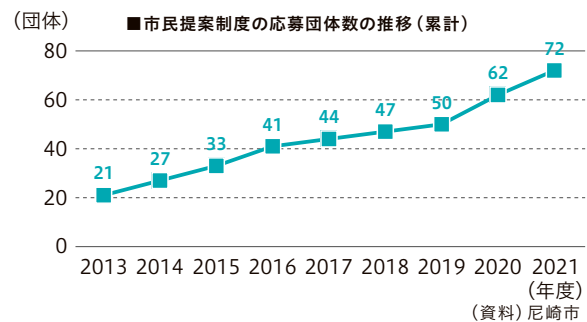
### 主な課題

#### 庁内連携のさらなる強化

市全体の取組やその方向性を職員間で共有し、複合的な社会課題に対応するため、職員が部門間の交流を積極的にできる機会づくりや、職員間ネットワーク形成など、組織内のさらなる連携の推進が課題です。

#### パートナーシップの向上

市民提案制度や指定管理者制度などの各種協働施策を通じて、まちづくりにかかわる主体とのパートナーシップの向上をより意識しながら、各制度がより効果的に活用されるよう定着させていく必要があります。



#### 職員の意識改革への取組の継続

市民・事業者等とともにまちづくりを進めていくには、「地域とともにある職員づくり」を継続し、まちづくりにかかわる主体が協力してまちづくりを推進できるよう、職員の一層の意識改革や能力形成が必要です。

## 3 主な関連計画

### ■ 分野別マスタープラン

協働のまちづくりの基本方向(きょう DO ガイドライン)(平成 25 年度～)

尼崎市人材育成基本方針(はたらきガイド)(令和元年度～令和 5 年度)

行政運営 2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために

# 2-1 職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

## 1 取組項目

### (1) キャリアマネジメントの視点を踏まえた人材の育成

職員が自ら考え、変化を恐れず挑戦し、また、成長し続けながら専門性の高い業務に取り組めるよう、人事評価制度の効果的な運用や、各種研修の充実に取り組むことにより、職員の資質向上を図ります。

### (2) ワーク・ライフ・バランスの実現

職員一人ひとりがやりがいや充実感を持って仕事に取り組むとともに、社会貢献や自己啓発・育児・介護などに取り組めるよう職員の意識改革や環境の整備を図ります。

## 2 現状と課題

### 現状（成果）

#### 「尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）」の策定

社会の急激な変化を踏まえ、職員一人ひとりがめざすべき職員の姿を理解し、自らが果たすべき役割や必要な能力を認識し、主体的な成長に努めることが重要です。本市では、「尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）」を策定し、研修や人事評価などの仕組みを運用しながら、職員の育成を図っています。



#### 「尼崎市特定事業主行動計画」の策定

すべての職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「尼崎市特定事業主行動計画」を策定し、職員一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるための環境整備、職場全体で子育てや介護を行う職員を支えることのできる風土づくりなどの取組を進めています。また、「職員パラレルキャリア応援制度\*」を創設し、社会・地域貢献につながる職務以外の活動を支援しています。

### 主な課題

#### コンプライアンスなどの向上

公務員として必要な人権意識やコンプライアンス、法務能力などの向上や、そのための研修など学習機会の確保による知識の底上げを図っていくことが重要です。

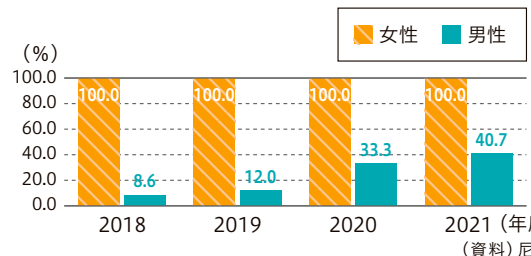
#### キャリアマネジメントの視点を持った人材育成

組織として職員のキャリアをどのように形成していくのかといった、キャリアマネジメントの視点を持って、市政全般の知識を有するゼネラリストや、さまざまな専門分野のスペシャリストをバランス良く育成していくことが重要です。また職員一人ひとりがビジョン（展望）を持ち、自身の経験を学びとして今後のキャリア形成につなげるといった、主体的な姿勢が重要です。

#### 職員の意識改革

すべての職員がライフスタイルやライフステージに応じた形で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、さまざまな分野で活躍できるようにするためには、職員の意識改革や環境の整備を図ることが重要です。

■本市職員の育児休業取得率の推移（市長事務部局）



## 3 主な関連計画

### ■分野別マスタープラン

尼崎市人材育成基本方針（はたらきガイド）  
（令和元年度～令和5年度）

尼崎市特定事業主行動計画  
（令和2年度～令和6年度）

### ■その他の関連計画

・障害者活躍推進計画

# 2-2 本市 DX の推進と最適な業務執行体制の構築

## 1 取組項目

### (1) 本市 DX の推進

デジタル化を通じた業務の見直しなどにより、市民の利便性や市民満足度の向上に向けて取り組みます。

### (2) 最適な業務執行体制の構築

職員の改革意識を醸成し、デジタル化やアウトソーシング\*などを推進することにより、時代とともに多様化する市民ニーズに応じたサービスの提供に取り組みます。

## 2 現状と課題

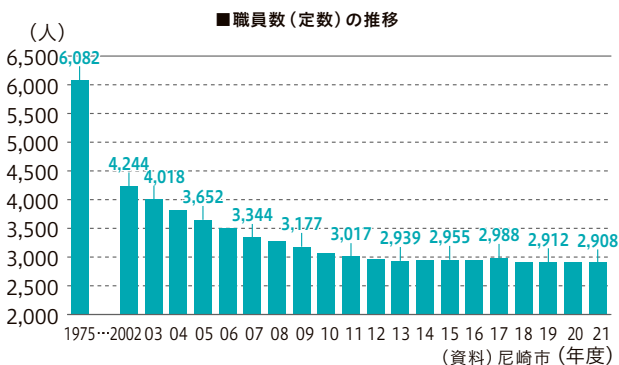
### 現状（成果）

#### デジタル化の推進に向けた計画の策定

デジタル化に係る情勢を的確に捉え、ICTやデータの効率的・効果的な利活用を市政運営につなげていくことを目的として「官民データ活用推進計画」を策定するとともに、オンライン申請の拡充やワンストップサービス\*の実現など、業務の見直しについて方向性を定めた「行政手続等デジタル化推進計画」を策定し、市民サービスなどのデジタル化に向けた取組を進めています。

#### 業務の効率化・ICT化に向けた取組

本市の財政状況や人口減少を踏まえ、引き続き限られた職員数での市民サービスなどの提供が求められています。そうした状況から、AIやRPA\*などの情報技術を活用する気運やデータ活用の重要性が高まっており、本市においてもRPAなど事務改善ツールの活用などにより業務の効率化に取り組んでいます。



### 主な課題

#### デジタル化などを通じた業務改善・住民利便性の向上

安定的な行政サービスの推進に向け、業務改善やICT化などによるさらなる業務総量の削減や、アウトソーシングなどにより担い手の見直しを行った業務の評価・検証を通じた質の確保に加え、行政手続オンライン化やキャッシュレス納付などにより、住民利便性の向上を図ることが重要です。また、ワンストップサービスなどの実現に有効なマイナンバーカードについては、利便性の向上や、周知を通じた普及率の向上が課題となっています。

#### システムの標準化とクラウド化の推進

市民・事業者等のデータを安全に保管し、継続的にサービスを提供することが重要です。また、住民記録や税など市民サービスに欠かせないシステムを、全国一律の標準仕様にもとづき再構築し、国・自治体共通のクラウドサービスを利用する考え方が示されたことから、他のシステムを含めた本市のクラウド化の方向性と整合性を図るとともに、業務やシステムの見直しが必要です。

#### 持続可能な業務執行体制の構築

アウトソーシングによる担い手の見直しが進むなか、研修などにより必要な知識・技術の継承が不可欠です。また、業務分担の適正化やバックアップ体制の確保、定年引上げに伴う組織体制づくりなど、持続可能な業務執行体制の構築が課題となっています。

## 3 主な関連計画

#### その他の関連計画

- ・官民データ活用推進計画
- ・行政手続等デジタル化推進計画
- ・業務執行体制の見直しに向けた今後の方向性について
- ・業務見直しガイドライン
- ・今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について

行政運営 3 【行財政】市民生活を支え続けるために

# 3-1 安定的な財政運営の推進

## 1 取組項目

### (1) 予算編成における収支均衡の維持

毎年度、歳入に見合った歳出規模を実現し、安定的な財政基盤を確立します。

### (2) 公債費の低減を図るための将来負担の抑制

公債費を低減させ安定的な財政運営を行うため、投資的経費の調整などを通じ将来負担を抑制します。

### (3) 基金残高の確保及び弾力的な活用

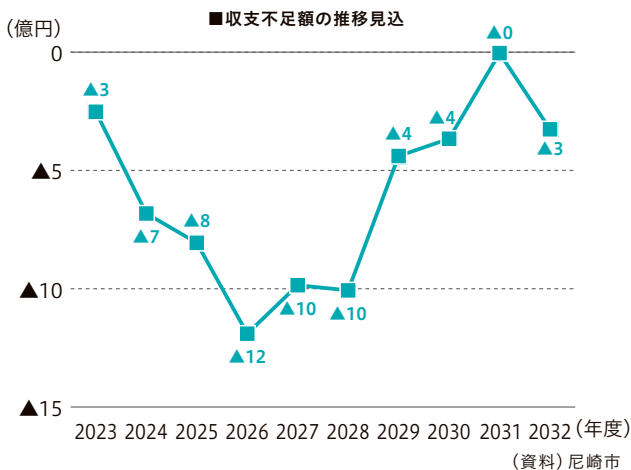
緊急的な財政需要に備えながら大規模な投資的事業や公債費の平準化に弾力的に基金を活用します。

## 2 現状と課題

### 現状（成果）

#### 令和9年度（2027年度）以降は収支不足が縮小傾向

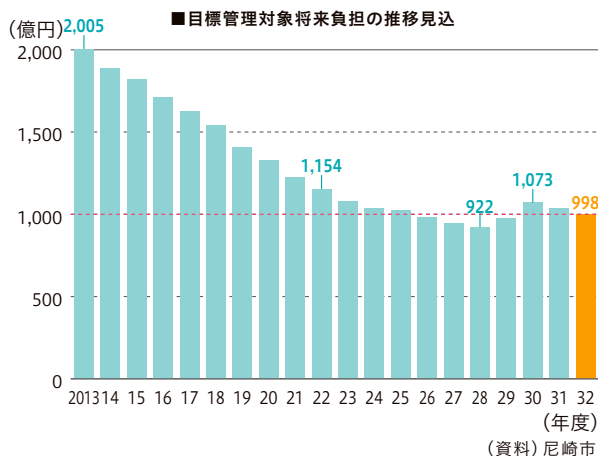
高齢化の進行に伴い社会保障関係費のさらなる増加が見込まれる一方、高齢者人口の伸びが鈍化し、公債費が減少する見込みである令和9年度（2027年度）以降は、収支不足が縮小傾向になることが見込まれます。



### 主な課題

#### 公債費の低減と平準化

増加する社会保障関係費に対応しつつ、長期的に安定的な財政運営を行うためには、公債費の低減・平準化が必要であることから、令和12年度（2030年度）にかけて見込まれる新ごみ処理施設の整備に係る将来負担の増加を含めて、目標管理対象将来負担\*を抑制する必要があります。



## 3 主な関連計画

### ■分野別マスタープラン

財政運営方針（予定）  
（令和5年度～令和14年度）

# 3-2 公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化

## 1 取組項目

### (1) 「尼崎市債権管理条例」にもとづく適正な権限行使の徹底

督促状の送付など債権管理の基本的取組の徹底や、滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図ります。

### (2) 市税など強制徴収債権の取組

徴収体制の強化や、滞納事案への早期着手の徹底による収入未済額の抑制などに取り組みます。

### (3) 非強制徴収債権（非強制徴収公債権及び私債権）の取組

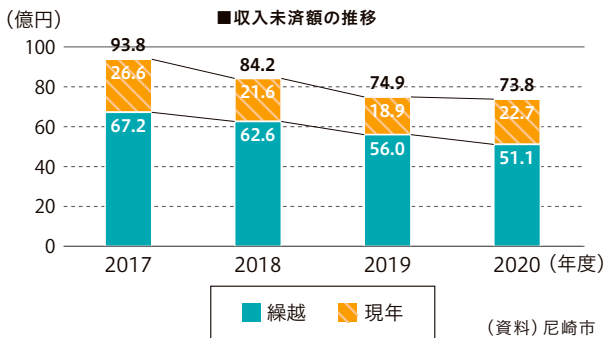
弁護士法人などへの委託による債権回収業務の導入や、訴訟手続などが実施できる体制の強化を図ります。

## 2 現状と課題

### 現状（成果）

#### 「尼崎市債権管理条例」及び「債権管理推進計画」の策定

平成 30 年（2018 年）3 月に「尼崎市債権管理条例」を制定し、また、「債権管理推進計画」を定め、保有する債権の整理や取り組むべき事項とその目標数値を設定し、取組を進めています。その結果、市全体の収入未済額の状況として、平成 29 年度（2017 年度）と令和 2 年度（2020 年度）の比較では、約 21.4%（約 93.8 億円→約 73.8 億円）減少しています。



#### 一定の成果がみられる市税徴収に係る取組

特に個人市民税の収入率は、市税徴収に係る滞納整理の取組優先順位の設定、進捗管理の徹底などにより、毎年度の目標を達成しているものの、類似都市と比較すると未だ低い収入率となっています。

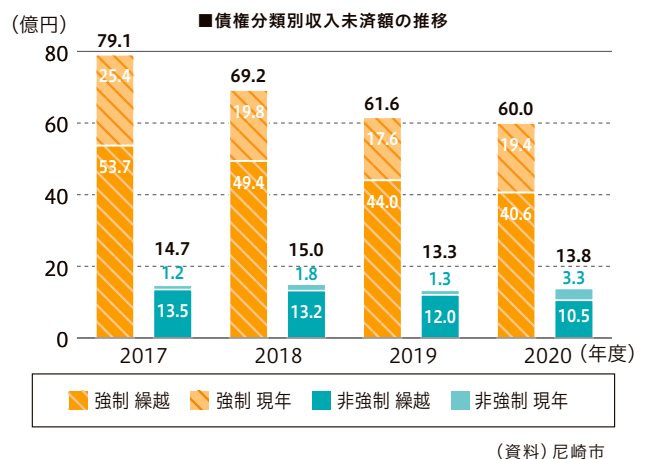
### 主な課題

#### 早期着手の徹底

市税を含めた強制徴収債権については、引き続き滞納整理の強化により、収入未済額を縮減するとともに、新規の滞納を発生させない現年分の取組にも注力する必要があります。

#### より効率的・効果的な手法の検討

非強制徴収債権は、裁判所への支払督促手続や、議決を経た訴えの提起などを通じた強制執行が必要となり、債権管理において大きな負担となっていることが課題です。



## 3 主な関連計画

■その他の関連計画  
・債権管理推進計画



行政運営 3 【行財政】市民生活を支え続けるために

# 3-3 公共施設マネジメントの 着実な推進

## 1 取組項目

### (1) 「量の最適化」に向けた施設の再編

廃止・集約・複合化などによる再編の取組などにより、施設保有量の抑制を図ります。

### (2) 「質の最適化」に向けた予防保全による施設の質の向上と長寿命化

これまでの事後保全から予防保全へと転換するとともに、施設機能の維持・向上を図ります。

### (3) 「運営コストなどの最適化」に向けた効率的・効果的な運営

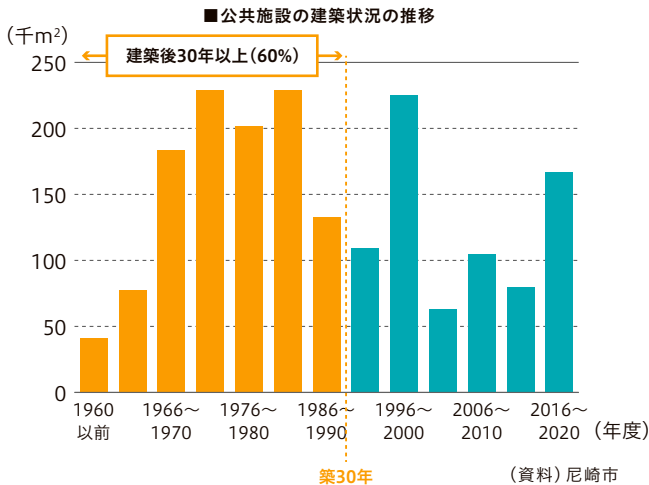
管理運営に係るコスト縮減やサービスの向上などについて検討し、運営コストなどの最適化を図ります。

## 2 現状と課題

### 現状 (成果)

#### 「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」の策定

人口減少や少子化・高齢化、財政状況などを踏まえ、公共施設の量・質・運営コストなどの最適化をめざし、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を平成 26 年度 (2014 年度) に策定しています。



#### 3つの方針にもとづくファシリティマネジメント\*

「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」では「再編」「予防保全」「効率的・効果的な運営」の3つの方針を定めており、現在、その方針にもとづき、具体的な取組を進めているところです。

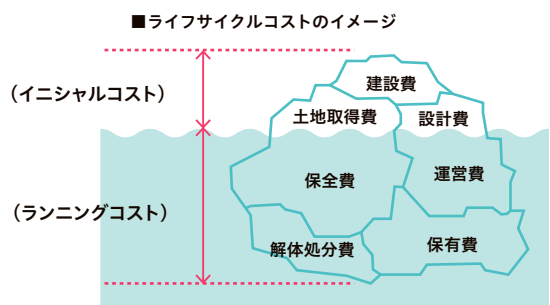
### 主な課題

#### 取組の丁寧な推進

「再編」では取組の必要性や効果について、市民や利用者の理解がより一層深まるように努めながら、丁寧に取組を進める必要があります。

#### 予防保全への転換

「予防保全」では、ライフサイクルコスト\*の低減と脱炭素社会の実現を見据え、計画的な保全と省エネ化などを実施していく必要があります。



#### 施設情報の一元化など効率的・効果的な運営

「効率的・効果的な運営」では、施設情報の一元化を図り、効率的でサービスの向上に資する事業手法の検討を進める必要があります。

## 3 主な関連計画

#### 分野別マスタープラン

尼崎市公共施設マネジメント基本方針  
(平成 26 年度～令和 30 年度)

尼崎市公共施設等総合管理計画  
(平成 28 年度～令和 7 年度)

#### その他の関連計画

- ・ 第 1 次尼崎市公共施設再編計画 (尼崎市公共施設マネジメント基本方針 1: 再編)
- ・ 第 1 次尼崎市公共施設保全計画 (尼崎市公共施設マネジメント基本方針 2: 予防保全)
- ・ PPP/PFI 手法導入優先的検討方針
- ・ 公共建築物における木材利用促進に関する方針

## (2) 内部統制の推進

市民の市政への信頼と満足度の向上に向け、組織としてのマネジメント体制を確立し、適法・適正かつ効率的・効果的な行政運営を実現するため、内部統制を推進します。

「尼崎市内部統制制度」は、既存の各分野における取組の検証手法を活用し、その分野ごとにリスク管理・評価を行うことでの「各マネジメント制度の機能向上」に加え、この機能向上に不可欠な「管理職のマネジメント力の向上」、「職員一人ひとりが自律的に考え、行動できる組織風土の醸成」についても取り組む本市独自の制度とします。

また、各種取組の検証内容や見直し結果については、「内部統制評価報告書」を作成し、公表することで、本市のマネジメントの仕組みの見える化を図ります。

## (3) 都市間連携による行政サービスの質の向上

全国的に人口減少、少子化・高齢化が進むなか、行政サービスの質の向上に向けては、市の経営資源を強化するとともに、スケールメリット\*などを生かした都市間連携による取組も重要です。

本市では、伊丹市との消防指令センターの共同運用や西宮市とのシステムの共同化に向けた取組など、兵庫県内や阪神間において連携の取組が進んでいます。また、市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を超えて行われているなかで、隣接する4つの中核市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）による連携の取組である「NATS」など、府県をまたいだ連携の取組も進んでいます。

引き続き、兵庫県、中核市などのネットワークを活用するなど、必要に応じた連携を図りながら行政サービスの質の向上に取り組んでいきます。



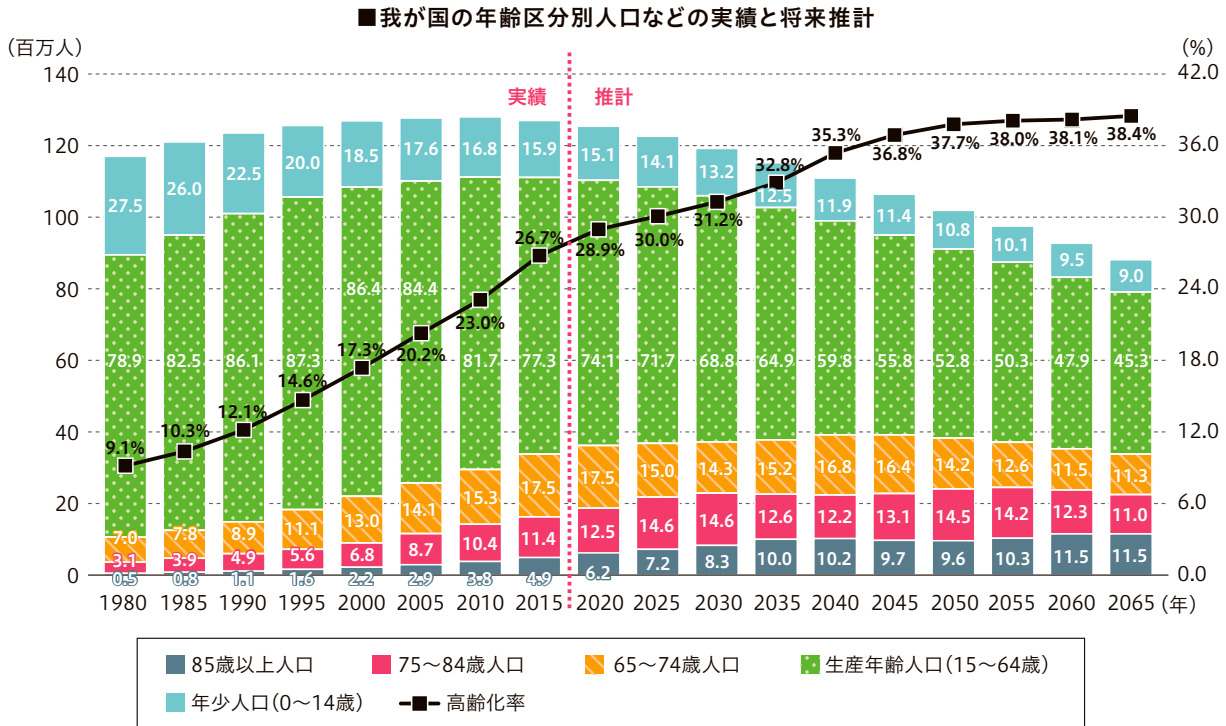
# 資料編

---

# 人口について

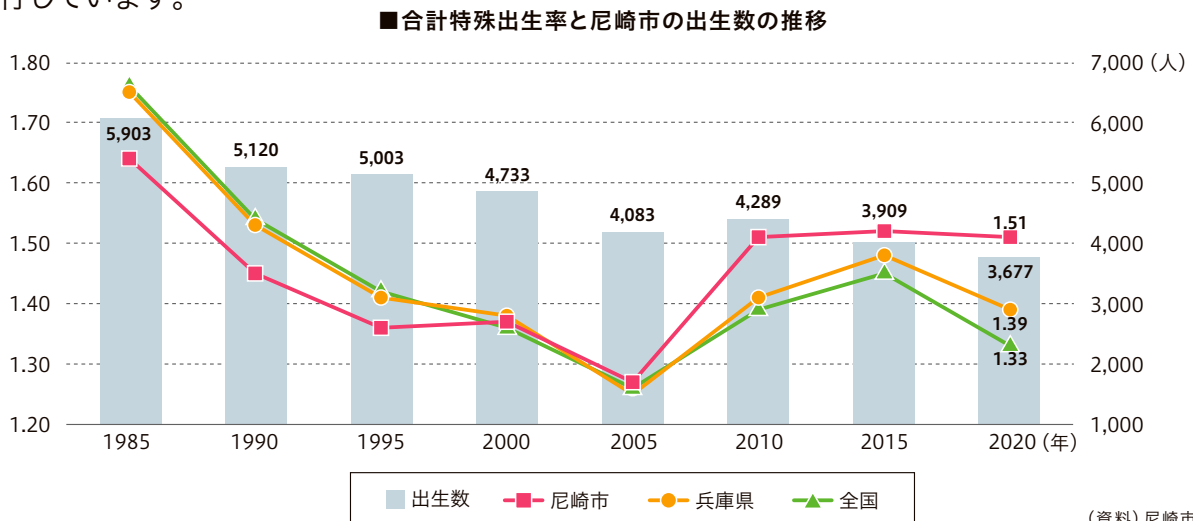
## 我が国の人口の将来推計

全国的に、少子化・高齢化が進行するなか、令和24年(2042年)には高齢者人口がピークを迎えます。社会保障費の増大や生産年齢人口が減少することによるサービス供給力の低下などさまざまな影響が懸念されます。

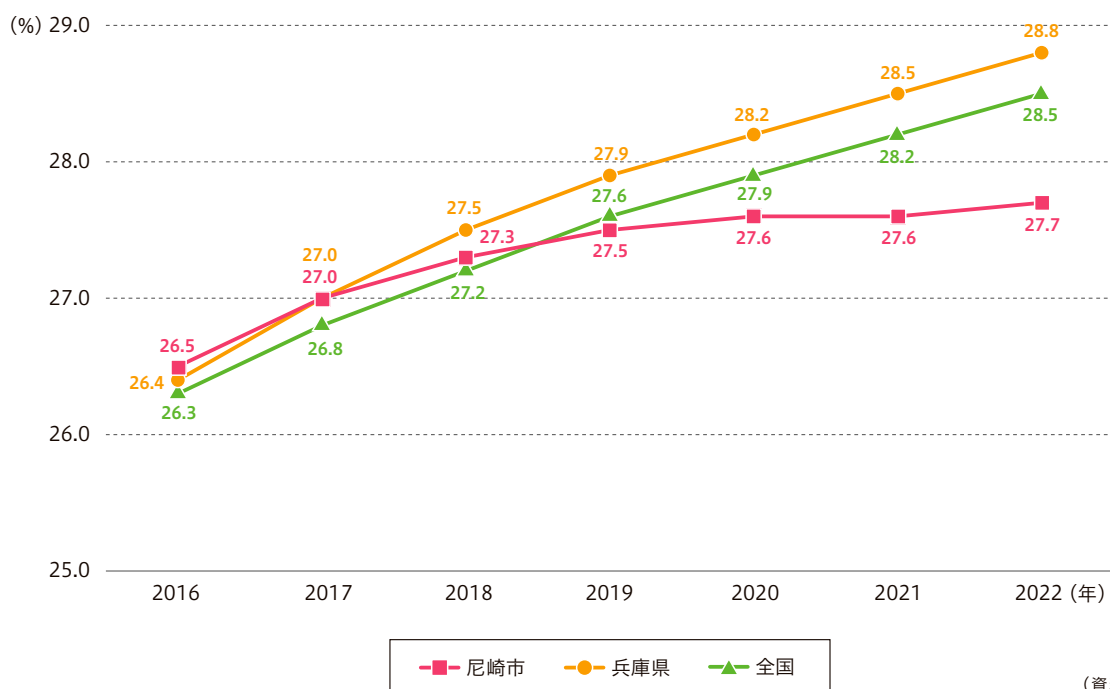


## 少子化・高齢化の進行

本市の合計特殊出生率は、平成17年(2005年)以降、国、兵庫県と比較して高くなっていますが、人口が増加も減少もしない均衡した状態となる、人口置換水準2.07(国立社会保障・人口問題研究所(平成27年(2015年)))よりは低く、出生数は減少傾向となっています。また、高齢化率も国、兵庫県と比較して近年鈍化しているものの、上昇傾向にあり、少子化・高齢化が進行しています。



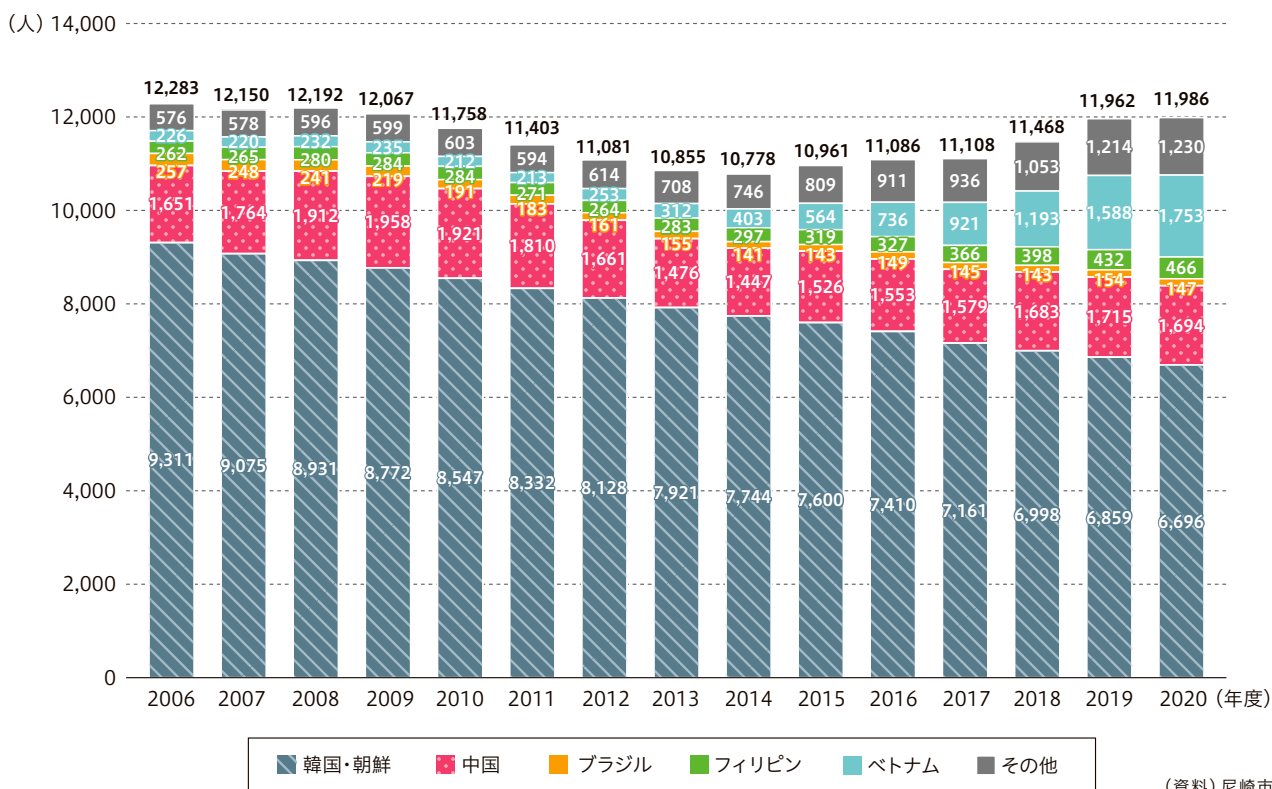
■高齢者割合（高齢化率）の推移



### 外国籍住民の増加

本市の外国籍住民は、近年、増加傾向となっています。内訳としては、韓国・朝鮮籍住民が減少傾向にある一方、ベトナム籍住民が大幅に増加しています。

■国籍別登録外国人数の推移

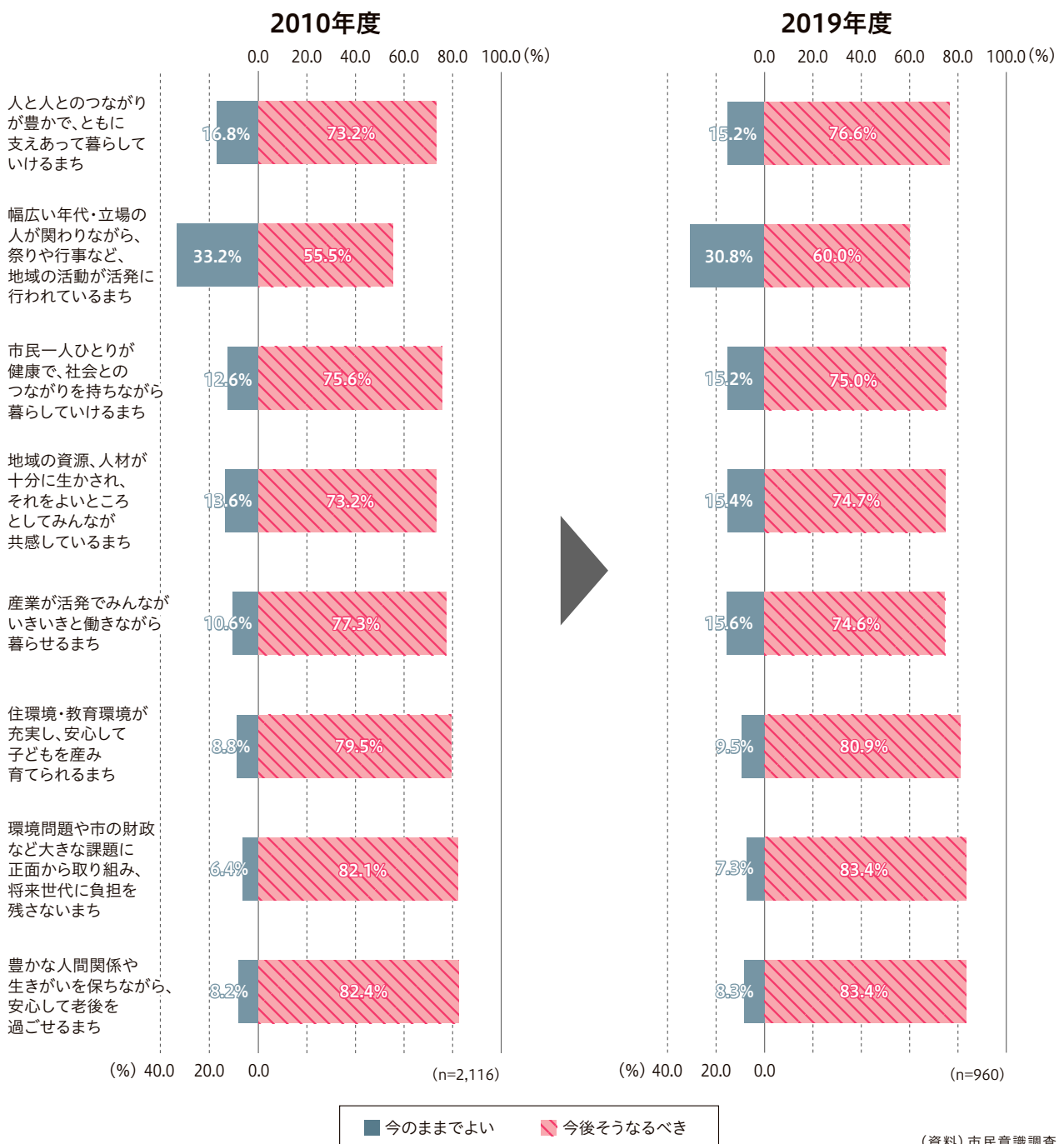




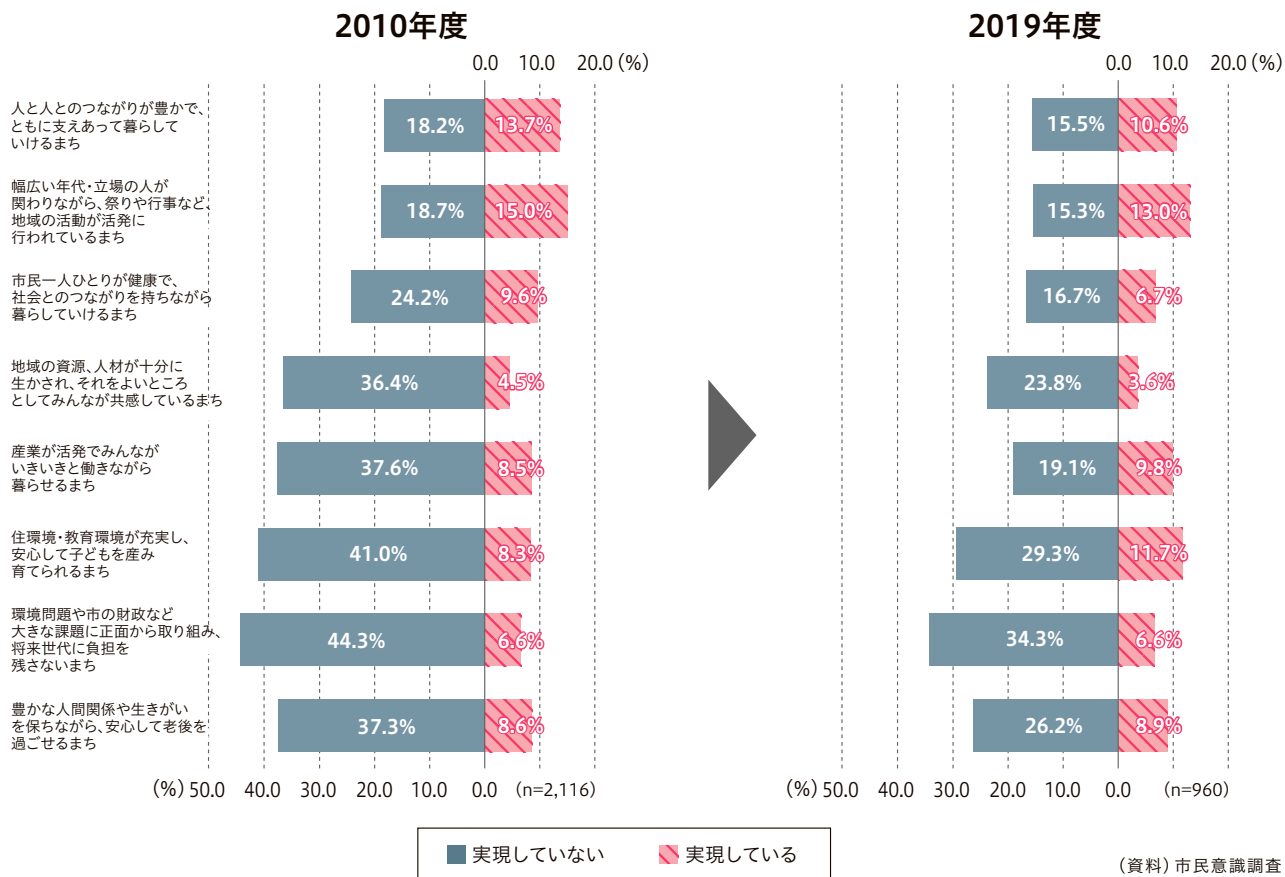
## 市民意識の変化について

第5次尼崎市総合計画の「ありたいまち」の考え方の構成要素となる、望ましいまちの「方向性」や「実現性」に係る質問について、平成22年度(2010年度)と令和元年度(2019年度)に実施した市民意識調査結果を比較しました。「方向性」については、どちらも「今後そうなるべき」が半数を超えており、「ありたいまち」の構成要素については概ね共感が得られているものと考えられます。また、「実現性」については、すべての項目において「実現していない」の回答が減少し、一定の進捗があったものの、「実現している」よりも多い状況です。そうしたことから、第6次尼崎市総合計画でも、第5次尼崎市総合計画の「ありたいまち」の考え方を包含しつつ、まちづくりを進めることが重要です。

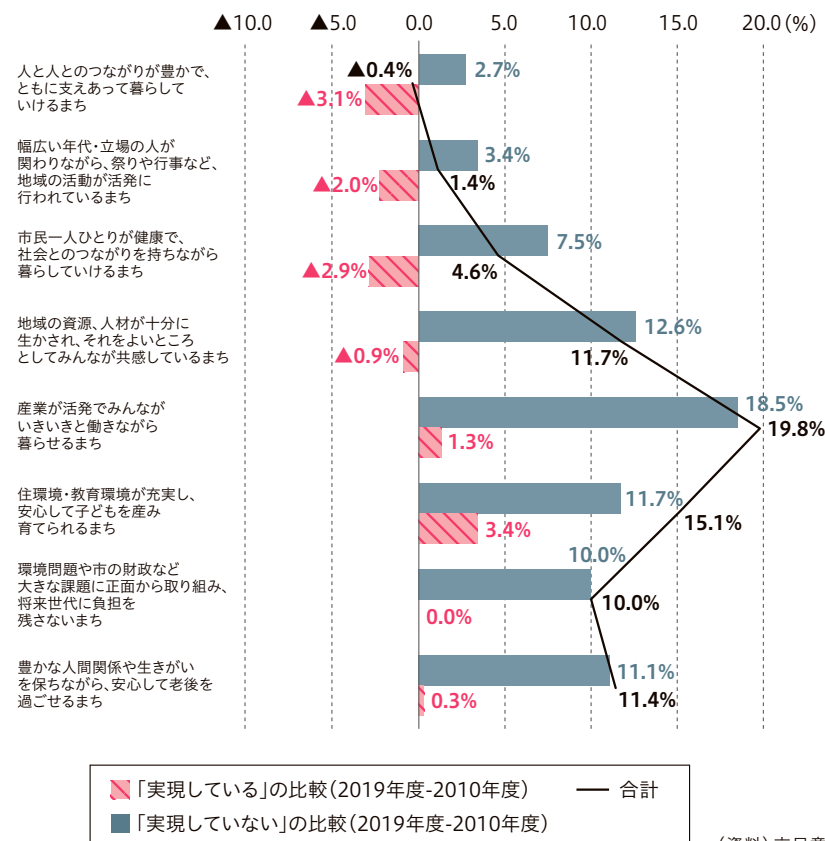
■望ましいまちの「方向性」について(今のままでよい / 今後そうなるべき)



■望ましいまちの「実現性」について(今後そうなるべきと答えた方のうち、実現している / 実現していない)



■ 2010年度と2019年度の比較(進捗状況)



## 用語解説

### 英数字

**3R** ..... p69  
環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（Reduce（リデュース・発生抑制）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再生利用））の頭文字をとったもの。リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で取り組むことが求められている。

**8050 問題** ..... p54  
80歳代の親と50歳代の無業のひきこもり者が同一世帯で生活し、社会から孤立した状態となっていること。

**DX** ..... p72,76  
Digital Transformationの略。デジタル技術とデータを活用して、既存の業務プロセスなどを改革し、新たな価値の創出と社会の仕組みの変革を進めること。

**GIGA スクール構想** ..... p50,51  
GIGA=Global and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末と高速大容量の通信環境を一体的に整備し、ICTや先端技術を効果的に教育に活用する構想。

**HACCP** ..... p61  
Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品など事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入などの危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程のなかで、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

**ICT** ..... p15,50,51,76,86  
Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。

**IoT** ..... p15,67  
Internet of Thingsの略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術。

**RPA** ..... p76  
Robotic Process Automationの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

**Society5.0** ..... p15  
サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿のこと。

### あ行

**アウトソーシング** ..... p76  
業務の一部を外部の協力先に委託するなど、業務に必要な人やサービスを外部から調達すること。

**アウトリーチ** ..... p54  
積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。訪問支援。

**悪性新生物** ..... p60  
がんのこと。肉腫やリンパ腫も含まれる。

**後伸びする力** ..... p51  
目先の結果のみを期待するのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくる力。

**あまがさき SDGs パートナー** ..... p66  
令和2年度（2020年度）より、市内のSDGs達成に向けた取組を推進するため、SDGs達成に資する取組を行う企業や団体を、「あまがさき SDGs パートナー」として登録している。

**あまがさき環境オープンカレッジ** ..... p68  
市民・学校・事業者・行政がともに環境について学び、交流の場をつくり、市民の環境活動を応援するための活動の場。

**あまがさき観光局**..... p66  
観光地域づくりに未来志向で取り組んでいくため、平成 29 年（2017 年）9 月に策定した「尼崎版観光地域づくり推進指針」にもとづき、その舵取り役となり着実に事業を推進していく担い手として、平成 30 年（2018 年）3 月に設立した一般社団法人。

**尼崎市気候非常事態行動宣言**..... p14,68,96,98  
地球温暖化による危機を市民・事業者等と共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和 3 年（2021 年）6 月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明。令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現をめざし、取組を進めていく。

**あま咲きコイン**..... p42,66,67,69  
尼崎市のみで使える独自の電子地域通貨で、健康づくりや環境に優しい活動、ボランティア活動など、SDGs の達成につながる行動や、市内の買い物でポイントを付与し、市内地域経済の活性化や SDGs の行動の推進を目的とするもの。

**あましえあ**..... p46,54  
公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設、市民活動団体などの幅広い地域情報を掲載していくサイト。

**あまつなぎ**..... p58  
地域の医療・介護の連携を推進するため、尼崎市医師会内に「尼崎市医療・介護連携支援センターあまつなぎ」を設置し、在宅医療に関する相談窓口、退院調整への支援、在宅医療・介護資源の把握、多職種・多機関間の連携推進、連携を推進するための研修、市民への啓発などに取り組んでいる。

**あまのかけはし**..... p52  
保育の現場で働きたい方と人材を求める尼崎市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業をつなぐ、職業紹介事業を実施している尼崎市保育士・保育所支援センターの愛称。

**新たなモビリティ**..... p62  
電動キックボードや立ち乗り電動スクーターなどの新たな移動手段のこと。多様化する移動ニーズに対応でき、誰もが気軽に利用できるものとして活用が期待されている。

**生きる力**..... p36,51,53  
知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康と体力」の 3 つの要素からなる力。

**一次救急医療**..... p60  
入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。

**インクルーシブ教育システム**..... p40,50,51  
障害のある人と障害のない人がともに学び、自立と社会参加を見据えて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の提供を行うこと。

**エネルギーの地産地消**..... p42  
地域に必要なエネルギーを再生可能エネルギーなど地域のエネルギー資源によって賄うこと。

**エリアブランディング**..... p37,39,43,71  
特定のエリアにおいて、市民・事業者等・行政が連携し、そのエリアの特性（人・文化・環境・歴史など）を生かしたまちづくりを進めながら、情報発信も合わせて行うことで、まちの魅力のさらなる向上を図ること。

## か行

**外国人総合相談センター**..... p48  
外国籍住民が安心して本市で暮らし、生活を楽しむように、生活課題の解決に必要な情報提供や専門機関の紹介を実施している。令和 3 年（2021 年）5 月に開始し、令和 4 年（2022 年）3 月末時点で延べ 550 件の相談実績。

**海洋プラスチックごみ**..... p14  
国民生活や事業活動に伴い、陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理制度により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域などを経由して海域に流出したものや、漁業、マリレジャーなどにおいて海域で使用されるプラスチック製品が直接海域に流出したもの。

## 用語解説

**関係人口**..... p26  
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様にかかわる人々のこと。地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

**気づき支援型地域ケア会議**..... p58  
高齢者の生活の質の維持・向上を図り、多職種による協議により、生活上の課題を確認するとともに、医療・介護のサービスだけでなく、生活環境・生活習慣の改善や生活上の工夫、社会参加などを含めた具体的な支援策を検討する地域ケア会議。

**キャリアマネジメント**..... p72,75  
組織の目標や目的を踏まえ、個々の職員のキャリアをどのように生かし、いかに育成していくのかといった組織視点と、職員自身も自らのキャリアビジョンを持って主体的な成長に努めていくといった個人視点の2つの観点で捉えており、組織と個人がwin-winの関係を持って、互いに成長できる状態をめざしてマネジメントしていくこと。

**強制徴収債権**..... p72,78  
課税処分、使用料賦課決定処分などの行政処分（公法上の原因）によって生じる債権のうち、滞納処分を行うことができる債権のこと。

**グループホーム**..... p56,57,97  
障害福祉サービスの1つ。障害のある人が、入浴や排せつ、食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を受け、共同で生活する住居。

**健康寿命**..... p41,60,61,92,96,98  
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。本市で示す「健康寿命」は、「日常生活が自立（要介護2～5でない）している期間の平均」としている。

**権利擁護**..... p52,54,55,56,57,59  
自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障害のある人などの代わりに、代理人などが権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること。また、子どもの権利擁護については、子ども一人ひとりが権利の主体として独立した人格を有し、子どもの意思や意見を尊重するとともに、子どもの最善の利益を尊重すること。

**合理的配慮**..... p56  
障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、社会的障壁を取り除くため、状況などに応じて行われる配慮。過度の負担にならない範囲で選択する必要がある。

**高齢化率**..... p13,82,83  
総人口に占める65歳以上人口の割合のこと。

**子ども食堂**..... p52  
無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する、地域住民などによる民間発の取組。

**個別避難計画**..... p64,65  
避難行動要支援者ごとの避難支援などを実施するための計画（災害対策基本法第49条の14）。

**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**..... p40,50,51  
学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組み「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にもとづく制度。

## さ行

**サーキュラーエコノミー**..... p68  
資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などをめざすもの。

**災害マネジメントシステム**..... p64  
災害時に発生する膨大な情報（被害情報、災害対応情報、避難所情報、物資情報など）を全庁的にリアルタイムで集約し共有できるシステム。

**産学公融ネットワーク**..... p42,67  
産業関係団体など、国、兵庫県、市によって構成される組織で、産業の振興などを支援する活動を行うものをいう。



**ジェンダー**..... p48,49,94  
社会的・文化的に形成された性別のこと。

**シチズンシップ**..... p7,22,24,37,39,43,46  
社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりが持つ当事者意識及び行動力。

**児童相談所**..... p40,52,53  
子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況などを的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関。

**シビックプライド**..... p22,37,39,43,46,96  
まちへの誇りと愛着。

**市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）** p56  
障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、地域における交流の場として、毎年開催しているイベント。

**社会的包摂**..... p22,37,93  
社会的に弱い立場にある人々も含め市民一人ひとりを排除や孤独、孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支えあう考え方のこと。

**収益事業収入**..... p21  
地方自治体が、自主財源の確保のために行う収益事業（モーターボート競走事業など）から得られる収入のこと。本市では令和3年度（2021年度）時点で、モーターボート競走事業及び競馬事業からの収益事業収入がある。

**重層的支援**..... p41,54  
社会福祉法第106条の4に規定された重層的支援体制整備事業を活用し、既存の相談支援などの取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズの解決に向けて取り組む支援をいう。

**主要3基金**..... p77  
財政調整基金、減債基金、公共施設整備保全基金のこと。

**循環型社会**..... p37,68,69,86,98  
廃棄物などの発生抑制、循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

**食育**..... p51,61  
生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

**職員パラレルキャリア応援制度**..... p75  
社会貢献や地域貢献につながる職務以外の活動に積極的に参加する職員を組織として応援し、職員の多様なキャリア形成の促進を図る制度。

**森林環境譲与税**..... p68  
我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てることとされている。

**スクラップ&ビルド**..... p77  
経営方針の1つで、老朽化した施設を廃止し能率的な施設を作っていくことから転じ、組織や事業を新設する場合は既存のものを改廃し、全体として組織や事業の拡大を防ぐこと。

**スケールメリット**..... p80  
規模を大きくすることによって得られる効果や利益のこと。

**スモールオフィス機能**..... p67  
小さなオフィスなどでビジネスを行っている事業者を支援する機能。本市では創業支援オフィス「アビーズ」、アビーズに併設する「起業プラザひょうご尼崎」（兵庫県事業）、及びエーリックなどで創業支援事業を行っている。

## 用語解説

**生活困窮者**..... p54  
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第3条第1項）。ただし、現に経済的に困窮していなくても、社会的孤立の状態にあるために、失業や病気、家族の変化など生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至ってしまう危険性もはらんでいる状態にある人なども含まれる。

**生活利便施設カバー率**..... p71,98  
生活利便施設（医療施設、福祉施設、商業施設）の施設数に応じた利用圏の面積が、市内の居住を誘導する区域の面積に占める割合。

**税源の涵養**..... p21,27  
安定した税源の維持、拡大を図ること。

**生物多様性**..... p68,69,94  
生物に関する多様性を示す概念のことで、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があることをいう。

**セーフティネット機能**..... p16,72  
生活するなかで起こるさまざまなリスクに備え、最悪の事態を回避するために用意された仕組み。

## た行

**第二創業**..... p66  
既に何らかの事業を行っている事業者がその業態の転換をしたり、新たに別の事業に進出したりすること。

**多層的な情報伝達**..... p64  
市民・事業者等へ災害情報などを確実に伝達するため、1つの手段に限らず、複数の情報伝達手段を組み合わせること。

**脱炭素社会** p12,14,25,37,38,39,42,68,69,79,87,96,98,102  
地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を吸収・回収することで、排出量を実質的にゼロにする社会のこと。

**多頭飼育問題**..... p54,60,61  
飼い主と動物と周辺的生活環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題。

**ダブルケア**..... p54  
晩婚化・晩産化などを背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担う状況。

**多文化共生**..... p13,48,49  
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

**男女共同参画**..... p48,49  
男女が性別に捉わられることなく社会の対等な構成員として、自らの意思であらゆる分野に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うべき状態のこと。

**地域活動**..... p14,34,35,43,46,56,96  
社会福祉協議会や自治会の活動、防犯・防災活動や交通安全活動、地域の美化・緑化活動、子育て支援（子育てサークル、子どもの見守り、子ども会など）といった地域で行われるさまざまな活動。

**地域共生社会**..... p26,39,41,96  
少子化・高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化などにより、人々の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化している現状を踏まえ、平成28年（2016年）に国が示した「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をとものに創っていく社会」という考え方。

**地域資源**..... p27,46,53,54  
文化財をはじめとした歴史的、文化的価値のある建造物などの資産（地域資産）のほか、地域の人々や団体、事業者の活動、自然など、まちづくりに関連すると考えられるものすべて。

**地域生活支援拠点**..... p56  
障害のある人の居宅支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

**長期実践型インターンシップ**..... p66  
学生が尼崎市内の企業で3～6か月の期間、新規事業の企画や社内の課題解決など、実践的なプロジェクトに携わるプログラムのこと。

**デジタル・シチズンシップ教育**..... p15  
優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育。

**特殊詐欺**..... p62  
被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みなどの方法により、不特定多数の人から現金などをだまし取る犯罪を指し、いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」などの手口が含まれている。

**都市の体質転換**..... p21,27  
本市の特徴として、所得の低い階層や年金収入のみで生活することが困難な高齢者が多く、経済雇用情勢の悪化や高齢化に伴って、生活困窮に陥りやすい人が多い都市の体質となっていることから、現役世代の増加に向けた定住・転入促進対策や、誰もが健康で自立した生活を送れるよう対策を講じることにより、社会構造の変化に対応しようとするもの。

**土地開発公社**..... p21  
「公有地の拡大の推進に関する法律」にもとづき、公共用地などの取得、管理、処分などを行うことを目的に設立された法人。

## な行

**ナッジ**..... p16  
行動経済学などで使用される用語で、人々にきっかけを与えることでより良い行動を促す手法のこと。

**認知症高齢者等個人賠償責任保険**..... p58  
認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するために、認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する制度。

**認知症サポーター**..... p58,59,98  
認知症の人及びその家族の応援者として「認知症サポーター養成講座」を受講した人。

**認定農業者制度**..... p66  
貴重な都市農地を維持・保全していくために、意欲のある農業者に対し、安定して営農を継続していくための支援策として「認定農業者制度」を創設し、本市の農業を担う農業者を育成するもの。

**年齢調整死亡率**..... p60  
年齢構成の異なる地域間での死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した率のこと。

## 用語解説

### は行

**パートナーシップ宣誓制度**..... p48  
日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティである2人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証を交付する制度。

**ハザードマップ**..... p64  
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

**発達特性**..... p53  
生まれつきみられる脳の働き方の違いによる、落ち着きがない・待てない・人との相互のやりとりが難しいなどの特徴がある状態。

**非強制徴収債権**..... p72,78  
行政処分によって生じる債権のうち、滞納処分を行うことができない債権及び契約、不法行為（民法上の原因）などによって生じる債権。

**避難行動要支援者名簿**..... p64  
市町村に作成が義務付けられ、地域防災計画に定める避難行動要支援者の避難支援などを実施するための基礎となる名簿（災害対策基本法第49条の10）。

**非認知能力**..... p50  
IQや学力テストで計測される認知能力とは異なり、自己認識、意欲、忍耐力、自制心、社会的適性、創造性などの測定できない個人の特性による能力。

**ファシリティマネジメント**..... p79  
施設の利活用や長期的な保全などコストと便益の最適化を図ることを目的とした総合的な施設の管理手法のこと。

**福祉避難所**..... p54,64  
災害対策基本法にもとづく避難所のなかで、要配慮者の円滑な利用の確保や、要配慮者が相談支援などを受けられる体制の整備が行われた避難所（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）。本市では、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど、要配慮者の利用に適した環境を確保できる施設を福祉避難所として指定している。

**フレイル**..... p58  
加齢に伴う心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態。

**分野別マスタープラン**..... p45  
総合計画の各施策の推進に向けて、必要に応じて策定される分野別計画のうち、当該施策の方向性などを示す最も基本的な計画。

**ヘルスアップ尼崎戦略**..... p41,60  
超高齢社会においても持続可能なまちであり続けるため、市民の健康寿命の延伸と結果としての医療費や扶助費などの適正化に向け、ライフステージに応じた、生活習慣病の発症や重症化予防に効率的・効果的に取り組む全庁横断的な戦略。

**保護司**..... p54,55,97  
保護司法にもとづき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときに、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

### ま行

**まち育て**..... p70  
「住まい・まちの魅力」を高めることを総称して「まち育て」と位置付けている。地域の実情に応じて、地域住民や地域に関心を持つ人が主体的に考え実践する地域主体の「まち育て」を地域に寄り添いながら支援する。



**密集市街地**..... p70  
道路や公園などが十分に整備されず、木造の建物が密集し、地震時などの火災発生時に大きな延焼被害が想定される市街地のこと。

**民生児童委員**..... p54,55,97  
民生委員法にもとづき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねているため、本市では民生児童委員と表記している。

住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスにつないだり、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などを行う無報酬のボランティアとして活動している。

**メディアリテラシー教育**..... p15  
文字とともに映像や音声として送り出されてくる情報の意味するところを批判的に読み解く能力を育成する教育。

**目標管理対象将来負担**..... p77  
将来負担から、臨時財政対策債や災害復旧債などの本市の意思にかかわらず、事実上発行を選択せざるを得ない市債残高を除いたもの。

## や行

**ヤングケアラー**..... p53,54  
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。家族の介護などにより勉強や友人と過ごす時間が十分に取れない、進路を諦めざるを得ないといった問題が生じている。

**ユースカウンスル**..... p40  
若者評議会のこと。若者が直面するさまざまな課題の解決のために、自ら調べ行動するなかで主体性や社会性をはぐくむとともに、市に政策提言を行う取組。

**ユースワーク**..... p52,53  
若者の成長や社会的包摂・幸福をめざして実施する総合的な支援活動であり、若者の主体性を尊重し、寄り添うなかで、若者が課題や問題を抱えたときに、自ら乗り越え解決していく力を獲得できるよう支援すること。

**用途地域**..... p19,70  
住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用を規制するもの。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の用途などが決定する。

## ら行

**ライフサイクルコスト**..... p79  
建物などの建設費用だけでなく、計画から運営、管理、解体までに必要な全体費用。








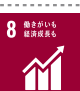








## わ行

**ワンストップサービス**..... p76  
1つの場所や環境でさまざまなサービスが受けられること。



# 施策間連携 (SDGs)

施策ごとに対応するSDGsのゴールを記載しています。本市では総合計画の推進を図ることでSDGsの達成をめざしています。

		施策1 地域コミュニティ・学び	施策2 人権尊重・多文化共生	施策3 学校教育
	<b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ			
	<b>2 飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する			●
	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する			
	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	●	●	●
	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を図る		●	
	<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する			
	<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する			
	<b>8 働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する	●	●	●
	<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> レジリエント(強靱)なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション(技術革新)の拡大を図る			
	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 国内及び国家間の格差を是正する		●	
	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント(強靱)かつ持続可能にする	●		
	<b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する			
	<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る			●
	<b>14 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する			
	<b>15 陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る			
	<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	●	●	●
	<b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	●	●	●

	施策4 子ども・ 子育て支援	施策5 地域福祉	施策6 障害者支援	施策7 高齢者支援	施策8 健康支援	施策9 生活安全	施策10 消防・防災	施策11 地域経済・ 雇用就労	施策12 環境保全・ 創造	施策13 都市機能・ 住環境
	●	●					●			
	●	●			●			●		
	●	●	●	●	●	●			●	
	●	●	●					●	●	
	●	●								
									●	●
								●	●	
	●	●	●	●				●	●	
								●	●	●
		●	●	●	●					
		●	●	●		●	●		●	●
								●	●	
							●	●	●	●
									●	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

## 指標一覧

総合指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
ファミリー世帯の転出超過数	378世帯 (令和3年実績)	189世帯	将来にわたり持続的なまちの活力を測る「人口」の視点として設定
市民参画指数(市民意識調査)	40.6	49.8	活動の場の創出など、まちの魅力を測る「まちへの愛着」の視点として設定
「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合 (市民意識調査)	91.3%	93.9%	居住地としてのまちの評価を測る「市民の実感」の視点として設定

主要取組項目	指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
① 子ども・教育	「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	56.9%	69.2%	子育て環境の充実、本市の最重要課題であるファミリー世帯の定住・転入を促進するための非常に重要な要素であることから、市民の実感を測る。
	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	小6 0～▲2Pt 中3 ▲2～▲4Pt	全国平均以上	基礎学力の向上は、今後の社会を切り拓くためのベースとなり、ファミリー世帯の定住・転入にも影響があると考えられることから設定している。
② 生きがい・ささえあい	「安全で安心して暮らせるまち」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	61.8%	76.3%	すべての人が安全・安心を実感し、支えあうことで地域共生社会が実現できることから、市民の実感を測る。
	健康寿命の延伸	健康寿命と平均寿命の差 男性 ▲1.63歳 女性 ▲3.59歳 (令和2年度実績)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	市民一人ひとりがライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むことで、健やかに自立した生活を維持できると考えていることから健康寿命の伸びを測る。
③ 脱炭素・経済活性	市域における二酸化炭素排出量	2,494kt-CO <sub>2</sub> (令和2年度速報値)	2,049kt-CO <sub>2</sub>	「尼崎市気候非常事態行動宣言」にもとづき、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するため、市域における二酸化炭素排出量を測る。
	市内総生産(実質GRP)	19,826億円 (令和元年度実績)	GDP成長率(実質)を上回る増	地域経済の活性状況・成長を確認するため、市内総生産の成長率を測る。
④ 魅力向上・発信	「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	7.1%	13.1%	自治のまちづくりの推進のためには、学びと活動の循環が重要になることから、市民の実感として、学びを活動につなげている(つながった)市民の割合を測る。
	「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	55.7%	61.7%	イメージの向上は、シビックプライドの醸成につながることから、市民の実感を測る。

施策		代表指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
施策1	地域コミュニティ・学び	I 「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	15.6%	30.0%	市民一人ひとりが身近な地域に関心を持ち、それぞれが自らの問題として行動していけるような状態をめざしていることからIを、また、学びと活動の循環により、地域への愛着や地域を支える人材がはぐくまれる環境づくりをめざしていることからIIを設定している。
		II 「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合(参加者アンケート)	78.1%	90.0%	
施策2	人権尊重・多文化共生	I 「日々のくらしのなかで、自分の居場所があり、他者に認められている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	68.6%	82.6%	誰もが人権侵害を受けず、権利を行使できる主体として認められる社会をめざし、その実感を測るためにIを、また人権について学び続けるためには関心を持つことが重要であることからIIを設定している。
		II 「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合(受講者アンケート)	83.6%	90.0%	
施策3	学校教育	I 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	小6 0～▲2Pt 中3 ▲2～▲4Pt	全国平均以上	今後の社会を切り拓くためには基礎学力がベースになることから、学力の指標としてIを、変化の激しい社会を主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応する力をはぐくむ教育に取り組むことから、児童生徒の意識を問う指標としてIIを設定している。
		II 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合(あまっ子ステップ・アップ調査)	75.4%	87.7%	
施策4	子ども・子育て支援	I 「子育てをしやすいまち」と感じている市民の割合(市民意識調査)	56.9%	69.2%	子育てに係る環境整備の状況を確認し、市民の実感を測るためにIを、子どもが健やかに育つことができるよう、子ども本人の実感や子どもを取り巻く状況を確認し、自己肯定感を測るためにIIを設定している。
		II 「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の割合(あまっ子ステップ・アップ調査)	79.4%	82.8%	
施策5	地域福祉	I 「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする(ほっとかない)」と考えている市民の割合(市民意識調査)	56.5%	70.0%	地域のつながりが希薄化するなかで、困りごとを抱えた市民の地域での孤立や排除、課題の深刻化が懸念されている。市民が身近な地域課題を「我が事」として捉え、「ほっとかない」という意識が醸成されているかどうかを測るためにIを、複雑化・複合化した課題の解決に向けIIを設定している。
		II 支援において「スムーズに連携できている」と考えている支援関係者などの割合(地域福祉に関するアンケート調査)	民生児童委員：31.5% 保護司：24.2% 相談支援機関：7.7% (令和2年度実績)	50.0%	
施策6	障害者支援	I 「障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	37.5%	47.7%	障害のある人が生活しやすい環境だと市民が感じられるまちは、誰もが安心して暮らすことができるまちにもつながることからIを、障害のある人の自立した地域生活を支えるための住まいの場となるグループホームの定員数をIIに設定している。
		II 市内のグループホームの定員数	552人	741人	

施策		代表指標	策定時の値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	指標の説明
施策7	高齢者支援	I 「生きがいを感じることや今後やってみたいことがある」と考えている高齢者の割合(市民意識調査)	58.7%	75.9%	高齢者が介護予防などを通じ、身体・健康維持や認知機能の低下予防に努めながら、社会とのかかわりを持ち、生きがいを持って生活ができるような取組が重要であることからIを、今後増加が見込まれる認知症の人を社会全体で見守り、支えるための視点としてIIを設定している。
		II 認知症サポーターの数	24,080人	45,507人	
施策8	健康支援	I 健康寿命の延伸	健康寿命と平均寿命の差 男性 ▲1.63歳 女性 ▲3.59歳 (令和2年度実績)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	市民一人ひとりがライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むことで、健やかで自立した生活を維持できると考えていることから健康寿命の伸びを測る。
施策9	生活安全	I 「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合(市民意識調査)	60.6%	80.0%	安全・安心を実感できるまちに向け、それぞれの安心感・住みやすさの実感を確認するため、交通安全・治安の視点でIを、ルール・マナーの視点でIIを設定している。
		II 「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合(市民意識調査)	56.3%	75.9%	
施策10	消防・防災	I 「市の消防・防災体制が安心」だと感じている市民の割合(市民意識調査)	80.8%	90.0%	市の消防・防災の取組の認知度や災害時の対応などさまざまな取組内容についての実感や、公助の進捗を確認するためにIを、自助・共助の面から、行政の取組がどれだけ市民やコミュニティの行動変容につながっているかを確認するためにIIを設定している。
		II 「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	89.2%	100.0%	
施策11	地域経済・雇用就労	I イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数	2,302人・社・件 (平成27年度～令和元年度の累計)	2,500人・社・件 (令和5年度～令和9年度の累計)	市、産業団体、金融機関などが一体となって取り組んでいるイノベーション促進支援、創業支援及び営業力強化支援に資する事業の成果として、地域経済の活性化の視点でIを、全国の雇用情勢と比較し、本市の雇用環境を測るためにIIを設定している。
		II 市内有効求人倍率の全国との比較	1.01 (令和2年度実績)	全国有効求人倍率を上回る	
施策12	環境保全・創造	I 市域における二酸化炭素排出量	2,494kt-CO <sub>2</sub> (令和2年度速報値)	2,049kt-CO <sub>2</sub>	「尼崎市気候非常事態行動宣言」にもとづき、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するためにIを、循環型社会の実現に向け、ごみ減量の視点から「一般廃棄物処理基本計画」で定める焼却対象ごみ量をIIに設定している。
		II 市内の焼却対象ごみ量	130,463t (令和2年度実績)	123,466t	
施策13	都市機能・住環境	I 「現在の住環境が快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合(市民意識調査)	83.8%	90.0%	都市機能・住環境の充実に対し、広くニーズを満たしているかどうかを確認するためにIを、都市機能・住環境を多角的かつ総合的に捉えるため、「地域推奨意欲」、「5年定着率」、「公園利用満足度」、「生活利便施設カバー率」の4つの視点を組み合わせた指数としてIIを設定している。
		II 都市機能・住環境指数	▲3pt	2pt	



## 尼崎市のあらし

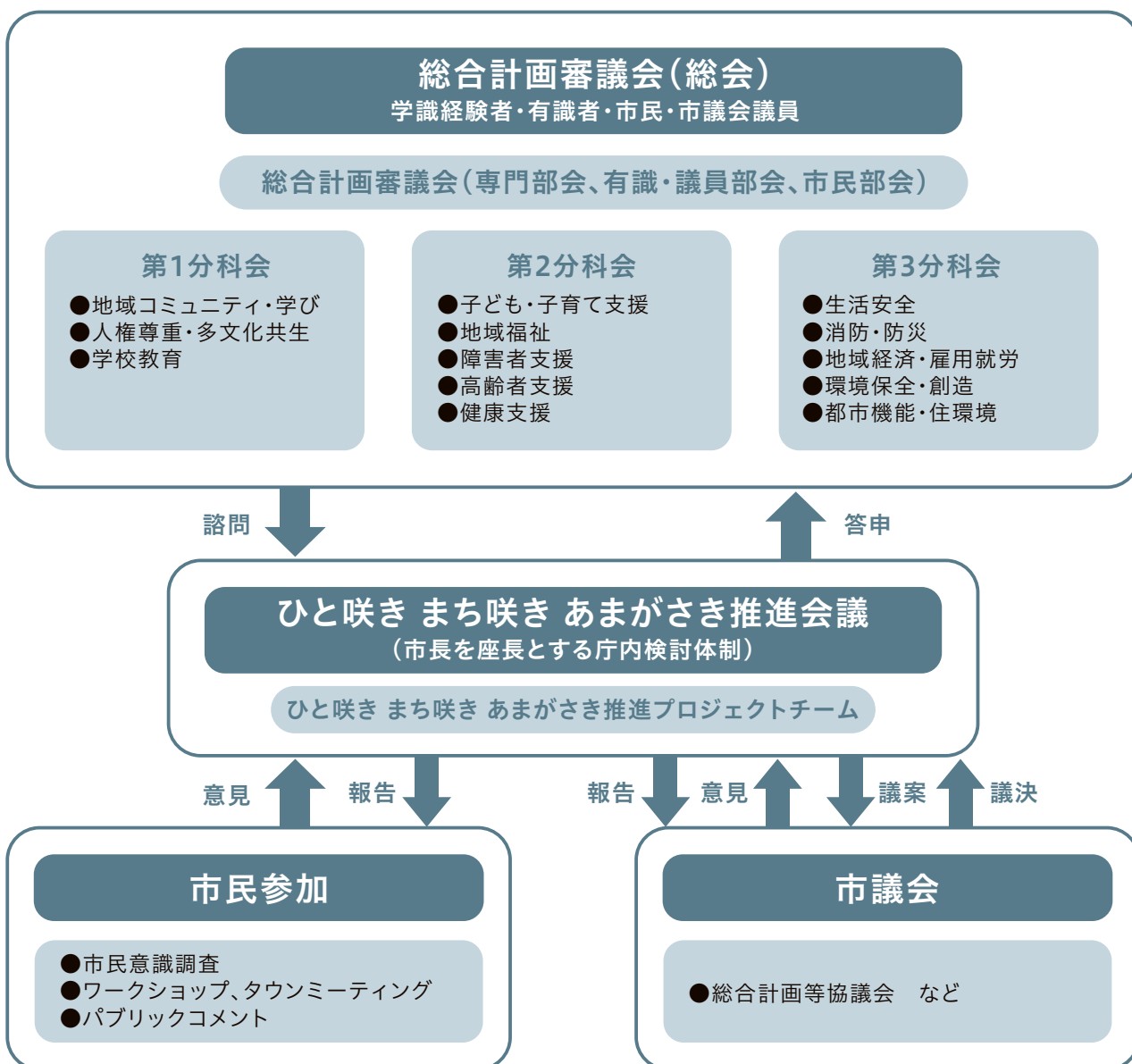
尼崎市は大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、大阪市と神戸市にはさまれた阪神広域圏に属しています。東は神崎川、左門渡川を隔てて大阪市、猪名川をはさんで豊中市、北は伊丹市、西は武庫川を境に西宮市と接しています。南は大阪湾に面しています。

市域の総面積は50.71km<sup>2</sup>で、市域は丘1つない平坦な土地で、約3分の1にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤となっており、ほぼ全域が市街化されています。

人口は、令和5年(2023年)1月1日現在の推計で455,469人(男219,869人、女235,600人)となっており、世帯数は223,922世帯です。

市制施行は大正5年(1916年)で、その後近隣村との合併や境界変更などを経て、昭和44年(1969年)にほぼ現在の市域を形成するに至っており、第5次尼崎市総合計画の期間中の平成28年(2016年)には市制100年を迎えました。

## 尼崎市総合計画策定の体制



## 総合計画に係るこれまでの取組経過

尼崎市では、昭和44年(1969年)の地方自治法改正による基本構想の策定義務化以降、6次にわたって基本構想を策定してきました。

ここでは、総合計画に係るこれまでの取組経過を振り返っています。

(※平成23年(2011年)の地方自治法改正により、「策定義務」は廃止。)

### 「まちづくり基本構想」(第1次:昭和46年度(1971年度)～56年度(1981年度)、計画期間11年間)

- 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいました(ピークは昭和46年(1971年)の約55.4万人)。一方で、公害の発生や生活関連の都市基盤の未整備が深刻な問題となっていました。
- そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道など生活関連都市基盤の整備をまちづくりの主要課題と捉えて構成されています。

### 「尼崎市総合基本計画」(第2次:昭和55年度(1980年度)～平成2年度(1990年度)、計画期間11年間)

- 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきづく市民都市」を打ち出しています。
- 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行するなかで、本市においては工場再配置促進法などの影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、南部の人口減少と北部の人口増加といった市内の発展バランスの問題などが顕在化しつつありました。
- そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取組を掲げ、無秩序な土地利用の改善に努めるなど、暮らしやすいまちづくりに向けた方向性が打ち出されています。

### 「尼崎市総合基本計画」(第3次:昭和61年度(1986年度)～平成7年度(1995年度)、計画期間10年間)

- 都市像や基本理念は第2次のを継承していますが、時代背景としては産業の構造変化が進むなかで、本市においても南部の工業地帯の空洞化などが問題となっていたため、「産業構造の高度化」が施策として打ち出されています。
- このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置など、時代の変化への積極的な対応がみられます。

### 「尼崎市総合基本計画」

(第4次：平成4年度(1992年度)～令和7年度(2025年度)、計画期間34年間)

- 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられるなど、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応が重視されています。
- また、地球環境問題を意識した節の設置や「ノーマライゼーション」の節の設置など、現在につながる問題設定がなされていますが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向がみられます。
- 基本構想のもとに、「第1次基本計画」(平成4年度(1992年度)～平成13年度(2001年度))を策定し、文化、産業、環境、生活、人づくりといった5部門の将来像を支えるとともに、都市魅力や防災性の向上、住環境の改善といった観点から積極的な都市基盤の整備が進められました。しかし、これに伴い発行した多額の市債などの償還が、結果として財政を圧迫する大きな要因となりました。
- 続く「第2次基本計画」(平成13年度(2001年度)～平成24年度(2012年度))は、「都市の活力は、まちへの誇りと愛着を持った市民や事業者の主体的な活動や、行政との協働の取組のなかから生まれ、そうした活動の成果が、誇りや愛着をさらに増していく」という考え方のもと、人々の生活と交流などの展開に重点を置いて策定されています。

### 「尼崎市総合計画」(第5次：平成25年度(2013年度)～令和4年度(2022年度)、計画期間10年間)

- 激しい時代の変化に対応していくため、一定の期間をもって必要に応じ見直しができるよう、まちづくり構想については10年間、まちづくり基本計画については5年間を計画期間として策定されています。
- 市民ニーズが多様化するなかで、特定の都市像を掲げるのではなく、市民が共感できる、めざす尼崎市の将来像を4つの「ありたいまち」として掲げています。その「ありたいまち」の実現に向け、「ありたいまち」の姿とまちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を、市民・事業者等・行政とで共有し、ともにまちづくりを進めていくよりどころとして策定されています。
- 「ありたいまち」の実現に向け、施策間の連携をより意識できるよう施策体系をマトリックス型とし、計画期間中に特に重点的に取り組む項目を「主要取組項目」としてまとめ、また、その取組を推進するための行政運営の基本となる考え方が記載されています。
- 計画を推進していくためには、その取組状況の振り返りを行い、その結果にもとづいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要であり、「計画の推進」として「施策評価」について記載されています。

# 尼崎市の総合計画と時代背景

総合計画	都市像など	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
まちづくり基本構想 (第1次) 昭和46～56年度	快適な職住都市		<ul style="list-style-type: none"> <li>●公害問題の解決</li> <li>●都市環境の改善</li> <li>●下水道等生活関連都市基盤の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経済の高度成長</li> <li>●公害問題など経済成長に伴う「歪み」の顕在化</li> </ul>
尼崎市 総合基本計画 (第2次) 昭和55～65年度 (平成2年度)	人間性豊かな職住都市 ●生活基盤をととのえる環境都市 ●市民経済をつちかう産業都市 ●人間社会をきづく市民都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で健康に過ごすことができること</li> <li>●働くにも住むにも便利でくらしよいこと</li> <li>●生きがいとゆとりのある人生がおくれること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南部の人口減少と北部の人口増加</li> <li>●市内産業の停滞</li> <li>●工場の市外流出に伴う雇用不安</li> <li>●住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度成長の終焉、安定成長への移行</li> <li>●工場再配置促進法などの影響により工場の市外流出が進む</li> </ul>
尼崎市 総合基本計画 (第3次) 昭和61～70年度 (平成7年度)			<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域の人口減少</li> <li>●南部の工業地帯や既成市街地の空洞化</li> <li>●南部地域の高齢化</li> <li>●地価の高騰に伴う宅地の細分化</li> <li>●産業と高度化への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●急速な円高が進み、産業の構造変化が進む</li> <li>●老人保健医療の開始</li> <li>●男女雇用機会均等法の成立</li> <li>●市域の人口減少はペースが鈍化</li> </ul>
尼崎市 総合基本計画 (第4次) 平成4～37年度 (令和7年度)	にぎわい・創生・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人にやさしいまちづくり</li> <li>●都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり</li> <li>●個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化を基軸とした都市の魅力の発信</li> <li>●南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応</li> <li>●文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バブル期の経済成長</li> <li>●価値観の多様化、女性の社会進出の進行</li> </ul>
尼崎市総合計画 (第5次) 平成25～34年度 (令和4年度)	(4つのありたいまち) 人が育ち、互いに支えあうまち 健康、安全・安心を実感できるまち 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「あるもの」と「つながり」を活かす</li> <li>●人の育ちと活動の支援</li> <li>●市民の健康と就労の支援</li> <li>●産業活力とまちの魅力の向上</li> <li>●まちの持続可能性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低成長</li> <li>●成熟社会</li> <li>●人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行</li> <li>●市民活動形態の多様化</li> <li>●東日本大震災</li> </ul>
尼崎市総合計画 (第6次) 令和5～14年度	(ありたいまち) ひと咲き まち咲き あまがさき  (5つのありたいようす) ●みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ ●ほっとかない。だれも、なにも ●きり拓く。ひと、しごと ●たかまる。便利でご機嫌な暮らし ●ひろげる。一歩先の選択肢		<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・教育</li> <li>●生きがい・ささえあい</li> <li>●脱炭素・経済活性</li> <li>●魅力向上・発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人口減少社会の進行</li> <li>●多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化</li> <li>●脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり</li> <li>●デジタル化の進展</li> <li>●産業構造・労働環境の変化</li> <li>●災害対策など安全・安心への意識の高まり</li> <li>●新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常</li> </ul>

## 尼崎市総合計画策定の経過

年月日	会議など	内容
令和2年10月6日	審議会 総会(第1回)	・第6次尼崎市総合計画の策定について(諮問)
11月5日	審議会 市民部会(第1回)	・「尼崎らしさ」について
11月16日	審議会 有識・議員部会(第1回)	・「尼崎らしさ」について
11月24日	審議会 有識・議員部会(第2回)	・「尼崎らしさ」について
11月26日	審議会 市民部会(第2回)	・「尼崎らしさ」の整理について
12月3日	審議会 市民部会(第3回)	・「尼崎らしさ」のまとめ ・まちの将来像について
12月14日	審議会 有識・議員部会(第3回)	・まちの将来像について ・将来像の実現、課題解決に向けてできることについて
12月18日	審議会 市民部会(第4回)	・将来像の実現、課題解決に向けてできることについて
令和3年2月5日	審議会 専門部会(第1回)	・有識・議員部会及び市民部会の検討結果を踏まえたまちづくり構想 コンセプト等について
3月9日	審議会 専門部会(第2回)	・まちづくり構想について
3月25日	審議会 専門部会(第3回)	・まちづくり構想について ・尼崎らしいまちのようす・状態について
5月14日	審議会 総会(第2回)	・第6次尼崎市総合計画 まちづくり構想(骨子)について ・まちづくり基本計画策定に向けた分科会の設置について
7月6日	審議会 専門部会(第4回)	・第6次尼崎市総合計画 施策体系(案)について ・第6次尼崎市総合計画 各論の構成(案)について
7月27日	審議会 第2分科会(第1回)	・第6次尼崎市総合計画 施策別の取組(各論)(案)について
7月29日	審議会 第1分科会(第1回)	
8月4日	審議会 第3分科会(第1回)	
8月6日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画の策定に向けた検討状況について
8月26日	審議会 第1分科会(第2回)	・第6次尼崎市総合計画 施策別の取組(各論)(案)について
8月30日	審議会 第3分科会(第2回)	
8月31日	審議会 第2分科会(第2回)	
9月10日	審議会 専門部会(第5回)	・第6次尼崎市総合計画 主要取組項目(たたき台)について ・第6次尼崎市総合計画 まちづくりの総合指標(案)について
9月27日	審議会 専門部会(第6回)	・第6次尼崎市総合計画 施策別の取組(各論)(案)について ・第6次尼崎市総合計画 総合指標・主要取組項目(案)、行政運営 (骨子)について
10月1日	審議会 総会(第3回)	・第6次尼崎市総合計画 まちづくり基本計画の検討状況について
10月21日	審議会 専門部会(第7回)	・第6次尼崎市総合計画 計画の背景(案)について
11月2日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画の策定に向けた検討状況について
12月24日	審議会 専門部会(第8回)	・第6次尼崎市総合計画 素案(案)について
令和4年1月14日	審議会 総会(第4回)	・第6次尼崎市総合計画 素案(案)について
2月1日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画(素案)について
3月23日	審議会 総会(第5回)	・パブリックコメントの意見を踏まえた第6次尼崎市総合計画(案)について
4月11日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画(素案)に対する市民意見公募手続の結果等について
4月26日	審議会 総会(第6回)	・第6次尼崎市総合計画 答申(案)について
5月11日	審議会 答申	・答申の手交
5月18日	市議会 総合計画等協議会	・第6次尼崎市総合計画(答申)について
6月7日	市議会	・議案「尼崎市総合計画の策定について」の提出 ・総合計画審査特別委員会の設置
6月21日・22日	市議会 総合計画審査特別委員会	・議案審議
6月28日	市議会	・議決
6月28日	尼崎市総合計画の決定	



## 市民参画

### 市民意識調査

#### (1) 調査方法

時期	内容	備考
令和4年2月	第5次尼崎市総合計画策定以降、毎年度市民意識調査を実施	調査対象：市民在住の満15歳以上の男女3,000人 抽出方法：住民基本台帳から無作為に抽出

#### (2) 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
3,000	43	2,957	1,019	34.5%

#### (3) 回答者属性

	男性	女性	その他	回答しない	無回答
回答数	429	410	3	9	168
割合	42.1%	40.2%	0.3%	0.9%	16.5%

	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答
回答数	91	135	147	183	143	135	158	27
割合	8.9%	13.3%	14.4%	18.0%	14.0%	13.3%	15.5%	2.6%

### ワークショップ、タウンミーティング

時期	内容
令和2年1月～2月	「未来から今を考える」ワークショップ
令和3年7月～8月	「尼崎らしい“ミライ”を考える」タウンミーティング
令和4年2月	「尼崎らしい“ミライ”を考える」タウンミーティング“冬”

### 市民意見公募手続（パブリックコメント）

時期	内容	備考
令和4年2月2日～23日	「尼崎市総合計画（第6次）」（素案）の策定について	提出：7名 件数：18件

## 尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例

平成24年3月27日 条例第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により尼崎市議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 本市のまちづくりの構想（まちづくり全般にわたる基本的な方向性を示したものをいう。）の策定、変更及び廃止
- (2) 本市のまちづくりの基本計画（前号の構想を実現するための基本的な計画であって、本市行政の最上位のものをいう。）の策定、変更及び廃止

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 尼崎市総合計画審議会条例

昭和52年10月6日  
条例第42号

改正 平成21年5月21日条例第19号  
平成30年6月22日条例第33号  
令和2年12月25日条例第46号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、審議会を置く。

(1) 市の総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関する事項

(2) 総合計画の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、第2項に規定する者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員(特別委員を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

4 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 第3条第4項及び第5項の規定は臨時委員について、第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第3条第4項中「会長」とあるのは「会長及び部会長」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「第8条第3項」と、第5条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第1項中「委員(特別委員)」とあるのは「部会に属する委員(特別委員及び臨時委員)」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員(臨時委員を含む。)以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年1月20日規則2号で、昭和53年1月21日から施行)

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(平30条例33・一部改正)

付 則(平成21年5月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年12月25日条例第46号)

この条例は、令和3年6月27日から施行する。

## 尼崎市総合計画審議会委員名簿

委員名	役職・職業など
青田 良介	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
勇 正一郎	公募市民委員
稲垣 由子	甲南女子大学 名誉教授
梅谷 進康	桃山学院大学 社会学部 ソーシャルデザイン学科 教授
大江 篤	園田学園女子大学 学長(令和4年4月1日から)
◎ 加藤 恵正	兵庫県立大学 特任教授
川島 明子	園田学園女子大学 学長(令和4年3月31日まで)
川中 大輔	龍谷大学 社会学部 准教授 シチズンシップ共育企画 代表
楠村 信二	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
小坂 圭一	尼崎商工会議所 副会頭
小森 準平	株式会社神戸新聞社 経営企画局 経営企画部長
瀧川 光治	大阪総合保育大学 児童保育学部 教授
武本 夕香子	弁護士(兵庫県弁護士会)
堂園 隆司	尼崎労働者福祉協議会 代表
徳田 稔	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
中西 志津子	公募市民委員
仁保 麻衣	公募市民委員
畠中 辰彦	公募市民委員
花田 真理子	大阪産業大学大学院 人間環境学研究科 教授
原田 明	公募市民委員
○ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
古川 剛	公募市民委員
堀田 博史	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
松原 一郎	尼崎市社会福祉協議会 理事長
丸岡 鉄也	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
村田 和也	尼崎信用金庫 執行役員 総合企画部長
室崎 千重	奈良女子大学 生活環境学研究科 准教授
八木 絵香	大阪大学 COデザインセンター 教授
安田 雄策	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
山崎 憲一	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)
綿瀬 和人	尼崎市議会議員(令和3年6月26日まで)

◎印は会長 ○印は会長職務代理

(敬称略/50音順)

## 尼崎市総合計画審議会の分科会

	第1分科会	第2分科会	第3分科会
所管する 施策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティ・学び</li> <li>●人権尊重・多文化共生</li> <li>●学校教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て支援</li> <li>●地域福祉</li> <li>●障害者支援</li> <li>●高齢者支援</li> <li>●健康支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活安全</li> <li>●消防・防災</li> <li>●地域経済・雇用就労</li> <li>●環境保全・創造</li> <li>●都市機能・住環境</li> </ul>
委員名	川中 大輔 小森 準平 武本 夕香子 原田 明 ○久 隆浩 古川 剛 堀田 博史 八木 絵香	勇 正一郎 稲垣 由子 ○梅谷 進康 川島 明子 瀧川 光治 中西 志津子 松原 一郎	○青田 良介 加藤 恵正 小坂 圭一 堂園 隆司 仁保 麻衣 畠中 辰彦 花田 眞理子 村田 和也 室崎 千重

○印は分科会長

(敬称略／50音順)  
(令和3年8月31日時点)

令和2年10月6日

## 諮 問 書

尼崎市総合計画審議会 会長 様

尼 崎 市 長  
稲 村 和 美

### 第6次尼崎市総合計画の策定について（諮問）

貴審議会よりいただいた答申に基づき、市議会の議決を経て策定いたしました第5次尼崎市総合計画が令和4年度末をもって10か年の計画期間の終了を迎えます。

この間、我が国においては人口減少、少子・高齢化が加速度的に進行し、人口減少社会における課題が顕在化しつつあり、本市についても同様の状況が見られ、さらには今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、社会の仕組みそのものが変化しつつあります。こういった将来を見通すことが困難な状況のなか、市民、事業者と目指すべき尼崎市の将来像を共有し、その実現に向けてともにまちづくりを進めていくための指針となる総合計画の重要性を改めて認識しているところです。

令和5年度からとなる次期総合計画の策定にあたりましては、令和2年8月に本市が作成いたしました「次期総合計画策定に向けた第5次尼崎市総合計画の点検」及びその点検結果に対する貴審議会意見を踏まえ、市民、事業者とともにまちづくりを進めるためのビジョンとしての総合計画のあり方や、市民、事業者の価値観等が多様化するなかにあっても、誰もが共感・共有でき、かつ尼崎らしさを組み込んだまちの将来像、そして、まちの将来像の実現のための施策体系や施策の展開方向、次期計画における主要取組項目などについて、具体化を図る必要があります。

以上のことから、次の事項について広範な意見をもとにご審議いただきたく貴審議会に諮問いたします。

- 第6次尼崎市総合計画（まちづくり構想・まちづくり基本計画）の策定について

以 上



## 尼崎市総合計画審議会からの答申

令和4年5月11日

### 答 申 書

尼崎市長  
稲村 和美 様

尼崎市総合計画審議会  
会長 加藤 恵正

### 第6次尼崎市総合計画の策定について(答申)

令和2年10月6日に市長から諮問のありました「第6次尼崎市総合計画の策定」について、本審議会において広範な視点から慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申します。

以 上

## 第 6 次 尼 崎 市 総 合 計 画

発行：令和 5 年 3 月

尼崎市 総合政策局 政策部 都市政策課

〒 660-8501 兵庫県尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

TEL：06-6489-6138 FAX：06-6489-6793

URL：<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

# AMAGASAKI CITY

第6次  
尼崎市総合計画

ひと咲き まち咲き あまがさき

